

本マニュアルの改訂歴

- 平成 9年12月制定
- 平成13年 1月改訂
- 平成14年 7月改訂
- 平成20年 4月改訂
- 平成21年 6月改訂

経済産業省防災業務マニュアル

原子力災害対策編

平成21年6月

本マニュアルの改訂来歴

○平成 9年12月制定

本マニュアルは、経済産業省防災業務計画の規定に基づいて作成するものであり、経済産業省が安全規制を担当している原子力事業所等における原子力災害発生時及び大規模自然災害の発生時において、災害対策の具体的実施内容や実施の段取り等、災害対策の円滑な実施のための実践的活動要領を記載したものである。

○平成13年 1月改訂

平成13年1月の本マニュアルの改訂は、平成9年12月に決定された通商産業省防災業務マニュアル原子力災害対策編を、平成11年9月30日に茨城県東海村で発生した株式会社ジェー・シー・オーの臨界事故後に制定された原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)の枠組みに従って、抜本的な見直しを行い、その際に併せて省庁再編に伴う改訂も行ったものである。

なお、本マニュアルにおいて役職をもつて記述している部分については、本マニュアルが対象としている事象の緊急性にかんがみ、当該者の代行者ができる限り具体的に定めている(本文中において代行者が明記されていない場合は別紙資料を参照)ので、本人が不在等の場合には速やかに代行者が事務を行うこととする。

○平成14年 7月改訂

平成14年6月の改訂は、原子力総合防災訓練、原子力安全・保安院の院内訓練等を通じて得られた改善点をまとめて修正を行ったものである。

○平成20年 4月改訂

平成20年4月の改訂は、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震における東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所への対応を踏まえ、原子力安全・保安院では初動体制等を強化することとし、また、それまでに原子力総合防災訓練等を通じて得られた改善点をまとめ修正を行ったものである。

改訂の手続きは、経済産業省防災業務計画の規定に基づいて、原子力安全・保安院が作業を行い、院内、資源エネルギー庁、大臣官房総務課へ周知した。

○平成21年 6月改訂

平成21年6月の改訂は、次により改訂したものである。

- 使用に際しての利便性向上のため、事象ごとに編集
- モバイル保安院運用開始及び迅速化
- 対象となる大規模自然災害地域の見直し

目 次

第1編 原子力施設における大規模自然災害時の対応 ····· 第1編-1~16

第2編 中レベル事象発生時の対応 ····················· 第2編-1~26

第3編 原災法第10条事象発生時の対応 ················· 第3編-1~47

第4編 原災法第15条事象発生時の対応 ················· 第4編-1~64

- | | |
|---|---|
| [I 章 原災法第10条通報事象の進展の結果、第15条に基づく
原子力緊急事態事象に至った場合の対応(既に警戒本部が
設置されている場合の対応)] |] |
| [II 章 原災法第10条通報事象が第15条に基づく
原子力緊急事態事象に該当した場合の対応
(警戒本部が設置されていない場合の対応)] | |

第5編 事業所外運搬時の事故発生時の対応 ··············· 第5編-1~19

第6編 原災法第10条事象発生時の対応(陸上輸送) ··· 第6編-1~42

第7編 原災法第15条事象発生時の対応(陸上輸送) ··· 第7編-1~58

- | | |
|---|---|
| [I 章 原災法第10条通報事象の進展の結果、第15条に基づく
原子力緊急事態事象に至った場合の対応(既に警戒本部が
設置されている場合の対応)] |] |
| [II 章 原災法第10条通報事象が第15条に基づく
原子力緊急事態事象に該当した場合の対応(警戒本部が
設置されていない場合の対応)] | |

第1編 原子力施設における大規模 自然災害時の対応

目 次

第1編 原子力施設における大規模自然災害時の対応

<u>1. 対象となる大規模自然災害</u>	第1編-2
<u>2. 通報連絡</u>	第1編-2
<u>3. 緊急参集要員の参集</u>	第1編-3
<u>4. 初動対応 その1 (発生から1時間以内対応)</u>	第1編-3
(1) 内閣危機管理センターへの緊急参集	
(2) 原子力施設災害対策本部の立ち上げ	
(3) プレス対応の準備	
(4) 被災情報の収集	
(5) 対外公表のための資料作成・情報提供(30分)	
(6) 対外公表のための資料作成・情報提供(1時間)	
<u>5. 初動対応 その2 (第1回プレス発表以降対応)</u>	第1編-6
(1) 情報収集	
(2) 公表資料作成、情報提供	
(3) プレス発表	
(4) 緊急参集の縮小・解除	
<u>6. 問い合わせ等への対応 (災害発生以降)</u>	第1編-6
<u>7. 現地体制</u>	第1編-7
(1) 現地派遣職員	
(2) 輸送	
(3) 現地到着後に果たすべき機能及び役割分担	
(4) 現地原子力保安検査官事務所の果たすべき機能	
<u>8. 国内外広報</u>	第1編-7
(1) 立地地域(立地地域以外)への広報	
(2) 国民への広報	
(3) 海外広報	
(4) 國際機関・主要国規制機関への通報・情報提供	
<u>9. 初動段階の情報収集により、大きな問題の発生が確認された場合の対応</u>	第1編-8
<u>10. その他</u>	第1編-8
別紙資料	第1編-10~12
別添資料	第1編-13~16

第1編 原子力施設における大規模自然災害時の対応

1. 対象となる大規模自然災害

原子力安全・保安院の所掌する原子力施設等の立地地域及びその周辺において、以下のいずれかに該当する大規模自然災害が発生した場合には、事象レベルに応じ通報連絡、緊急参集、派遣等を行う。

- ①原子力施設等立地道府県^{*1}（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。以下、同じ。）において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ②原子力施設立地市町村^{*2}において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- ③原子力施設等立地道府県（内陸部に施設がある大阪府と岡山県は除く。）において、大津波警報が発令された場合
- ④東海地震注意報が発表された場合
- ⑤原子力安全・保安院長が災害対策本部の設置を決定した場合

※1：北海道については、後志支庁（「第1編 9.」参照）に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甑島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2：上斎原については、鳥取県三朝町も岡山県鏡野町と同等の扱いとする。

2. 通報連絡（別紙1参照）

- (1) 官房から、防災一斉メールにて主任防災担当官（企画調整課総括班長及び調整班長）に緊急参集事象発生（上記1.）の連絡が入る。
 - (2) 本部長補佐*は、発生場所が原子力施設等立地道府県であるかを確認し、電話で直接、以下のとおり連絡を取る。
 - ①緊急参集事象（原則、1. ①に該当する事象）であれば、官邸参集要員（緊急参集メンバー、随行者及びリエゾン参集者）に内閣危機管理センターへの参集指示の連絡をする。
 - ②本部長に連絡し、原子力安全・保安院に災害対策本部（別添）を設置することの承認を得る。
- * 本部長補佐として、企画調整課調整班長ほかを、その任に充てる。
- (3) 本部長補佐は、原子力安全・保安院緊急参集要員（別添のメンバーリスト）に対して、防災携帯電話から参集指示の防災一斉メールを発信する。
 - (4) 本部長補佐は、原子力施設等立地市町村の震度情報を入手し、副本部長及び企画調整課長に連絡する。
副本部長と企画調整課長は、原子力施設等立地市町村の震度情報をもとに、緊急参集指示の縮小・解除について協議し、緊急参集指示の縮小・解除をすることを決定した場合には、本部長補佐に連絡する。
 - (5) 原子力防災課施設班長は、原子力安全基盤機構に対し、参集を指示する。

3. 緊急参集要員の参集

本部長補佐からの防災一斉メールによる参集指示を受信した緊急参集要員は、災害発生地域に設置されている原子力施設等に応じて、直ちにERCに参集する。
移動の際は、携帯電話で連絡を取り合えるように極力タクシーにて移動する。

4. 初動対応 その1（発生から1時間以内対応）

(1) 内閣危機管理センターへの緊急参集

- a. 原則、①に該当する事象が発生した場合、緊急参集メンバー（院長ないし次長）は内閣危機管理センターに参集する。なお、緊急参集メンバーが何らかの事情で官邸に参集できない状態である場合には、その代行者に連絡を取り、官邸への参集を依頼する。
- b. 他の官邸参集要員（随行者及びリエゾン参集者）も、直ちに内閣危機管理センターに参集する。内閣危機管理センターに到着後、センター内の地下オペレーションルームの原子力安全・保安院長席の背後にある電話を確保し、当該電話番号をERCに連絡（電話及びFAX）する。
- c. 原子力防災課企画班長は、適宜、緊急参集メンバーに情報を提供する。

(2) 原子力施設災害対策本部の立ち上げ

- a. 本部長補佐は、原子力安全・保安院への参集後、災害対策本部の設置について、内閣情報集約センター及び官房総務課にFAXする。
- b. 本部長は、ERCに到着後、災害対策本部を指揮する。ただし、本部長が官邸チーム責任者として内閣危機管理センターへ参集する場合には、副本部長が代理として災害対策本部を指揮する。本部長、副本部長のいずれもがERCに参集できない場合には、審議官（サイクル担当又は実用炉担当）が代理として指揮する。

(3) プレス対応の準備

プレスレクを行う場合には、企画調整課長は、大臣官房広報室長と記者会見の場所と時間を調整し、広報官（勤務時間外にあっては当直者）に連絡する。
原子力安全広報課長は、対応中のERCへの報道関係者の立入を制限するため、ERC入り口に「関係者以外立入禁止」の表示を行うよう手配する。

(4) 被災情報の収集

- ①迅速に確認・提供すべき主な安心・安全情報は次のとおりであり、このための情報収集を速やかに行う。なお、震源に近い原子力施設に係る情報収集を優先的に行う。
 - ・プラントの運転状況、揺れの程度
 - ・モニタリングポスト及び主排気筒モニタの指示値の動向
 - ・顕在化している被害や異常
 - ・施設等の安全点検の状況

- ②首席統括安全審査官又は原子力防災課長は、必要に応じ、原子力事業者の原子力担当幹部（原子力本部長等）に連絡し、現地状況把握の指示を行うとともに、情報収集、事実関係の確認を行う。
- ③原子力防災課企画係長は、発災後5分以内を目途に、震度5弱以上を記録している道府県に所在する施設（ただし、市町村レベルの震度が震度4以下であると判明した場合には不要とする。）に係るE RSSのデータを携帯電話に送信する。原子力防災課企画班長は、発災後5分を経過しても送信が確認されない場合においては、自らも本情報提供作業を行う。
- ④事故故障対策室長は、現地の情報集約に専念する。また、必要に応じ、現地原子力保安検査官事務所及び事業者に情報収集を直接指示する。
事故故障対策室担当班長（3名）は、必要に応じ、事故故障対策室長の情報集約・情報発信をサポートし、情報集約・情報発信が不可能になるような万一の場合には業務を代行する。
- ⑤事故故障対策室長は、必要に応じて、事業者からの直接情報収集に切り替える。
- ⑥宿日直は、E RSS等のERCにあるシステムの電源を入れる等、宿日直要領に規定された活動を行う。

（5）対外公表のための資料作成・情報提供（30分）

- ①審議官（サイクル担当又は実用炉担当）は、発生から30分程度を目途に、その時点までに到達した事業者からのFAX、E RSS情報、事故室長からの情報等に基づき、特に揺れの大きいと考えられるプラントの情報に限定し、予め作成した発表文テンプレートにて、事故発生施設の立地自治体、原子力安全・保安院内部関係者及び予め登録されたメールユーザーに配信（モバイル保安院）する。
- ②事故故障対策室長は、被害状況について、速やかに院内関係者及び別添の緊急参集要員において情報共有を図る観点から、事象発生から30分以内を目途に防災一斉メールにてその時点で判明している情報を取りまとめ発信（「原子力第1報」）する。「原子力第1報」には、それまでに得た情報に基づき、暫定的に判定したINESレベルを記載するよう努める。

（6）対外公表のための資料作成・情報提供（1時間）

- ①首席統括安全審査官又は原子力防災課長は、ERC広報班席において、モバイル保安院情報に対する問い合わせへの対応を行う。審議官（サイクル担当又は実用炉担当）も、可能な場合には対応を行う。なお、施設の安全性に係る最新情報についての問い合わせに対しては、「原子力安全・保安院公表資料第1報」を待つように伝える。
- ②事故故障対策室長又は原子力安全広報課長は、事業者からの情報、防災一斉メールで得た情報、原子力第1報などを集約の上、1時間以内の公表のための「原子力安全・保安院公表資料第1報（案）」を作成する。
- ③本部長又は災害対策本部を指揮する者は、「原子力安全・保安院公表資料第1報（案）」の内容を確認の上、公表資料として決定する。

④「原子力安全・保安院公表資料第1報」に基づき、以下のとおり、情報提供する。

- a. 副本部長は、必要に応じ、立地道府県知事に通報する。
なお、原子力防災課長又は原子力防災課企画班長は、通報の調整を実施する。
- b. 首席統括安全審査官又は原子力防災課長は、総理秘書官、官房長官秘書官、大臣秘書官、事務次官に通報する。
- c. 原子力防災課企画班長は、官房総務課、原子力安全委員会、関係自治体に通報する。
- d. 原子力防災課企画班長は、現地オフサイトセンター及び現地原子力保安検査官事務所、関係道府県にFAXする。なお、関係市町村へは現地原子力保安検査官事務所が連絡する。
- e. 宿日直は、内閣危機管理センター（リエゾン室を含む。）、内閣情報集約センター、事務次官、大臣秘書官、政務官秘書官、官房総務課、総理秘書官、官房長官秘書官、原子力安全委員会、プレス各社等に一斉FAXする。
- f. 原子力安全広報課長又は事故故障対策室長は、原子炉の状況に係る情報について、モバイル保安院にて送信する。送信は、施設の状況把握の進展を考慮しながら、概ね安全性が確認される状況に至った場合には、終了を検討し、次長の指示を仰ぐ。
- g. 本部長補佐は、必要に応じ、プレス各社等に一斉メールする。
- h. 広報官及び原子力安全広報課長又はその指示を受けた者は、プレス発表を行う。
 - i) 広報官は、「原子力安全・保安院公表資料第1報」を確認し、記者会見に備える。原子力安全広報課長は、対外公表資料をコピーして、プレス会見室に持ち込むとともに、記者会見において、適宜、サポートするよう、適当な者に指示する。
 - ii) 広報官は、事象発生後遅くとも1時間以内を目途にプレス発表を行う。なお、被害状況が軽微な場合には、資料の投げ込み、プレス各社へのFAX等によりプレス発表に替える。
 - iii) 原子力安全広報課長は、参集者のうち適当な者に対し報道状況について情報収集を行うよう指示し、報道の内容において、事実と異なる報道がなされた場合には、その報道内容に対する正確な内容を、プレス発表に盛り込むよう努める。
 - iv) 原子力保安検査官事務所長は、原子力関係のプレス発表文をもとに、災害対策本部の指示により、必要に応じ、記者会見を実施する。

⑤本部長又は災害対策本部を指揮する者は、参集者の中から適切な者（原則課長クラス）を指名し、原子力安全広報課に派遣し、記者への直接の対応に当たらせる。指名された者は、参集者の中から必要な業務支援者を確保の上、原子力安全広報課長席において対応にあたる。応答ぶりについては、首席統括安全審査官又は原子力防災課長と緊密に連携を図る。

5. 初動対応 その2（第1回プレス発表以降対応）

(1) 情報収集

- a. 5. (4) の体制により、継続的に情報収集等を行う。
- b. 原子力発電安全審査課長又は耐震安全審査室長は、地震に係る情報を収集し、分析する。

(2) 公表資料作成及び情報提供

事故故障対策室長又は原子力安全広報課長は、「原子力安全・保安院公表資料第2報」以降の公表資料を作成し、情報提供する。

- a. 作成と配信については、以下のとおり行う。
 - ・目標時間を定めて実施する。（状況が安定するまでは30分間隔）
 - ・安定した以降は、大きな状況変化があった段階で実施する。
 - ・モバイル保安院に配信する。
- なお、状況が安定したと判断された場合にあっては、大臣官房が発行する被災報告を通じて、情報提供を行う。
- b. 上記4. (6) と同様の手段によって、情報提供を行う。
また、原子力安全広報課長は、地元における広報のため、必要に応じ、地元ラジオ、ジャパンエフエムネットワーク、CATV及び地元自治体に連絡する。

(3) プレス発表

広報官は、大きな状況変化があった段階で、適宜、プレス発表を行う。

(4) 緊急参集の縮小・解除

副本部長と企画調整課長は、震度情報や原子力施設の被害状況等をもとに、緊急参集の縮小・解除について協議し、緊急参集の縮小・解除をすることを決定した場合には、本部長補佐に連絡する。

6. 問い合わせ等への対応（災害発生以降）

- (1) 宿日直は、原子力防災課とERCの電話への対応やFAXの受信状況を確認する。
(1回／10分)
- (2) 原子力安全広報課長は、報道関係からの問い合わせ対応を一括して行う。なお、自ら対応が不能である場合には、代理の者（適切な広報課員等）を指名し、報道関係からの問い合わせ対応を行わせる。
- (3) 原子力防災課長は、現場情報に関する原子力安全・保安院内外からの問い合わせ（プレスを除く。）対応を一括して行う。なお、自ら対応が不能である場合には、代理の者（適切な防災課員等）を指名し、原子力安全・保安院内外からの問い合わせ対応を行わせる。
- (4) 企画調整課長は、原子力安全・保安院長室、次長室の電話対応をするために、適切な者を指名する。（要人からの問い合わせ・連絡の取り次ぎ）

7. 現地体制

(1) 現地派遣職員

原則として、担当審議官を長とし、原子力発電検査課長、担当課統括安全審査官、担当課安全審査官、原子力安全広報課企画班長、同課職員、原子力安全技術基盤課課長補佐（放射線管理担当）から派遣する。

(2) 現地派遣職員の輸送

原子力防災課訓練班長又は原子力防災課危機管理班長は、内閣府（防災担当）に対して、政府調査団の派遣の有無について確認を行う。なお、政府調査団の派遣がなされない場合は、必要に応じ防衛省等に対し緊急輸送手段について依頼を行う。

その後、運航ルート等の調整、業務管理官は現地派遣部隊に対し、輸送機の出発場所、出発時刻等をメール等にて連絡する。

注) 現地派遣職員は、集合の要否、集合場所等について必要な情報が得られない場合には、全体指揮者又は実務責任者が登庁している場合にはこれらの者、いずれも登庁していない場合には原子力防災課企画班長に確認を求める事とする。

集合場所においては、全派遣職員が集合する前であっても、派遣職員の長を含む主だったメンバーが集合した時点で、当該派遣職員の長と全体指揮者の相談により必要と判断される場合には、現地に向けて出発することとする。ただし、近隣の原子力防災専門官は、指示を受けて、自ら現地への移動を開始する。

(3) 現地到着後に果たすべき機能及び役割分担

①現地参集場所

現地派遣職員は、オフサイトセンターに参集する。

②現地到着後の任務

原子力安全・保安院記者会見が本院において行われる場合には、審議官は、現地原子力保安検査官事務所長とともに、可能な限りこれに合わせて、現地記者会見を行う。

(4) 現地原子力保安検査官事務所の果たすべき機能

「原子力保安検査官事務所業務マニュアル（内規）」の第1編 第5章 第5節 3. (1) 及び「オフサイトセンター運営要領」の第1章による。

8. 国内外広報

(1) 立地地域への広報

原子力安全広報課長は、現地以外の各立地地域への広報を実施するよう手配する。

(2) 国民への広報

原子力安全広報課長又は企画調整課長は、ホームページを立ち上げ、原子力安全・保安院公表資料第1報等を掲載するよう適切な者に指示する。

(3) 海外広報

国際室長は、以下の海外広報を行う。

- ① プレス発表文を英訳し、英語版のプレス発表文を作成する。
- ② 外務省に対し、英語版プレス発表文の情報提供に関する訓令の発出を依頼するとともに、現地での報道ぶりについて情報収集する調査訓令の発出を依頼する。
- ③ 海外向けプレス発表の準備を行う。
記者会見対応者は、首席統括安全審査官又は国際室長を基本とし、必要に応じ、管理職クラスを増員する。

(4) 国際機関・主要国規制機関への通報・情報提供

- ① 国際室長は、事象の内容（放射性物質の国境を越える放出の有無）を基に原子力事故早期通報条約に該当する事象であるか否かを判断し、該当する場合は条約の所定のフォーマットにて IAEA に通報する。
- ② 該当しない場合でも在外機関で、かつ、原子力関係セクションにいる経済産業省からの出向者に「原子力安全・保安院公表資料第1報」として保安院対外広報資料をメール又は FAX にて送付する。英語版原子力安全・保安院公表資料ができ次第、追加送付する。
- ③ 駐日外国公館等に対して英語版原子力安全・保安院公表資料を提供する。

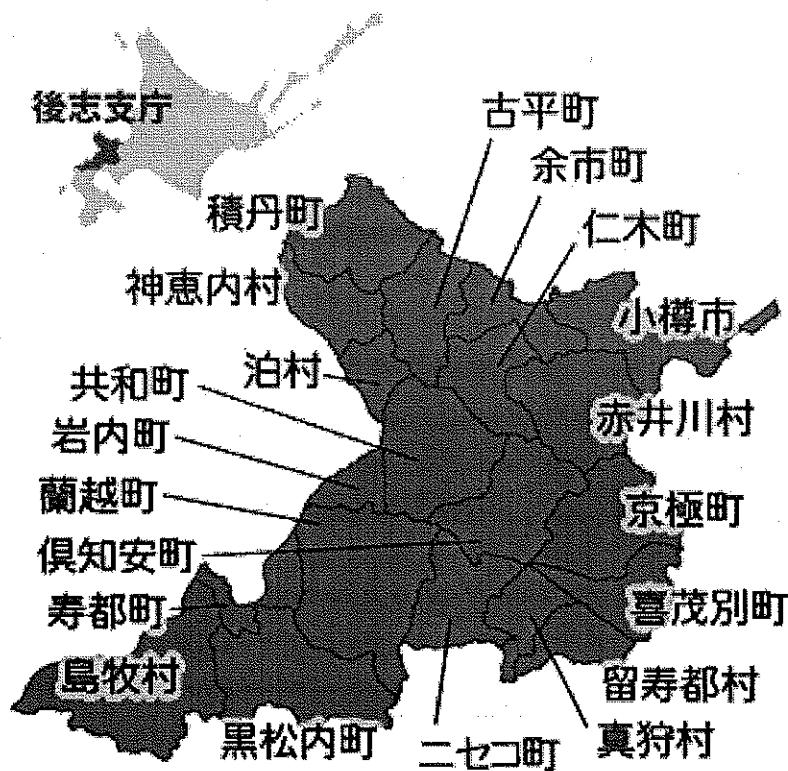
9. 初動段階の情報収集により、大きな問題の発生が確認された場合の対応

本部長又は災害対策本部を指揮する者は、初動段階の情報収集により、大きな問題の発生が確認された場合においては、必要に応じ、対応体制を中レベル事象相当（社会的影響が大きいと判断される事象）に切り替える。

10. その他（別紙2参照）

- (1) 緊急事態対応に万全を期するためには、必要な場合に速やかに緊急事態の体制を敷けるよう、常に関係者の所在の明確化に努めなければならない。また、平常時から緊急時体制について十分心がけ、幹部が同じ日に出張することについて業務上の必要性を十分検討・判断した上で行うなど、配慮しなければならない。
- (2) また、土曜、日曜、祝日及び通常勤務日の夜間（勤務時間外）も含めて、登庁を要する大規模自然災害や事故等が発生した場合、初動対応に必要とする最小限の要員を確実に確保し、これらの要員が速やかに登庁できるようにあらかじめ体制を組むこととする。
- (3) 更に、大規模自然災害発生時において、緊急事態の体制が機能するためには、日頃から防災訓練等を実施するとともに、その結果を評価し、必要に応じ、防災対策の見直しを行うことも重要である。
- (4) 実際の大規模自然災害発生時においては、発生業務と対応可能な要員の状況に応じた臨機応変な対応が必要となる。そのため、企画調整課長は、一部の対応要員が業務過多に陥っている場合には、参集している防災要員の中で業務再配分を行う。

(参考) 後志支庁の市町村



(参考) 鹿児島県の震度情報伝達区分

地域名称	主な市町村等
鹿児島県薩摩	薩摩川内市の一部（鹿島町、上甑町、里町及び下甑町を除く。）
鹿児島県大隅	東部（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市等）
鹿児島県甑島	薩摩川内市の一部（鹿島町、上甑町、里町及び下甑町に限る。）
鹿児島県十島村	
鹿児島県種子島	
鹿児島県屋久島	
鹿児島県奄美北部	
鹿児島県奄美南部	

} 薩摩川内市（甑島列島を含む）より南に位置する島嶼

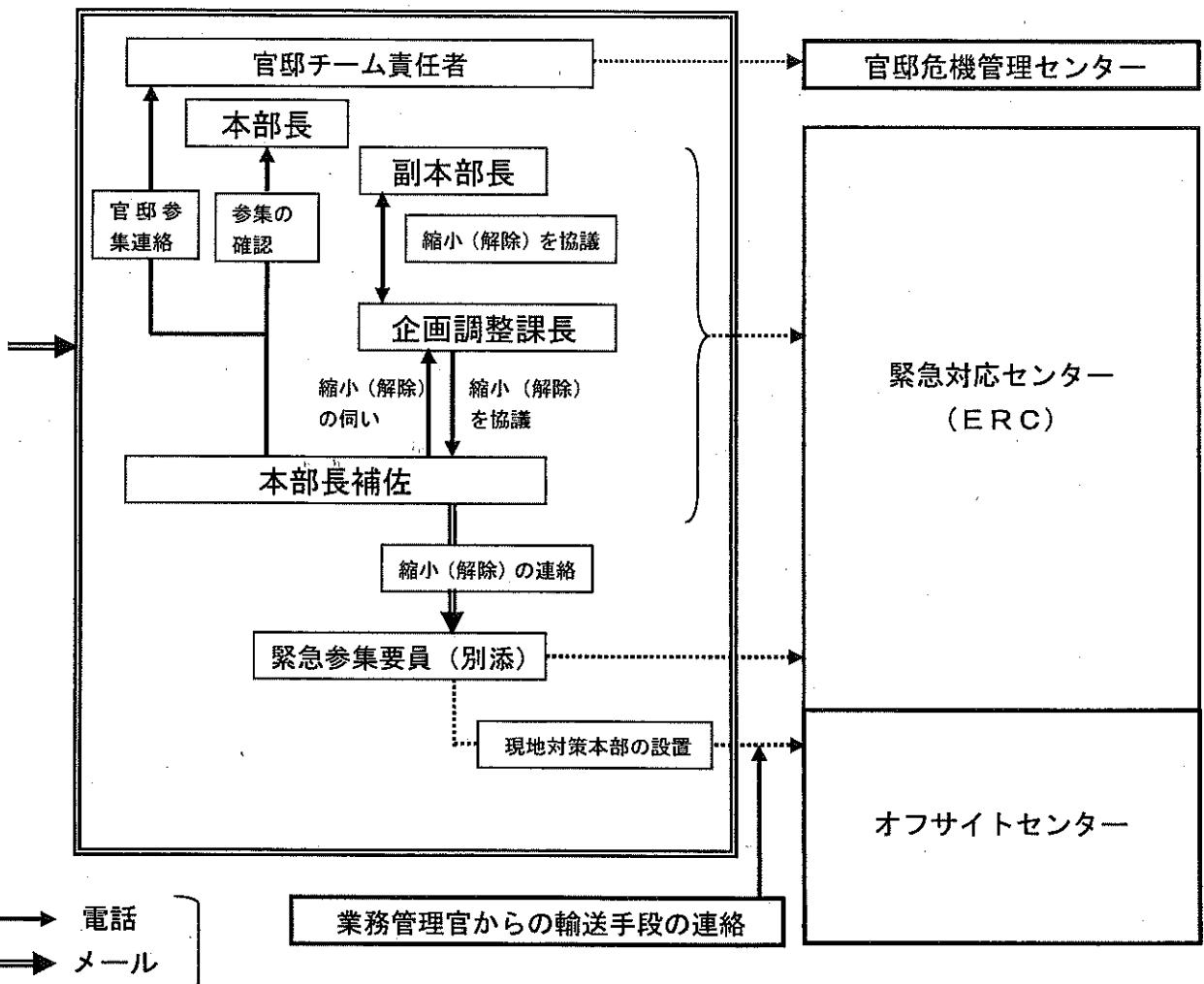
別紙資料

通報連絡と参集

【下記枠内のメンバーは、メールの内容を確認し各自で参集】

(参集先)

気象庁一斉配信メール又は防災一斉メール



【代行者】

通報連絡体制に則って通報連絡を行う際に、連絡が取れない者（B）がいる場合には、その通報元（A）は、あらかじめ通報先の者ごとに指定された代行者（C）に連絡し、当該代行者（C）が更に先の通報先（D）に対して通報連絡を行う。

その際には、当該代行者（C）は本来の通報連絡者（B）の代行であることを明らかにしつつ通報することが重要である。

また、当該代行者（C）は、本来の通報連絡者（B）に対しても連絡を取るように努めるものとする。なお、代行者（C）が指定されていない場合及び代行者（C）も連絡が取れない場合には通報元（A）が先の通報先（D）に直接通報する。

日常の待機体制

1. 考え方

緊急事態対応に万全を期するためには、必要な場合に速やかに緊急事態の体制を敷けるよう、常に関係者の所在の明確化に努めなければならない。

また、事故及び防災通報の担当者は、平常時から緊急時体制について十分心がけ、以下の組合せの幹部が同じ日に出張することについては、業務上の必要性を十分検討・判断した上で行うなど、配慮しなければならない。

- (1) 原子力安全・保安院長と原子力安全・保安院次長
- (2) 原子力安全担当の審議官（実用発電用原子炉と核燃料サイクル）
- (3) 担当審議官と担当課長
 - ①実用炉に関しては、担当審議官（実用発電用原子炉、原子力安全基盤）、原子力発電検査課長、原子力発電安全審査課長のいずれかが在京であれば可
 - ②加工、再処理、輸送に関しては、担当審議官、核燃料サイクル規制課長、核燃料管理規制課長のいずれかが在京であれば可
 - ③もんじゅに関しては、担当審議官、原子力発電検査課長、新型炉規制室長、核燃料サイクル規制課長のいずれかが在京であれば可
- (4) 首席統括安全審査官と原子力防災課長
- (5) 原子力安全広報課長と事故故障対策室長
- (6) 原子力防災課訓練班長と原子力防災課危機管理班長

2. 初動体制の確保

大規模自然災害や事故等が発生した場合、初動対応で必要とする最小限の要員を確実に確保し、これらの要員が速やかに登庁できるようにあらかじめ体制を組むこととする。具体的な初動体制については別途定めることとするが、上記1. 及びその他の特別な役割を有する者は、概ね一般的に考えられる日常通勤可能な範囲の通勤時間を目途として参考できるよう努めることとし、仮に対応できない場合には、交代要員を確保する。この体制を組むために、必要な場合には危機管理宿舎を用意する。

また、土曜、日曜、祝日及び通常勤務日の夜間（勤務時間外）においても、速やかに緊急事態の体制が敷けるよう、参考要員には、常時、防災携帯電話を所持させることとする。

なお、金曜夜、土曜、日曜及び祝日（夜間を含む。）の宿直については、別途企画調整課で当番者を定める。

3. 防災訓練

大規模自然災害発生時及び原子力災害等発生時において、防災関係組織としての機能が発揮するためには、日頃の防災訓練等をすることが重要である。このために職員を対象に研修及び講習会などを実施し、年4回以上実施の訓練等を実施し、その結果を評価し、必要に応じ、防災対策の見直しを行う。

別添資料

大規模自然災害発生時における緊急対応組織と役割分担

I. 原子力安全・保安院原子力施設災害対策本部

経済産業省災害対策本部の支部として、原子力安全・保安院原子力施設災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

1. 組織の全体像

経済産業省防災業務計画に基づき、以下のいずれかに該当する場合に、原子力安全・保安院長が設置する。災害対策本部は、原子力施設への被害状況の収集、分析、整理、地元及び国民に対し情報提供を行うとともに、現地への職員の派遣、原子力事業者との連携、情報共有、現地における活動の把握等の情報拠点として、情報を官邸、関係省庁、報道などの関係機関及び国民に提供等の対応業務を行うための組織である。

- ①原子力施設等立地道府県^{*1}（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。以下、同じ。）において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ②原子力施設立地市町村^{*2}において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- ③原子力施設等立地道府県（内陸部に施設がある大阪府と岡山県は除く。）において、大津波警報が発令された場合
- ④東海地震注意報が発表された場合
- ⑤原子力安全・保安院長が災害対策本部の設置を決定した場合

※1：北海道については、後志支庁（「第1編ー9」参照）に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甑島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2：上斎原については、鳥取県三朝町も岡山県鏡野町と同等の扱いとする。

2. 本部長の指定

本部長は、原子力安全・保安院長が務める。原子力安全・保安院長の対応が困難な場合には、原子力安全・保安院次長又は原子力安全・保安院審議官が代行する。

3. 本部長の機能

災害対策本部の事務を総轄し、災害対策本部を指揮する。

4. 副本部長

原子力安全・保安院次長が務める。原子力安全・保安院次長の対応が困難な場合には、原子力安全・保安院審議官が代行する。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。また、本部長の命により、本部長の職務の一部を代行する。

5. 広報官

広報官は、災害等の発生後1時間を目途に5原子力安全・保安院公表資料の確認を行い、記者会見を行う。

6. 災害対策本部事務局

(1) 災害対策本部事務局は、具体的に以下の事項を実施する。

- ア 事故・事象に関する情報の収集、分析に関すること
- イ 国會議員、省内関係部署、地方公共団体等との連絡に関すること
- ウ 現地原子力事故対策本部の設置（現地への職員等の派遣等）に関すること
- エ 事故・事象に係る原子力事業者に対する指示、指導及び助言に関すること
- オ 国民及び報道機関に対する情報の提供に関すること
- カ 國際機関への情報提供に関すること
- キ 緊急時対応センター(ERC)の運営に関すること
- ク その他原子力施設の安全確認に関すること

(2) 初動段階の情報収集により、大きな問題の発生が確認された場合においては、災害対策本部事務局は、対応体制を中レベル事象相当（社会的影響が大きいと判断される事象）に切り替える。その際、現地本部の設置も併せて行う。

原子力安全・保安院緊急参集要員

別添(第1編)

番号	配 置	番号	配 置
1	保安院・院長	26	技盤課・放射線管理担当
2	保安院・次長	27	特調課・課長
3	保安院・審議官(東用炉)	28	広報課・課長
4	保安院・審議官(サイクル)	29	広報課・保安統括管理官
5	保安院・審議官(産業保安)	30	広報課・企画班長
6	保安院・審議官(安全基盤)	31	広報課・当番1
7	保安院・首席統括審査官	32	広報課・当番2
8	企調課・課長	33	広報課・当番3
9	企調課・統括安全審査官	34	企調課・当番4
10	企調課・機構班長	35	審査課・課長
11	企調課・統括班長	36	審査課・耐震室長
12	企調課・統括係長	37	審査課・上席安全審査官
13	企調課・統括系	38	審査課・企画班長
14	企調課・調整班長	39	審査課・審査班長
15	企調課・危機管理係長	40	審査課・統括安全審査官1
16	企調課・調整系	41	審査課・統括安全審査官2
17	国際室・室長	42	審査課・統括安全審査官3
18	国際室・企画班長	43	審査課・当番2
19	国際室・事故通報係担当職員	44	審査課・耐震班長
20	業務室・室長	45	審査課・安全審査官1
21	業務室・当番1	46	審査課・安全審査官2
22	業務室・当番2	47	審査課・安全審査官3
23	業務室・会計班長	48	検査課・課長
24	技盤課・課長	49	検査課・企画班長
25	技盤課・企画班長	50	検査課・統括保安検査官
		51	検査課・統括安全審査官
		52	検査課・施設検査班長
		53	検査課・運転管理班長
		54	検査課・運転管理係長
		55	検査課・当番1
		56	検査課・当番2
		57	検査課・新型炉規制室長
		58	検査課・新型炉班長
		59	検査課・新型炉当番
		60	核サ課・課長
		61	核サ課・企画班長
		62	核サ課・再処理班長
		63	核サ課・加工班長
		64	核サ課・統括保安検査官
		65	核サ課・統括安全審査官
		66	核管課・課長
		67	核管課・企画班長
		68	廢規課・課長
		69	廢規課・廃対室長
		70	廢規課・統括安全審査官
		71	廢規課・企画班長
		72	防災課・課長
		73	防災課・企画班長
		74	防災課・危機管理班長
		75	防災課・施設班長
		76	防災課・訓練班長
		77	防災課・安全分析調査班長
		78	防災課・企画係長
		79	防災課・施設係長
		80	防災課・企画係
		81	防災課・管理係
		82	防災課・事故障室長
		83	防災課・事故障第二班長
		84	防災課・事故障第三班長
		85	防災課・事故障第四班長
		86	防災課・事故障第五班長
		87	防災課・事故障第六班長
		88	防災課・事故障第七班長
		89	防災課・PP室長
		90	防災課・PP一班長
		91	防災課・PP二班長
		92	防災課・PP三班長
		93	防災課・PP一係長
		94	防災課・PP対策官
		95	防災課・火災対策室長
		96	防災課・火災対策班長
		97	防災課・火災対策係長

第3編 原災法第10条事象発生時の対応

(原子力事業所)

目 次

第3編 原災法第10条事象発生時の対応 (原子力事業所)

本院における対応

<u>1. 原子力事業者からの通報</u>	第3編-2
<u>2. 原子力緊急事態に該当するか否かの判断</u>	第3編-2
<u>3. 事故対応担当職員への連絡・参集</u>	第3編-2
<u>4. 関係省庁等への情報伝達</u>	第3編-2
<u>5. 国の職員、専門家の現地派遣</u>	第3編-3
<u>6. 経済産業大臣への上申等</u>	第3編-4
<u>7. 経済産業省原子力災害警戒本部の設置</u>	第3編-4
<u>8. 関係省庁事故対策連絡会議の開催</u>	第3編-5
<u>9. 警戒本部におけるプレス発表</u>	第3編-5

現地における対応

<u>1. 現場職員の連絡・参集</u>	第3編-6
<u>2. 現地初動対応</u>	第3編-6
<u>3. 現地警戒本部の設置</u>	第3編-6
<u>4. 現地事故対策連絡会議の開催</u>	第3編-7
<u>5. 現地警戒本部におけるプレス発表</u>	第3編-8

事象の進展における対応

<u>1. 原子力緊急事態（原災法第15条）に至らない場合の対応</u>	第3編-8
<u>2. 原子力緊急事態（原災法第15条）に至った場合の対応</u>	第3編-8

別紙資料

第3編-9~25

別添資料

第3編-26~47

第3編 原災法第10条事象発生時の対応（原子力事業所）

本院における対応

1. 原子力事業者からの通報

原子力事業所の原子力防災管理者からFAXにより通報及び連絡(原子力防災課に対しては、FAXとともに電話による着信確認)が、原子力防災課及び原子力保安検査官事務所になされる。

なお、夜間又は休日には宿直室にも通報がなされる。通報を受けた宿日直員は、直ちに、原子力防災課事故故障班長及び原子力保安検査官事務所職員に通報を受信したことの確認を行う。

注) 第一報を受信した原子力防災課事故故障班長及び原子力保安検査官事務所職員は、通報内容が不明確であること等により、通報者の言動に疑義を抱いた場合には、当該原子力事業所あての電話又はFAXにより、通報者の確認に努めることとする。

2. 原子力緊急事態に該当するか否かの判断

原子力防災課長は、原災法第10条通報受信の連絡を受けた後、直ちに、当該通報事象が、原災法第15条第1項の原子力緊急事態（「第4編 原災法第15条事象発生時の対応」別紙1参照）に該当するか否かの判断をする。

3. 事故対応担当職員への連絡・参集

原子力防災課事故故障対策室長（以下「事故故障対策室長」という。）は、防災一斉メールにて、事故対応担当職員（別添メンバーリスト）に参集の指示を行う。参集指示を受信した職員は、事故発生の原子力施設等に応じて、直ちにERCに参集する。移動手段として、原則、携帯電話で連絡を取り合えるタクシーを使用する。

（備考）

既に中レベル事象として、原子力事故対策本部が設置されている場合は、増員職員にのみ連絡・参集を指示する。

4. 関係省庁等への情報伝達

当該通報が原子力緊急事態に該当しないとの判断結果を、以下のとおり連絡する。

①関係省庁、関係地方公共団体

警戒本部総括班原子力チームは、「原子力災害対策マニュアル」（原子力災害危機管理関係省庁会議 平成19年2月19日改訂）（以下「原子力災害対策マニュアル」という。）1.（2）の規定により連絡する。（別紙2参照）

【関係省庁等】

- ・内閣官房（内閣情報調査室、内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付）
- ・内閣府（政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付）。その他関係省庁への連絡は、内閣府が行う。
- ・原子力安全委員会（内閣府原子力安全委員会事務局）
- ・所在道府県、所在市町村、関係近隣都道府県（窓口）

②原子力防災専門官及び現地警戒本部総括班責任者

警戒本部総括班原子力チームは、原子力防災専門官を通じて、現地警戒本部総括班責任者に連絡する。

③所管経済産業局等

原子力防災専門官（事務所長）は、通報受信の事実も含め連絡する。また、直ちに関係地方公共団体等の担当窓口に連絡を取り、情報共有のためのルートを確保する。

【連絡手段】

原則として、FAX（同報FAXを使用して一斉通報を行う。）によるが、困難な場合は電話による。

【連絡内容】

「上申・連絡様式（例）」（別紙3参照）

5. 国の職員、専門家の現地派遣

①現地に派遣する当省の職員、専門家を決定する。

a. 当省職員

担当審議官、検査課長、防災調整官、防災課PP室長、防災課施設班長、担当課統括安全審査官、担当課安全審査官、担当課職員、基盤課課長補佐（放射線管理担当）、広報課企画班長、広報課職員から派遣する。

b. 専門家

現地派遣専門家リスト（別紙4参照）を参考に決定し、派遣する。

②近隣の原子力保安検査官事務所からの応援体制

原災法第10条事象の通報があった場合、必要に応じ、近隣の原子力保安検査官事務所間や本院との間の相互支援を行う。近隣の原子力保安検査官事務所間の支援体制は、あらかじめグルーピングし、平素から相互支援ができるように体制を整備しておくが、事象が発生した場合には、当該原子力保安検査官事務所長の要請を受け、近隣の原子力保安検査官事務所長及び原子力安全規制担当課長が協議の上、定める。

【近隣の原子力保安検査官事務所のグルーピング】

a. 東日本グループ：泊、東通、女川、六ヶ所、福島第一、福島第二、
東海・大洗の各事務所

b. 中日本グループ：柏崎刈羽、横須賀、浜岡、志賀、敦賀、美浜、大飯、
高浜の各事務所

c. 西日本グループ：熊取、島根、伊方、上斎原、玄海、川内の各事務所

注) ア グループ内の原子力保安検査官事務所に対して応援の必要がある場合、状況に応じ、原子力防災専門官を派遣できるようにしておくこと。

イ 各原子力防災専門官への通報連絡は、原子力防災課から行う。

ウ 通報を受けた原子力防災専門官は、速やかに当該オフサイトセンターへ向かうものとする。

エ 近隣の原子力保安検査官事務所が応援を行う場合は、原子力防災専門官（事務所長）は応援する側の対応に支障を来さないよう対応する。

オ 派遣された原子力防災専門官は、派遣先の原子力防災専門官（事務所長）の指揮

下に入り、オフサイトセンターの立ち上げ等の緊急時対応を行う。

③所管経済産業局等

所管経済産業局等は、原子力防災専門官(事務所長)から、原災法第10条事象である旨の連絡を受けた場合には、現地の警戒本部を支援するため、所管経済産業局等の職員を派遣する

6. 経済産業大臣への上申等

(1) 経済産業大臣への上申

- a. 原子力防災課長は、通報内容とその時点では原子力緊急事態に該当しないとの判断結果を原子力安全・保安院長に上申する。
- b. 原子力安全・保安院長は、経済産業大臣に対して、同内容と併せて警戒本部の設置について上申する。(経済産業大臣に直接連絡がとれない場合は、原子力防災課長は大臣秘書官に対し、経済産業大臣への連絡方法を照会する。)

(2) 省内幹部等への連絡

経済産業大臣への上申の後、事故故障対策室長は、次の連絡経路等により省内幹部等に対し、通報内容及びその時点で原子力緊急事態に該当しないとの確認結果を連絡する。

【連絡経路】

事故故障対策室長は、第一代行順位の事故故障班長に連絡し、当該班長から別途定める「災害・事故時連絡体制」に則って連絡を行う。

また、原子力防災課長は、原子力安全・保安院長から経済産業大臣に上申した結果等について、特に報告する必要があるときは、直接又は他の幹部を経由して、必要な幹部に連絡を行う。

【連絡手段】

電話(土日・祝日・平日の勤務時間外は、宿直室及び携行の携帯電話)
FAXが可能な場合は、FAX。

【連絡内容】

「上申・連絡様式(例)」(別紙3参照)

7. 経済産業省原子力災害警戒本部の設置(別添参照)

警戒本部は、経済産業省別館3階第4特別会議室に設置される。

【警戒本部事務局の立ち上げ】

- ①参集した職員は、原災法第10条の特定事象の通報後又は原子力防災課長が必要と認めたときは、直ちに、ERCを立ち上げる。
- ②原子力安全・保安院長は、ERCに到着後、警戒本部事務局長として指揮する。
ただし、原子力安全・保安院長が参集不可能となるような万一の場合には、原子力安全・保安院次長が代行する。
- ③警戒本部は、総括班、プラント班、広報班及び放射線住民安全班(以下「各機能班」という。)から構成する(別添参照)。警戒本部総括班総括チームは、職員の参集状況について掌握するとともに、必要な人員が不足している場合は補充又は代替等の必要な措置をとる。

④原子力防災課長は、ERCを立ち上げたことを関係機関等へ通報する。

【警戒本部の主な機能】

警戒本部の実施すべき主な活動は、以下のとおり。なお、各機能班別の活動内容の詳細は、別添に示す。

①原災法第15条の原子力緊急事態宣言事象に該当するか否かの判断

②職員等の現地派遣の決定

③原子力施設の事故等に係る情報収集と状況把握

- ・モニタリングの情報収集、整理を通じた放射性物質の放出状況の把握
- ・緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）の立ち上げ、及びプラントデータ送信の指示
- ・文部科学省に対するSPEEDIの起動依頼と現地警戒本部への結果報告
- ・現地警戒本部が行った事故進展予測等に対する検討と必要に応じた指摘・助言

④住民安全の確保に向けた活動

- ・住民情報の収集
- ・屋内退避、避難収容施設等に係る防護活動の準備状況を含めた地方公共団体等の動向の把握

⑤万一、原子力緊急事態に至った場合の防護対策を迅速に実施するための準備

⑥関係省庁事故対策連絡会議の開催

⑦現地警戒本部への官邸、関係省庁等の活動状況に係る情報連絡

⑧国会関係者（衆、参商工委員会委員、地元選出の議員等）への説明

⑨国際機関等への情報提供

8. 関係省庁事故対策連絡会議の開催

①会議の開催について、警戒本部総括班総括チームは「原子力災害対策マニュアル」

1. (3) 1) の規定により、内閣官房及び内閣府に対して連絡する。（別紙5参照）なお、会議の冒頭は、原則、公開とする。

②現地警戒本部事務局総括班責任者に対し、関係省庁事故対策連絡会議を開催すること、及びその内容について情報伝達を行う。また、開催結果についても必要に応じ連絡する。（別紙6参考）

③第2回以降の開催については、新たな情報を入手し、警戒本部事務局長が必要と認めたとき、適宜、開催を呼びかける。開催手順は1回目と同様とする。

9. 警戒本部におけるプレス発表

①第1報のプレス発表（又は投げ込み）については、夜間休日の場合を除き^(*)、通報受信後1時間以内を目途に行う。第2報以降は、できるだけ、定時（例えば1時間毎）に発表するよう努める。プレス発表に当たっては、次回の発表予定時刻（例えば1時間後）を明示する。ただし、重要な事態の変化が生じた場合には、隨時発表する。

(*) 夜間休日に対応する場合は、警戒本部広報班責任者は、大臣官房広報室長に、プレス発表時刻、記者会見時刻についてプレス側との調整を依頼する。

②記者会見については、原則として、広報官が行う。ただし、特に重要な発表については、必要に応じ、原子力安全・保安院長（又は次長）が、記者会見を行う。

会見の場所は、経済産業省別館会議室とする。会見場所には、常時、広報チーム員を配置し、記者等からの問い合わせ、技術的事項の解説を行う。

③原子力安全・保安院長（又は次長）は、内閣官房からの要請に応じ、「原子力災害対策マニュアル」1. (8) の規定により、内閣官房長官の記者会見等において説明を行い、又は同席する。

現地における対応

1. 現地職員の連絡・参集

- a. 事務所長は、通報受信の事実を連絡可能な全ての事務所職員に連絡する。
また、原子力保安検査官に対して、現場確認を行うよう指示する。（原則として2名とするが、「原子力保安検査官事務所業務マニュアル（内規）」第1編 第5章 第5節 3. (4) により、事務所職員で活動できる者の人数によって対応する。）
- b. 現場確認を担当する原子力保安検査官を除く事務所職員は、原則として、オフサイトセンターに参集し、オフサイトセンターの立ち上げを行う。
- c. 原子力防災専門官は、直ちに関係地方公共団体等の担当窓口に連絡を取り、情報共有のためのルートを確立する。

2. 現地初動対応（現場確認）

- a. 現場に派遣された原子力保安検査官は、以下の事項について、現場確認を行う。
なお、原子力保安検査官の現場確認が困難であると判断されるときは、原子力防災課長（警戒本部設置後にあっては、警戒本部事務局長）に報告し、指示を仰ぐものとする。
 - 原子炉建屋（又は事故が発生した場所）からの放射性物質の漏洩、放射線の放出の有無（ある場合は、場所とその値）
 - 排気筒、排水口からの異常な放射性物質の漏洩の有無（ある場合は、場所とその値）
 - 周辺モニタリングポストの値の異常の有無（ある場合は、場所とその値）
 - その他、特に調査すべきと考えられる事項
- b. 現場確認と迅速な報告は、初動段階での重要な任務であり、確認ができない事項があっても、速やかに報告を行う。（未確認の事項についてはその旨を記述する。）
- c. 原子力保安検査官は、その結果を【現場確認の様式】（別紙7参照）により、緊急時対応室等から、現地警戒本部プラント班（又は原子力防災専門官）及び警戒本部プラント班（原子力防災課事故故障担当班長）に報告する。
- d. 確認結果を報告した後は、緊急時対応室に詰めて情報収集に努める。

3. 現地警戒本部の設置

現地においては、原子力事業者から原災法第10条通報対象となる事故の発生の通報を受けたとき、暫定的な現地警戒本部を設置する。正式な現地警戒本部は、経済産業省防災業務計画に基づき、経済産業大臣からの指示をもって設置する。事務所長が決定した暫定的な現地警戒本部の設置は、原子力安全・保安院長からの指示を受けて、その決定を取り消すことができる。事務局をオフサイトセンターに置く。

注) 原災法第10条通報事象となる事故が発生した場合には、所在道府県、所在市町村及び

原子力事業者が、直ちにオフサイトセンターに応援要員を派遣するよう予め調整しておくこと。

【現地警戒本部の立ち上げ】

①現地警戒本部長は、初期段階においては、事務所長が代行する。

本省からの現地派遣職員の長（経済産業副大臣、経済産業大臣政務官又は原子力安全・保安院審議官）が到着した以降は、当該長が本部長として現地の指揮を執る。

②オフサイトセンターに最初に到着した職員は、事務所長の指揮の下でオフサイトセンターを立ち上げる。（「オフサイトセンター運営要領」を参照のこと。）

【現地警戒本部の主な機能】

①原災法第15条事象の原子力緊急事態宣言事象に該当するか否かの現地確認

②原子力施設の事故等に係る情報収集と状況把握

- ・原子力施設に係る事故情報の収集・整理と専門家・警戒本部への情報提供
- ・モニタリングの情報収集・整理を通じた放射性物質の放出状況の把握
- ・警戒本部へのE R S S の立ち上げ、S P E E D I の起動の依頼

③原子力事業者の活動に対する検証と必要に応じて指摘・助言

- ・事故対応の状況
- ・事故原因の究明結果
- ・復旧行動

④住民安全の確保に向けた活動

- ・住民情報の収集
- ・屋内退避、避難収容施設等に係る防護活動の準備状況を含めた地方公共団体等の動向の把握
- ・現地の救助、救急準備態勢に関する情報収集
- ・救助、救急広域支援に関する調整
- ・現地輸送支援能力の把握
- ・現地のモニタリング能力の把握と投入可能なモニタリング要員、資機材の掌握

⑤万一、原子力緊急事態に至った場合の防護対策を迅速に実施するための準備

⑥現地事故対策連絡会議の開催

⑦オフサイトセンターの活動状況、災害対策の準備状況等の把握と警戒本部への報告

4. 現地事故対策連絡会議の開催

「原子力災害対策マニュアル」1. (3) 2) の規定により、できるだけ速やかに現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催する。会議は「オフサイトセンター運営要領」によるほか、以下によって開催する。

- a. 2回目以降、特段の事象の進展が認められた場合を除き、6時間置きを目途に開催する。
- b. 連絡内容については、原則として、関係省庁事故連絡会議の資料を利用する。
- c. 会議においては、関係地方公共団体の対応状況（応急対策活動、住民への連絡状況）、原子力事業者の対応状況（事故の応急対策活動の状況）、事故現場周辺における警察、消防、海上保安庁、自衛隊の準備状況、その他の現場周辺状況（交通、交通規制等）に係る情報の提供を求める。

- d. 会議終了後、会議により入手した情報を警戒本部総括班総括チームに連絡（原則としてFAX）する。

5. 現地警戒本部におけるプレス発表

- 現地においては、現地警戒本部が設置され機能するまでの間は、原則として警戒本部（東京）においてプレス対応を行う。
したがって、その間に現地においてプレスからの照会がある場合には、警戒本部事務局広報班に問い合わせるように伝える。
- 現地警戒本部が設置された場合のプレス発表は、「オフサイトセンター運営要領」によって行う。

事象の進展による対応

1. 原子力緊急事態（原災法第15条）に至らない場合の対応

（1）事故終息の確認等

事故終息が見込まれる場合、①及び②の事項について確認を行う。確認が終了するまでの間は、原則として、警戒本部及び経済産業副大臣又は原子力安全・保安院審議官を長とする現地警戒本部の体制を維持する。

①事故終息の確認

現地警戒本部は、以下の点を確認することにより発生した事象の推移を見極め、事態終息の確認を行う。なお、必要に応じ、専門家の意見を聴取する。

- ・敷地境界内外の放射線量の通常時レベルまでの低減
- ・安全機能が所定どおり動作すること等の確認
- ・原子炉格納容器の健全性、除熱機能、電源系統の確保

②事後対応措置の要否の確認

現地警戒本部は、被害状況の確認、及び風評被害対策の要否の確認を行う。

現地警戒本部長（経済産業副大臣）は、警戒本部長（経済産業大臣）に、上記①、②の確認結果、及び関係地方公共団体の対応の状況を報告する。

（2）警戒本部の廃止等

- 事務局長（原子力安全・保安院長）は、現地の状況報告等を踏まえて、警戒本部長（経済産業大臣）に対して、警戒本部及び現地警戒本部の廃止を上申する。
- 本部長（経済産業大臣）の判断により、警戒本部及び現地警戒本部を廃止する。
- 警戒本部及び現地警戒本部の廃止を決めた場合には、警戒本部総括班総括チームは、その旨を遅滞なく所管経済産業局等、関係省庁、関係地方公共団体に連絡する。

2. 原子力緊急事態（原災法第15条）に至った場合の対応

防災業務マニュアル（第4編 原災法第15条事象発生時の対応）による。

別紙資料

通報（原災法第10条第1項前段）に係る事象の基準

通 報 事 象	事 象 の 内 容
(1)原子力事業所の区域の境界付近において 5 μSv/h 以上の放射線量を検出した場合 (令第4条第4項第1号、 同条同項第2号)	○原子力事業所内に設置された放射線測定設備の1又は2以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）毎のγ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が5 μSv/h 以上のものとなっている場合但し、次のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 ・当該数値が1地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が10分間未満であるときに限る。） ・当該数値が落雷の時に検出された場合
(令第4条第4項第1号、 同条同項第3号)	○上記により検出された放射線量が原子力事業所内に設置された放射線測定設備の全てについて5 μSv/h の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1 μSv/h 以上であるときは、上記にかかわらず、上記により検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において（省令で定める中性子線の測定）で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計したものが5 μSv/h 以上である場合
(2-1)加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者において 5 μSv/h 以上の放射線量を検出した場合 (令第4条第4項第2号)	○原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μSv/h 以上の放射線量に相当するものとして、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者について（省令で定める）下記の各場合に（省令で定める）下記の各基準以上の放射性物質が（省令で定める）下記により検出された場合
①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合 (規則第6条表一)	イ)濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る《別表》に基づく係数を乗じて得た値が10分間以上継続して検出した場合
	ロ)放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る《別表》に基づく係数を乗じて得た値が累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出した場合
	ハ)水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値が10分間以上継続して検出した場合

<p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合 (規則第6条表二)</p>	<p>イ)濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれの放射性物質の濃度についての上記①のイ)により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度が10分間以上継続して検出した場合</p> <p>ロ)放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての上記①のロ)により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の放射能の値が累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出した場合</p> <p>ハ)水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての上記①のハ)により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度が10分間以上継続して検出した場合</p>
<p>③検出された放射性物質の種類が明らかでない場合 (規則第6条表三)</p>	<p>イ)濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る《別表》に基づくに係数を乗じて得た値が10分間以上継続して検出した場合</p> <p>ロ)放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る《別表》に基づくに係数を乗じて得た値が累積(原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。)して検出した場合</p> <p>ハ)水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値が10分間以上継続して検出した場合</p>
<p>(2-2)再処理事業者において、排気筒、排水口等で5μSv/h以上の放射線量を検出した場合等 (令第4条第4項第2号)</p>	<p>○原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/h以上の放射線量に相当するものとして再処理事業者にあっては、空気中の放射性物質については、上記(2-1)①、②及び③のイ)及びロ)による場合とし、水中の放射性物質については、当該放射性物質による実効線量が50μSvとなる値を1回の海洋放出中に検出した場合</p>

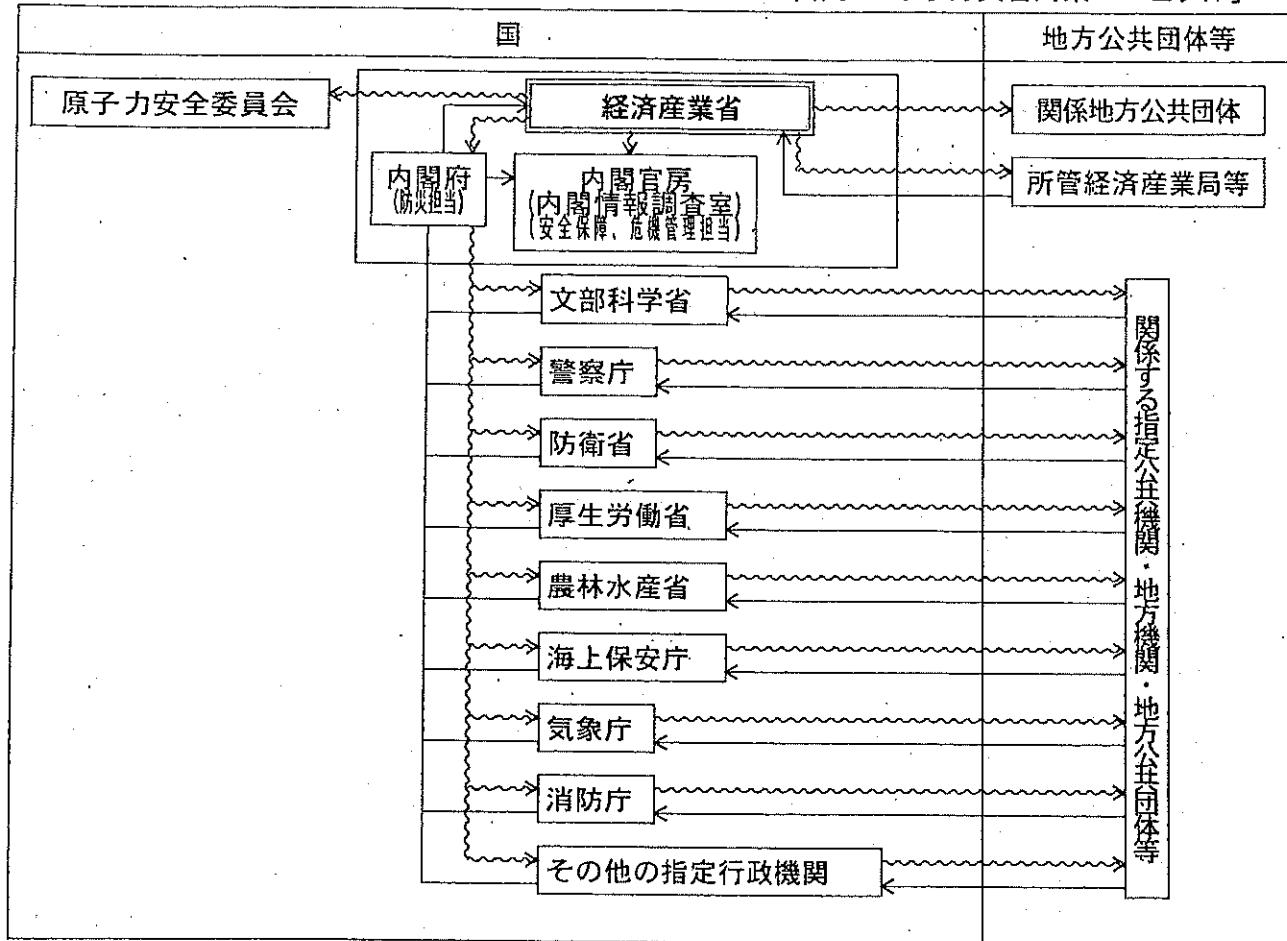
<p>(3) 原子力事業所の区域内のうち、管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生により $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量又は放射性物質を検出した場合等 (令第4条第4項第3号) (規則第7条第2項)</p> <p>(規則第7条第3項)</p> <p>(規則第7条第4項)</p>	<p>◎原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された（省令で定める）管理区域外の場所（上記(2-1)及び(2-2)）の場所を除く。）において、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量又は当該場所におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量に相当するものとして定める次のいずれかの基準以上の放射性物質が検出した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に 50 を乗じて得た値 ・検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての上記・により得られた値に対する割合の和が 1 となるようなそれらの放射性物質の濃度 ・検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値 <p>○(3)による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量の水準を 10 分間以上継続して検出した場合 ・放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、上記◎に基づく放射性物質の濃度の水準を検出した場合 <p>○火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記○の検出により $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量の水準又は $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量に相当するものとして上記◎に定める放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、上記○にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす</p>
<p>(4) 事業所外運搬において、火災、爆発等により $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を検出した場合 (令第4条第4項第4号) (規則第8条第1・2項)</p>	<p>○事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、$100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出された場合</p> <p>○火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記○の検出により、上記○の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、上記○にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす</p>
<p>(5) 実用発電用原子炉の運転、事業所外運搬等において、原子力緊急事態に至る可能性のある事象の場合 (令第4条第4項第5号)</p>	<p>○実用発電用原子炉（炉規制法第23条第1項第1号に掲げる原子炉）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性毎に原子力緊急事態に至る可能性のある事象</p>
<p>①BWR及びPWR（実用発電用のものに限る。）、ATR並びにFBRに係る原子炉の運転等のための施設</p>	<p>1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材（FBRについては、通常の中性子の吸収材の電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができない場合</p> <p>1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（F</p>

<p>(「大規模原子炉施設」) (規則第9条第1項表イ)</p> <p>BWR : 沸騰水型軽水炉 PWR : 加圧水型軽水炉 ATR : 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉 FBR : ナトリウム冷却型高速炉</p>	<p>B Rについては、原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材) の漏洩が発生した場合</p> <p>3) 原子炉 (BWR及びATRに限る。) の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。) が作動しない場合</p> <p>4) 原子炉 (PWRに限る。) の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合</p> <p>5) 原子炉 (PWRを除く。) の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能 (FBRについては、主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能) が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合</p> <p>6) 原子炉の運転中に全ての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合</p> <p>7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合</p> <p>8) 原子炉 (FBRを除く。) の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位 (PWR又はATRの停止中にあっては、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位) まで低下した場合</p> <p>9) 原子炉 (FBRに限る。) の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失した場合</p> <p>10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下した場合</p> <p>11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合</p>
<p>②試験研究用原子炉 (上記①を除く。) に係る原子炉の運転等のための施設 (「試験研究用原子炉施設」) (規則第9条第1項表ロ)</p>	<p>1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失した場合</p> <p>2) 原子炉を冷却する全ての機能が喪失した場合</p> <p>3) 原子炉制御室が使用できなくなった場合</p>
<p>③再処理施設に係る原子炉の運転等のための施設 (「再処理施設」) (規則第9条第1項表ハ)</p>	<p>1) 再処理施設の運転中に全ての動力電源が喪失し、30分以内に電源の回復ができない場合</p> <p>2) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下した場合</p>

	3) 制御室が使用できくなった場合
④原子炉外で臨界状態等の発生の蓋然性が高い場合 (規則第9条第2項)	○原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の概然性が高い状態にある場合
⑤事業所外運搬において、火災、爆発等により放射性物質が漏洩した場合等 (規則第9条第3項)	○事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏洩すること又は当該漏洩の蓋然性が高い状態の場合
(6)緊急事態の事象のうち、一部の事象 (令第4条第4項第6号)	○2. の原子力緊急事態の ・ (6) 原子炉外で臨界状態である場合 ・ (7) 実用発電用原子炉の運転、事業所外運搬等において、原子力緊急事態の発生を示す事象の場合

【関係省庁等への情報伝達ルート】

出典：「原子力災害対策マニュアル」



上申・連絡様式(例)

○○原子力事業所における原子力災害事故の発生について
(第一報)

年月日 ○○時○○分
原子力防災課長
連絡先

(別紙)

第10条通報

○○原子力事業所で事故が発生。

当省に、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報あり。
現時点の状況は、同法第15条の原子力緊急事態に該当しない。

1. 通報状況

○○月○○日○○時○○分、○○原子力事業所から、当省に対し、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく特定事象発生の通報あり。(通報内容は別紙のとおり。)

※ この時点で、特記事項(人的・物的被害の有無、事故の進展見通し等に係る情報)があれば追記。

2. 判断結果

現時点までに得られた情報に基づき、本件は、現時点では同法第15条の原子力緊急事態には当たらないと判断する。(本件は政令4条4項○号に該当。なお、5号に該当する場合には、省令9条○号に該当する旨記載。)

3. 対応状況(注意:本事項は上申終了まで案)

- (1) 当省は、防災業務計画に基づき、原子力災害警戒本部(本部長:経済産業大臣)を設置する。
- (2) 直ちに次の行動をとる。
 - ・原子力防災専門官による現地の防災拠点(オフィセントー)立ち上げ、原子力保安検査官による現場確認
 - ・本庁の職員の現地派遣
 - ・関係省庁、関係地方公共団体に対する、本内容の伝達

4. 避難等の特別の行動を起こす必要はない。

(注意:本事項は上申終了まで案)

経済産業大臣名

原子力防災管理者名

(原子力事業者からのFAX)

現地派遣専門家リスト

原子力施設の災害の場合に派遣する共通の専門家

職名	専門又は任務	所在地
独立行政法人放射線医学総合研究所防護研究センター上席研究員	放射線防護	千葉県
" 放射線防護研究センター 放射線リスク情報研究チームリーダー	" "	"
" 重粒子科学センター 医療放射線防護研究室長	" "	"
国立保健医療科学院生活環境部環境物理室長	"	東京都
独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所海洋生産部 海洋放射能研究室長	"	神奈川県
独立行政法人農業環境技術研究所環境化学分析センター 放射性同位体分析研究室長	"	茨城県
日本原子力研究開発機構東海研究所保健物理部長	"	"
" 安全性試験研究センター原子炉安全工学部次長	原子力工学	"
" 東海事業所保安管理部線量計測課長	放射線防護	"
" 大洗工学センター安全管理部安全対策課長	"	"
以下の法人より文部科学省が認める技術参与		
財団法人 原子力安全技術センター	"	東京
財団法人 日本分析センター	"	千葉

原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
日本原子力研究開発機構東海研究所原子炉安全工学部燃料安全研究室長	核燃料工学	茨城県
電力中央研究所柏江研究所原子力システム部長	"	東京都
電子技術総合研究所量子放射線部長	原子炉工学	茨城県
日本原子力研究開発機構東海研究所原子炉安全工学部熱水力安全研究室長	"	"

研究開発段階炉の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
日本原子力研究開発機構東海研究所研究炉部長	原子炉工学	茨城県
" 大洗研究所材料試験炉部計画課長	"	"
" 敦賀本部技術企画部次長	"	福井県
" 大洗工学センター照射施設運転管理センター 実験炉部原子炉第一課長	"	茨城県

(関係省庁事故対策連絡会議の開催連絡様式)

内閣官房内閣官房副長官補（内閣安全保障・危機管理担当）付 御中
内閣府政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付 御中
(FAX番号：関係機関連絡先リスト参照)

原子力安全・保安院原子力防災課

1. ○○年○月○日○時○分、□□県□□市、△△事業所より
原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報がありました。
2. 従って、○○時○○分より、□□□（官邸又は経済産業省別館第○○○会議室）
において、第○回関係省庁事故対策連絡会議を開催したいので、ご協力方願い
ます。
3. なお、○時○分現在、原災法第15条に基づく原子力緊急事態が発生したと

認めない / 不明

関係省庁事故対策本部連絡会議における連絡内容

警戒本部事務局総括班は、①原災法第15条の原子力緊急事態に該当しないと判断した結果、②国の職員及び専門家の現地派遣状況、③各班が集約した情報（次の様式にて作成）を取りまとめ、会議において連絡する。

【関係省庁事故対策連絡会議において連絡する情報集約項目】

1. 事故概要等に関する事項

(1) 事故発生施設の概要【総括班】

事業所の名称、所在地、原子力施設等の内容

(2) 事故の概要

①発生時刻、経済産業省への原子力事業者からの同報FAXの発信日時【総括班】

②事故発生施設及び発生場所【総括班】

③事故の内容【プラント班】

④放射性物質等の漏えいに関する情報（継続的な放射性物質等の漏えい、漏えい防止措置の有無等）【放射線・住民安全班】

⑤モニタリング値【放射線・住民安全班】

⑥人的・物的被害の有無【総括班】

⑦気象状況【放射線・住民安全班】

⑧予測線量【放射線・住民安全班】

⑨事故の原因【プラント班】

2. 関係機関の活動に関する事項

(1) 原子力事業者の対応状況【プラント班】

①施設の状況

②被害の状況

③事故の応急対策活動の状況

④他の原子力事業者の協力実施状況

(2) 国による支援状況【総括班】

①緊急技術助言組織構成員及び専門家の現地派遣の準備状況

②経済産業省職員の現地派遣状況

(3) プラント予測【プラント班】

①緊急時対策支援システム（E R S S）等を用いた予測される原子力施設の状況

(4) 屋内退避、避難収容等の防護活動の準備【放射線・住民安全班】

①屋内退避、避難収容等の防護活動についての準備実施状況

②避難場所の準備状況

(5) 人的被害の状況【放射線・住民安全班】

①事故現場からの被救助者、行方不明者等の数、性別、その他人的事項

[警察庁、海上保安庁、消防庁と協力して、情報収集]

(6) 汚染物の除去による被害拡大の防止【放射線・住民安全班】

(7) オフサイトセンターの活動状況【総括班】

①国、地方公共団体の職員の参集状況

②専門家の参集状況

③他の原子力事業者の協力実施状況

④現地事故対策連絡会議の開催状況

3. その他必要事項

【現場確認の様式】

第一幸良

報告時刻： 年月日 時 分

原子力発電所 (PWR・BWR共用)

報告者氏名：

1. 事故発生サト (設置者名)	(施設名)	発電所	号炉
2. 事故発生時刻 年月日 時 分			
3. 事故発生時の 状況 原子炉出力： 原子炉停止時刻： 年月日 時 分			
4. 事故の種類			
5. 事故の原因			
6. ECCS系の 状況	作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗（全台、一部）		
7. 放射性物質の 放出状況	無・有 の場合	放出場所：スラック、その他 () 放出量：希ガス Bq、ヨウ素 Bq	
8. モニタリング値	モニタリングボスト指示値： μGy/h (方位 km) 格納容器排気筒モニタ CPS (平常 CPS) 補助建屋排気筒モニタ CPS (平常 CPS)		
9. 人的被害の状 況			
10. その他			

第二章

報告時刻： 年 月 日 時 分

原子力発電所 (PWR用)

報告者氏名：

1. 事故発生サト	(設置者名) (施設名) 発電所 号炉		
2. 事故発生時刻	年 月 日 時 分		
3. 事故発生時の状況	原子炉出力： %、原子炉停止時刻： 年 月 日 時 分 炉心平均燃焼度： MWD/MU		
4. 事故の種類及び原因			
5. 放射性物質の放出状況	無・有 の場合	放出場所： スタック、その他 () 放出量： 希ガス Bq、ヨウ素 Bq	
6. 予測線量当量等	全身の予測線量当量最大地点： 方位 km、 mSv 甲状腺の予測線量当量最大地点： 方位 km、 mSv		
7. 気象状態	風向： 、 風速：		
8. モニタリング値	モニタリングポスト指示値： μGy/h (方位 km) 格納容器排気筒モニタ： cps (常 cps) 、補助建屋排気筒モニタ： cps (常 cps)		
9. 装置の状況	一次冷却系圧力： kg/cm ² g 外部電源： 有・無 一次冷却系温度： °C 非常用ディーゼル運転： 有・無 原子炉水位： cm 制御棒全挿入： 挿入・未挿入 加圧器レベル： % ボロン添加： 添加・未添加 余熱除去機能維持： 正常・異常 主蒸気隔離弁閉止： 閉・開 ECCS作動高圧系： 作動・不作動 格納容器隔離： 隔離・非隔離 蓄圧系： 作動・不作動 格納容器圧力： kg/cm ² g 低圧系： 作動・不作動 格納容器ブレーカ作動： 作動・不作動		
10. 人的被害の状況			
11. その他			

報告時刻： 年 月 日 時 分

原子力発電所 (BWR用)

報告者氏名：

1. 事故発生サブ	(設置者名)	(施設名)	発電所	号炉
2. 事故発生時刻	年 月 日 時 分			
3. 事故発生時の状況	原子炉出力： %、原子炉停止時刻： 年 月 日 時 分 炉心平均燃焼度： MWD/MU			
4. 事故の種類及び原因				
5. 放射性物質の放出状況	無・有 の場合	放出場所： スタック、その他 () 放出量： 希ガス Bq、ヨウ素 Bq		
6. 予測線量当量等	全身の予測線量当量最大地点： 方位 km、 mSv 甲状腺の予測線量当量最大地点： 方位 km、 mSv			
7. 気象状態	風向： 、 風速：			
8. モニタリング値	モニタリングポスト指示値： $\mu\text{Gy}/\text{h}$ (方位 km) 格納容器排気筒モニタ： cps (端 cps) 、 補助建屋排気筒モニタ： cps (端 cps)			
9. 装置の状況	一次冷却系圧力 : kg/cm ² g 外部電源 : 有・無 一次冷却系温度 : °C 非常用ディーゼル運転 : 有・無 原子炉水位 : cm 制御棒全挿入 : 挿入・未挿入 余熱除去機能維持 : 正常・異常 ボロン添加 : 添加・未添加 ECCS作動高圧系 : 作動・不作動 主蒸気隔離弁閉止 : 閉・開 低圧系 : 作動・不作動 格納容器隔離 : 隔離・非隔離 格納容器スプレイ作動 : 作動・不作動 格納容器圧力 : kg/cm ² g			
10. 人的被害の状況				
11. その他				

報告時刻： 年 月 日 時 分

その他施設用

報告者氏名：

1. 事故発生サバ	設置者名： 施設名： (事業区分)
2. 事故発生時刻	年 月 日 時 分
3. 事故の種類	
4. 事故の原因	
5. 事故の原因と 想定し得る設 備の状況	
6. 気象情報	
7. 放射性物質・ 放射線の放出 状況	
8. 火災、爆発、 漏えいの状況	
9. 人的被害（被 ばく者等）の 状況	
10. その他	

別添
(第3編)

経済産業省原子力災害警戒本部等の組織と役割

I. 経済産業省原子力災害警戒本部

1. 組織の全体像（別紙参照）

経済産業省防災業務計画に基づき、経済産業大臣が設置する。経済産業省原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、原子力事業者からの原災法第10条の通報を受けた場合又はこれに相当する事象の発生を知った場合、原子力災害の警戒段階における防災対応業務を行うための組織である。

- (1) 原子力事業者による事故拡大回避のための措置を把握し、支援するとともに、
- (2) 事故が原子力緊急事態に至る可能性の把握を行い、万が一に原子力緊急事態に進展した場合における対応の準備を行う。(注)

このため、政府における情報拠点として、

- (3) 事故、防災対応措置に係る情報収集、分析、整理、提供を行うとともに、
- (4) 職員、専門家の現地派遣等による地方公共団体、原子力事業者等への支援、原子力緊急事態に至る可能性がある場合の公示案、指示案の策定等を行う。

なお、原子力災害対応においては、現地での対応が重要である。警戒本部と経済産業省原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）との関係は、現地への派遣職員の到着等現地警戒本部の体制が整った段階にあっては、

基本的には、現地警戒本部が主体となり、

- ・地方公共団体、原子力事業者等との連携、
- ・情報共有の下での事故対応、
- ・放射線防護、
- ・住民対応等の防災活動を実施する。

また、警戒本部は、

- ・現地警戒本部との情報共有に努め、
- ・現地における防災活動を把握し、現地警戒本部に対し必要な支援を行うこと、
- ・政府の情報拠点として、事故・災害の状況、現地警戒本部の活動状況等に係る情報を官邸、関係省庁、報道機関などの関係機関及び国民に提供することを分担する。

(注) 警戒本部による情報収集又は原災法第10条第1項前段の通報が原災法第15条の原子力緊急事態に該当すると認められた時は、経済産業大臣は、直ちに経済産業省原子力災害対策本部を設置するとともに、原災法第16条（第17条）の規定に基づき政府の原子力災害対策本部（原子力災害現地対策本部）が設置されるまでの間、経済産業省原子力災害対策本部（経済産業省原子力災害現地対策本部）が引き続き、この項「経済産業省原子力災害警戒本部」（「経済産業省原子力災害現地警戒本部」）に準じて対応を行う。

2. 本部長の指定

警戒本部長は、経済産業大臣が務める。経済産業大臣の対応に困難がある場合には、国家行政組織法に基づく職務代行順位に従って経済産業副大臣が代行する。

3. 本部長の機能

- (1) 警戒本部の事務を総轄し、警戒本部を指揮するとともに、警戒体制における対応状況（緊急事態応急対策の準備等）を把握する。
- (2) 初動においては、着任後、次のことを行う。
 - ア 事故状況の報告を受ける。

- イ 経済産業省、その他関係機関の警戒体制の立ち上がり状況の報告を受ける。
 - ウ 経済産業省、その他関係機関の対応状況の報告を受ける。
 - エ 警戒本部がこれから行うことの説明を受ける。
- (3) なお、当該事故事象が原災法第15条の原子力緊急事態に発展した場合には、その旨の判断を行い、内閣総理大臣に対し、災害対策の指示案、公示案（対策を実施すべき区域の設定と区域内の居住者等に対して周知すべき事項等を含む。）を提出する。

4. 副本部長

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
また、本部長の命により、本部長の職務の一部を代行する。

5. 警戒本部事務局

- (1) 警戒本部事務局
 - 総括班、経済産業省官邸チーム、国会等の対外説明チーム、プラント班、放射線・住民安全班、広報班を置く。
- (2) 警戒本部事務局が具体的に実施すべき事項
 - ア E R Cの運営に関すること
 - イ 事故・事象に関する情報の収集、分析に関すること
 - ウ 関係機関等（原子力に関する研究機関）との連絡・調整に関すること
 - エ 地方公共団体等との連絡・調整、助言及び支援に関すること
 - オ 現地警戒本部の設置（現地への職員等の派遣等）に関すること
 - カ 事故・事象に係る原子力事業者に対する指示、指導及び助言に関すること
 - キ 原子力緊急事態に至る可能性のある場合の対応準備に関すること
 - ク 国民及び報道機関に対する情報の提供に関すること
 - ケ 國際機関への情報提供に関すること
 - コ その他原子力災害の拡大の防止を図るためにの対策に関すること
- (3) 警戒本部事務局の活動に当たって留意すべき事項
 - ア 事故の推移を常に把握し、原子力緊急事態に至る可能性について絶えず注意し、原子力緊急事態に至る場合の対応に備えておく。
 - イ 現地警戒本部が設置されるまでの間、原子力保安検査官事務所を通じて地方公共団体、原子力事業者等との連携・調整を密接に行い、現地警戒本部の活動が円滑に開始することができるよう準備を整えておく。
 - ウ 官邸、関係省庁、報道機関等関係機関に対して必要な情報を提供できる体制を整え、滞りなく情報提供に努める。
 - エ 現地警戒本部、地方公共団体の活動状況を十分把握し、支援の必要性を的確に判断し、支援を行う。
 - オ 緊急時の優先事項に十分留意する。

6. 事務局長

- (1) 事務局長は、原子力安全・保安院長が務める。本部長を補佐するとともに、警戒本部事務局の各機能班責任者を指揮・統制する。また、本部長、副本部長、官邸等に対し、適宜適切に情報提供や措置の報告、上申を行い、必要な指示を受ける。
- (2) 事務局長が具体的に実施すべき事項

- ア 到着時においては、収集状況の報告を受ける。
- イ 職員の現地派遣の決定を行う。
- ウ 現地警戒本部に派遣職員が到着し、体制が整ったことを確認し、その旨を警戒本部事務局内で周知する。（確認の後は、現地警戒本部が中心となって防災業務にあたり、警戒本部は、その活動を把握、支援することが中心となる。）
- エ E R Cにおいては、体制及び対応状況が確認できるよう中央スペース又は総括班に位置し、各機能班が収集した情報、解析予測結果等の全体を鳥瞰し、常に事態の進展状況を把握する。
- オ 関係省庁事故対策連絡会議に副議長として参画し、会議を議事進行する等運営する。
- カ 適宜、警戒本部事務局会議を開催する。
- キ 原子力事業者の行う事故対応を検証し、必要に応じ対応を指示する。
- ク 警戒本部長が原災法第15条の原子力緊急事態に該当するか否かの判断を行うに必要な情報を整理し、上申する。
- ケ プレス発表の必要性について決定する。プレス発表を行う際には、事前に警戒本部広報班責任者と打ち合わせる。

(3) 事務局長の活動に当たって留意すべき事項

- ア 原子力緊急事態に該当する場合には、第4編の防災対応を行うために、職員の増強、関係省庁への通報を承認するとともに、プレス発表を行う。
- イ 現地警戒本部等に対する支援について判断する。
- ウ 関係機関（日本原子力研究開発機構、原子力安全基盤機構等）の警戒体制について把握しておく。
- エ 国際機関等への情報提供状況を把握する。

7. 事務局次長

- (1) 事務局次長は、原子力安全・保安院次長が務める。
- (2) 緊急時対応に関して、事務局長に意見具申する等警戒本部事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は諸般の事情により不在のときには職務を代行する。また、事務局長の命を受けて警戒本部事務局長の職務の一部を代行する。
- (3) 国会関係者（衆、参商工委員会委員、地元選出の議員 等）への説明に対する総括を行う。（事務局次長が不在の場合は、総括班責任者が代行）
- (4) 事務局次長の活動に当たっての具体的な行動指針は、事務局長に同じ。

8. 広報官（スポークスマン）

- (1) 警戒本部事務局のスポークスマンとして、事務局長、事務局次長の指揮の下、記者会見を行う。
- (2) 広報官の活動に当たって留意すべき事項
 - ア 事務局全体を鳥瞰し、適時適切に記者会見を行う。
 - イ 記者会見の実施に当たっては、官邸、現地警戒本部、地方公共団体、原子力事業者と連携して統制の取れた記者発表を行う。
 - ウ 記者発表は努めて定期的に行う。

9. 事務局各機能班

- (1) 収集した職員は、原災法第10条の特定事象の通報後又は原子力防災課長が必要と認めたときは、直ちに、以下の要領でE R Cを立ち上げる。

- ア 原子力防災課長は、直ちにERCを立ち上げることを宣言し、関係機関等へ通報する。
 - イ 特定事象の発生した原子力事業所（原子力発電所：中操・緊急時対応室・検査官室、加工施設等：原子力事業者が臨時に指定する緊急時対応室）、オフサイトセンターとの通信回線を確保する。
 - ウ 原子力発電所の場合にはERSSを起動するとともに、原子力安全基盤機構（JNES）防災対策部に対し、ERSSの起動状況の確認を行う。
 - エ 文部科学省に対してSPEEDIの起動を要請する。
 - オ コピー機、FAX機、その他の電子機器のスイッチを入れ、使用可能な状態にする。また、電話等の通信機器を配置する。
 - カ 配置図に従って、作業机、ホワイトボード等を所定の位置に配置する。
 - キ 備え付けの原子力事業所周辺地図、緊急時連絡表を用意する。
 - ク ERCの入口に本部事務局名を記した看板を掲げる。
- 以上の作業が完了した場合、警戒本部事務局長にその旨を報告する。
- (2) 参集者は各機能班のスタッフィングボードに、所属、氏名等を記入するとともに、各機能班責任者は、班員の役割分担を行う。
 - (3) 各機能班の体制が整った時点で、警戒本部総括班総括チームに連絡する。
 - (4) 現地警戒本部の対応する班と連絡をとり、連絡窓口等を確認する。
 - (5) ホワイトボード及びステータスボードを配置し、過渡期には10分、安定期には1時間を目途に必要な情報を書き込む。
 - (6) 各機能班は、適時、情報の整理に努める。例えば、収集した情報は可能な限り簡潔に明文化し、警戒本部関係者が誰でも閲覧できるよう所定の位置におく。また、処理前の情報と処理済みの情報を仕分ける。

1.0. 総括班

- (1) 警戒本部事務局の活動に関する総合調整を行う。
他班の活動状況を把握し、情報集約及び警戒本部内での情報共有を行い、必要に応じ本部内の調整を行い、現地警戒本部、関係機関に対する情報提供、支援の総合窓口となる。
- (2) 総括班に総括チーム、原子力チーム、運営支援チームを置く。
- (3) 総括班の具体的に実施すべき事項
 - ①連絡・調整等
 - ア 各機能班間の総合調整を行う。
 - イ 関係省庁事故対策連絡会議の準備を行い、会議を開催する。
 - ウ 本部長等が会議等に出席する際の随行者について、原子力に係る一般的な説明ができる職員を確保するとともに、適時、随行を指示する。
 - エ 現地警戒本部事務局総括班に対して、官邸、関係省庁等の活動状況に係る情報を連絡する。
 - オ 現地警戒本部、所管経済産業局等に対し、事故情報、関係省庁等の関係機関の活動状況に係る情報を伝達する。
 - カ 定期的にFAXの稼働状況をモニタリングし、再送信を繰り返しているものの除去、未達文書の返却を行う。
 - キ 関係機関（日本原子力研究開発機構、原子力安全基盤機構、原子力安全技術センター等）に警戒体制を取るよう要請する。

②職員等の派遣、現地対応

- a. 関係地方公共団体に対して、原災法第10条第2項に規定する職員派遣要請の意向について確認する。
なお、関係地方公共団体から職員等の現地派遣要請の連絡がない場合においても、放射線・住民安全班から確認する。
- b. 国の職員、専門家の現地派遣
 - ア 原災法第10条第2項に基づく関係地方公共団体からの要請を受けた場合は、「原子力災害対策マニュアル」1. (6) の規定により、関係省庁に対し要請を行う。
 - イ 現地派遣要員の他、他省庁から送付される派遣職員、専門家リストを作成し、「原子力災害対策マニュアル」1. (6) により警察庁、防衛省等に対して現地派遣支援を依頼する。
- c. 現地派遣職員が中央から現地に到着するまでの交通手段、到着予定時間、現地派遣職員名について、現地警戒本部総括班、関係地方公共団体、所管経済産業局等に連絡する。
注) 現地派遣職員は、集合の要否、集合場所等について必要な情報が得られない場合には、E R Cに全体指揮者又は実務責任者が登庁している場合にはこれらの者、いずれも登庁していない場合には原子力防災課企画班長に確認を求めることがある。
集合場所においては、全派遣職員が集合する前であっても、派遣職員の長を含む主だったメンバーが集合した時点で、当該派遣職員の長と全体指揮者の相談により必要と判断される場合には、現地に向けて出発することとする。
ただし、近隣の原子力防災専門官は、指示を受けて、自ら現地への移動を開始する。
- d. 出発前及び移動中の現地派遣職員に対し、事故の情報、現地の状況に関する情報を伝達する。

③各機能班の活動の取りまとめ

- ア 警戒本部事務局各機能班の立ち上げ及び活動状況を把握する。
- イ 警戒本部総括班員は各機能班からの情報を収集・整理し、警戒本部総括班責任者が全体を把握する。
- ウ 原子力防災専門官を通じて、オフサイトセンターの活動状況、原子力事業所の事故状況及び災害対策の準備状況を把握する。
- エ 配布文書、指示に係る承認状況を確認するとともに、記録を行う。
- オ 会議用資料、会議議事録等を作成し、配布する。
- カ 現地警戒本部事務局総括班を支援する。

④警戒本部会議及び事務局会議の開催

- ア 警戒本部会議及び事務局会議については、警戒本部及び事務局において情報共有を図るため、適宜開催する。
- イ 警戒本部会議は経済産業省別館3階第4特別会議室において、警戒本部事務局会議はE R C内で開催する。

各チームの業務分担は、以下のとおり。

(総括チーム)

- ア 警戒本部（原子力安全・保安院の活動を全て）を総合調整（コーディネート）

- するとともに、省内調整を含めた総合窓口を担当すること
- イ　すべての活動状況をとりまとめ記録すること
- ウ　各種会議の開催に関すること
- エ　官邸、原子力安全委員会、関係省庁、指定公共機関、現地警戒本部、地方公共団体、原子力事業者等との連絡・調整、助言及び支援に関すること
- オ　現地警戒本部の体制整備（政府派遣要員の把握、輸送の調整等）及び運営支援に関すること
- カ　国会議員、地方議会議員等からの問合わせ対応、関係者への説明等に関すること
- キ　必要に応じて、原子力事業者への指示文書等を作成し発出すること
- ク　その他事務局長、事務局次長の命ずること

(原子力チーム)

- ア　原子力施設における事故状況や復旧状況などの情報をもとに、事故の進展に伴う対応方針の策定や調整を行うとともに、総括チームへ報告すること
- イ　プラント班から提供される原子力施設等における事故・故障情報を基に、警戒本部長等と原子力安全・保安院としての対応を協議すること
- ウ　防護対策の企画、立案、実施（現地警戒本部の体制が整った後は、その支援）及びそれらに対する総合調整に関すること
- エ　現地警戒本部及び警戒本部における情報の集約及び情報共有に関すること
- オ　その他事務局長、事務局次長の命ずること

(運営支援チーム)

- ア　ＥＲＣの出入り管理（立入禁止表示、腕章の配布等）を行うこと
- イ　ＥＲＣの衛生管理（清掃、蚊等の駆除）、環境整備（照明、温度、換気）を行うこと
- ウ　情報機器、電話等の稼働状況をモニタリングし、修理等必要な処置を指示すること
- エ　ＥＲＣへ参集する要員の給養（仮眠計画、仮眠場所の確保、毛布、飲食物等）に関するこ
- オ　緊急時対応（現地警戒本部を含む）に必要な物品の調達、補給に関するこ
- カ　現地派遣職員の携行備品の調達に関するこ。現地派遣職員が携行する備品等は、「事故・災害発生時職員現地派遣用マニュアル」に示す。なお、登庁をせずに直接現地に向かう派遣職員がいる場合は、当該職員用の備品等を当省の現地派遣職員が持參する。
- キ　ＥＲＣ及び各会議の庶務に関するこ
- ク　緊急時対応要員の人事（交代要員の選定、現地交代要員の選定・派遣等）に関するこ
- ケ　警戒本部の円滑かつ持続的な活動のための措置に関するこ
- コ　その他事務局長、事務局次長の命ずること

1.1. 官邸チーム

- (1) 内閣官房と連携を取り、官邸対策室が設置されてからは、官邸危機管理センターに位置し、警戒本部事務局と官邸の間の連携を図る。
- (2) 官邸チームが具体的に実施すべき事項
- ア　警戒本部事務局と官邸危機管理センター・官邸対策室との間の連絡・調整に關すること

- イ 警戒本部長、事務局長等が官邸にいる間の情報の提供に関するこ
 - ウ その他警戒本部長、事務局長等の命ずること
- (3) 官邸チームの活動に当たって留意すべき事項
- ア 政府の原子力災害対策本部が設置される前から官邸に配置されることがある。
 - イ 警戒本部事務局との連携を緊密にし、情報が途切れないように努める。
 - ウ 警戒本部長や事務局長の動向を把握するとともに、官邸におけるスケジュールの管理を行う。
- 以上のほか、対応にあたって注意すべき事項などについて別途定める。

1.2. 国会等の対外説明チーム

- (1) 警戒本部事務局次長（事務局次長が不在の場合は、総括班責任者が代行）は、国会関係者（衆、参商工委員会委員、地元選出の議員等）等の外部関係者への説明に対する総括を行う。国会等の対外説明チームは、事務局次長の指示を受けて、国会関係者等への説明に関する事務を実施する。
- (2) 国会等の対外説明チームが具体的に実施すべき事項
 - ア 国会関係者等の外部関係者に対する説明資料の作成、収集を行う。
 - イ 国会関係者に対して説明を実施する。
 - ウ その他対外説明に関して事務局次長の命ずること
- (3) 国会等の対外説明チームの活動に当たって留意すべき事項
 - ア プレスの報道状況に留意し、適切なタイミングで速やかな説明を行う。時間的余裕がない場合には、簡易な資料配付や短時間での説明など工夫する。
 - イ 説明のための資料は、基本的な事項を中心として、汎用的かつできるだけ長く使えるものを取りまとめる。
 - ウ 地元出身の関係者等、説明対象者を選定する。
 - エ 説明対象者のアポイント取りは、説明担当者がそれぞれの責任で行う。

1.3. プラント班

- (1) 事故・トラブル、災害に係るプラント関係の情報を収集し、原子力事業者の事故対応等の活動を把握し、検証し、警戒本部事務局と現地警戒本部において情報の共有を図る。
- (2) プラント班が具体的に実施すべき事項
 - ア 現地警戒本部、原子力事業者からの原子力施設に係る事故情報の収集・整理及び情報提供を行う。
 - イ 現地警戒本部を通じて、原子力保安検査官が確認した原子力施設の事故状況の報告を受ける。
 - ウ E R S S の立ち上げに関して、現地警戒本部プラント班から依頼があった時、又は自らの立ち上げの必要性を認めた時、原子力安全基盤機構（J N E S）に対して指示する。また、原子力発電所に対してプラントデータの送信を指示する。
 - エ プラント内のイベントリ情報を整理し、警戒本部放射線・住民安全班へ通知する。
 - オ 原子力事業者の事故進展予測結果を踏まえ、現地警戒本部が行った予測等を検討し、必要に応じ指摘等を行う。

- カ 原子力安全委員会や専門家に必要な情報を提供するとともに、必要な助言を求める。
- キ 原災法第15条の原子力緊急事態に至ることが見込まれるときは、警戒本部総括班及び警戒本部事務局長に報告する。
- ク 原子力専門用語を一般の人にもわかるようプラントステータスサマリーを作成する。
- ケ 会議用資料、プレス発表用資料を作成する。
- コ 原子力事業者に対して指導、助言及び支援する。
- サ 現地警戒本部プラント班との情報共有に努め、指導、助言及び支援する。
- シ 各種会議及びプレス発表において、技術的な対応等を行う。
- ス その他事務局長、事務局次長の命ずること

14. 放射線・住民安全班

- (1) 放射線モニタリング、住民（滞在者、外国人住居者を含む。）の状況、安全活動に関する情報等を関係省庁、現地警戒本部等を通じて収集し、警戒本部事務局と現地警戒本部において情報共有を図る。
- (2) 原子力災害対策本部に移行した場合には放射線班、住民安全班に分離設置する。
- (3) 放射線・住民安全班が具体的に実施すべき事項
 - ア 地方公共団体に対して、原災法第10条第2項に規定する職員派遣要請の意向について確認する。なお、地方公共団体から職員等の現地派遣要請の連絡がない場合においても確認する。
 - イ 原子力事業者及び地方公共団体の実施するモニタリングの情報収集・整理を通じて、放射性物質の放出状況を把握する。
 - ウ 現地警戒本部、地方公共団体等を通じ、住民の情報を収集する。
 - エ 現地警戒本部等を通じ、屋内退避、避難収容施設等に係る防護活動の準備状況を含めた、地方公共団体等の動向を把握する。
 - オ 文部科学省に対して、SPEEDIの起動を依頼する。また、放射性物質の影響範囲予測の結果について現地警戒本部内関係者に報告する。
 - カ 専門家に必要な情報を提供するとともに、必要な助言を求める。
 - キ 警戒本部総括班に対して、適宜、情報提供を行う。
- (4) 放射線・住民安全班の活動に当たって留意すべき事項
 - ア 現地の住民安全に係る情勢を正しく把握することを最優先する。
 - イ 現地警戒本部を通じて、モニタリング情報の収集・整理を行い、放射性物質の放出状況を把握し、一般への影響度合いを、専門知識を持たない者にも努めて理解できる形（例えば、「24時間継続した場合、年間の自然放射線量の $\frac{1}{10}$ 相当」など）により提供する。
 - ウ 現地警戒本部を通じて、屋内退避、避難収容施設、輸送支援能力等の防護活動の準備状況など住民安全に関する地方公共団体等の動向を把握する。
 - エ 警戒本部プラント班からの事故の状況及び見通しに関する情報、現地警戒本部からの現地の救助、救急 準備体制に関する情報を踏まえ、広域的な対応が必要と判断される場合には調整を行う。
 - オ 災害対応職員の放射線防護に当たっては、人事院規則10-5（昭和38年9月25日号外「職員の放射線障害の防止」）に基づくとともに、原子力安全委員会報告書「原子力施設等の防災対策について」において提案されてい

る上限を踏まえて対応する。

15. 広報班

(1) 総括班原子力チームから提供された対外公表資料を基に、広報官（スポーツマン）が行う記者会見に関する時間・場所等について、関係部署との調整を行うとともに、記者会見における支援を行う。

また、関係自治体、原子力安全・保安院内部関係者及び予め登録されたメールユーザーへの配信（モバイル保安院）やホームページを活用した地域住民、報道機関、国際機関、外国政府等への情報提供、一般からの照会への対応等を担当する。

(2) 広報班が具体的に実施すべき事項

- ①原子力に係る一般的な質問に対応できる職員を確保し、適宜、当該職員に対応について指示する。
- ②原子力事業者及び地方公共団体の広報に係る動向を掌握する。
- ③プレス発表、一般からの問い合わせ窓口等に関して、必要に応じて、現地警戒本部、原子力事業者、地方公共団体等との調整を行う。
- ④総括班原子力チームとの連携を図りながら、各機能班の情報を収集・整理する。
- ⑤報道機関による報道状況について、報道を通じて正確な情報提供がなされていることを確認する。その結果を情報提供に反映する。
- ⑥警戒本部として発表すべき事項について、プレス発表を行う。

ア プレス発表の計画策定及び準備については、警戒本部広報班がこれに当たる。広報を行うに当たっては、その時期、内容について、関係省庁及び現地警戒本部とよく連絡を取り、齟齬を来さないよう努める。警戒本部広報班は、官邸における広報についても、情報収集に努める。また、通信社の報道内容についても収集把握に努め、記者会見担当者、警戒本部員に提供する。

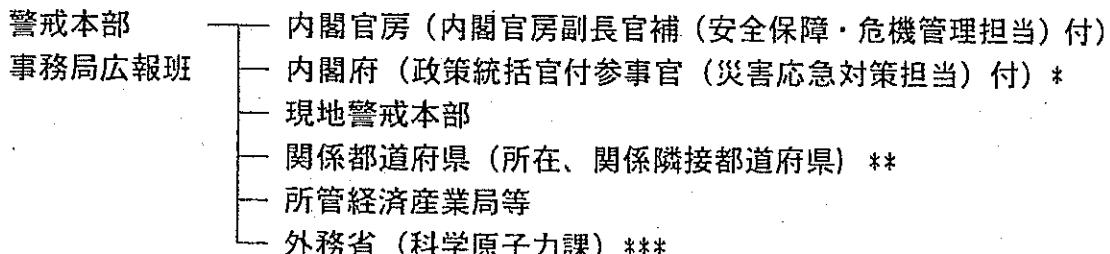
イ 「原子力災害対策マニュアル」1. (8) の規定により、官邸対策室（広報班）、内閣府（情報対策室）に、貼出しの事実、発表の内容、状況を連絡する。また、外務省（科学原子力課）を含めプレス発表資料を FAX で送付する。

ウ 現地警戒本部、関係地方公共団体、所管経済産業局等に対し、プレス発表資料（プレスに配付した資料；次ページ参照）を FAX で送付し、また、プレス発表の状況を連絡する。

エ 事故処理中、ERC 内への報道関係者の立入は認めない。

⑦その他事務局長、事務局次長の命ずること

【プレス発表に関する情報伝達経路】



- ** 関係道府県への連絡については、現地警戒本部から行うことも考えられるが、現地警戒本部はオフサイトセンター立ち上げ対応に当たっていることに鑑み、当分の間、関係道府県との連絡は、原則として、本省で対応する。
- *** 在京大使館等への情報提供

【経過報告】

○○原子力事業所の原子力災害事故の発生について（第○報）

○○年○○月○○日
○○時○○分現在
経済産業省

1. ○○月○○日、○○原子力事業所で事故（必要に応じ概要を記述）が発生し、○○時○○分に、同事業所から、当省に対し、原子力災害対策特別措置法第10条前段の規定に基づく特定事象発生の通報があった。（通報内容は別添のとおり。）
2. ○○時○○分現在で、
 - (1) 原子力緊急事態を示す事象は発生していない。
 - (2) 原子炉建屋からの放射性物質の著しい漏洩はない。また、発電所周辺のモニタリングポストの値はすべて正常値の範囲内にある。（その他追加情報があれば適宜記述）
 - (3) 現時点で、避難等の特別な行動を起こす必要はない。
3. したがって、事業所周辺地域住民においては、落ち着いて防災無線、テレビ、ラジオ等による原子力事故に関する情報に注意されたい。
4. 当省は、防災業務計画に基づき、経済産業省原子力災害警戒本部（本部長：経済産業大臣）及び現地警戒本部を設置し、自下、事故情報を収集中。また、関係地方公共団体の要請を受け、現地に職員を派遣。
5. 次回のプレス発表は1時間後を予定（ただし、新たな情報が入れば前倒しする。）

問い合わせ先：経済産業省原子力災害警戒本部広報班
広報担当責任者 ○○○○○
Tel ○○○○○（内線○○）
執務室の電話番号*

* ERCの直通電話番号ではなく、執務室（あらかじめ決めた課室）の電話番号を記載する。

II. 経済産業省原子力災害現地警戒本部

1. 現地本部長の指定

現地本部長は、原則として、経済産業副大臣が務める。

原則、国家行政組織法に基づく職務代行の第一順位にある経済産業副大臣が現地本部長にあたることとし、それが困難な場合には、あらかじめ一般的な名簿記載等の順位として定められている順に経済産業副大臣又は大臣政務官があたる。また、経済産業副大臣又は大臣政務官が派遣されない場合には、原子力安全・保安院審議官が現地本部長を務める。

2. 現地本部長の機能

- (1) 現地警戒本部の事務を総轄し、現地警戒本部を指揮する。事故の状況を高い立場から鳥瞰し、現地警戒体制における対応状況（緊急事態応急対策の準備等）を把握する。
- (2) 現地本部長の役割は、次のとおり。
 - ①現地警戒本部を代表し、指揮する。
 - ②初動において着任後、次のことを行う。
 - ア 事故状況（原子力施設に係る安全装置の系統・機能・起動状況、放射性物質の放出状況、プレスの状況等を含む。）の報告を受ける。
 - イ 経済産業省、その他関係機関の警戒体制の立ち上がり状況の報告を受ける。
 - ウ 経済産業省、その他関係機関の対応状況の報告を受ける。
 - エ 現地警戒本部がこれから行うことの説明を受ける。
 - ③地方公共団体の長（又はその代行者）との情報、認識の共有化を図り、地方公共団体等に対する支援等の要否を把握し、必要に応じ、警戒本部長に上申、要請する。
 - ④原災法第15条の原子力緊急事態が発生した場合、その旨の判断を行い、警戒本部に情報を提供する。

3. 現地副本部長

- (1) 現地副本部長は原子力安全・保安院審議官が務め、現地本部長に事故があるときは職務を代行する。また、現地本部長の命を受けて現地本部長の職務の一部を代行する。
- (2) 現地警戒本部の体制を把握する。
- (3) 緊急時対応に関して、現地本部長に意見具申する等現地本部長を補佐する。

4. 現地警戒本部事務局

- (1) 総括班、プラント班、放射線・住民安全班、広報班、（医療班）、運営支援班を置く。（医療班については、地方公共団体の職員のみによって構成され、原子力災害対策マニュアル及びオフサイトセンター運営要領によって規定される。）
- (2) 現地警戒本部事務局が具体的に実施すべき事項
 - ア 事故・事象に関連する情報の収集、分析に関すること
 - イ 地方公共団体、関係機関及び原子力事業者との連絡・調整に関すること
 - ウ 警戒本部との連絡調整に関すること
 - エ 現地派遣職員等の受け入れに関すること
 - オ 地域住民及び報道機関に対する情報の提供に関すること
 - カ 事故・事象に係る原子力事業者に対する指示、指導、助言及び支援に関すること
 - キ 原子力緊急事態に至る可能性のある場合の対応準備に関すること
 - ク オフサイトセンターの運営に関すること
 - ケ その他原子力災害の拡大の防止を図るために現地における対策に関すること
- (3) 組織の活動に当たって留意すべき事項
 - ア 事故の推移を常に把握し、原子力緊急事態に至る可能性について絶えず注意し、原子力緊急事態に至る場合の対応に備えておく。
 - また、原子力事業者等からの情報の分析結果について、警戒本部、地方公共

- 団体、原子力事業者等現地の関係者と共有を図る。
- イ 地方公共団体、原子力事業者の対応状況を把握するとともに、これらの間の意思疎通、情報共有を図り、支援の必要性を判断し、支援を行う。
また、警戒本部と情報共有を図るとともに必要な支援の要請を行う。
- ウ 緊急時の優先事項に十分留意する。

5. 現地事務局長

- (1) 現地事務局長は原子力安全・保安院審議官が務め、現地警戒本部事務局を総括する。警戒本部事務局における事故対応、災害対応の全体を把握し、現地本部長に報告するとともに、対応案の具申を行う。
- (2) 現地警戒本部事務局の各機能班責任者を指揮・統制する。
- (3) 現地事務局長が具体的に実施すべき事項
- ア 到着時においては、参集状況の報告を受ける。
 - イ 現地派遣職員が到着し、現地警戒本部の体制が整ったことを警戒本部に連絡する。
 - ウ オフサイトセンターにおいては、体制及び対応状況が確認できるよう中央スペース又は総括班に位置し、各機能班が収集した情報、解析予測結果等の全体を鳥瞰し、常に事態の進展状況を把握する。
 - エ 原子力事業者の行う事故対応を検証し、必要に応じ対応を指示する。
 - オ 現地事故対策連絡会議に議長として参画し、会議を主導的に運営する。
 - カ 適宜、警戒本部事務局会議を開催する。
 - キ 原子力緊急事態における原子力防災対応を行うために、職員の増強、関係機関への通報を承認するとともに、プレス発表を行う。
- (4) 現地事務局長の活動に当たって留意すべき事項
- ア 現地警戒本部事務局及び警戒本部事務局における災害警戒体制全体を鳥瞰しておく。
 - イ 地方公共団体、原子力事業者の防災活動を把握し、情報共有、連携を図り、国として実施すべき支援を取りまとめ、現地本部長等に報告、上申する。
 - ウ 現地本部長が原災法第15条の原子力緊急事態に該当するか否かの判断を行い、警戒本部長に上申するために必要な情報を整理し、上申する。
 - エ 必要に応じ、対外公表を行い、また、プレス対応の判断を行う。

6. 現地事務局次長

- (1) 現地事務局長に事故あるとき又は諸般の事情により不在のときには職務を代行し、また、事務局長の命を受けて事務局長の職務の一部を代行する。
- (2) 緊急時対応に関して、事務局長に意見具申する等事務局長を補佐する。
- (3) 事務局次長の活動に当たって留意すべき事項は、事務局長に同じ。

7. 広報官

- (1) 現地警戒本部事務局のスポークスマンとして、現地本部長、事務局長等の指揮の下、記者会見を行う。
- (2) 広報官の活動に当たって留意すべき事項
- ア 事務局全体を鳥瞰し、適時適切に記者会見を行う。
 - イ 記者会見の実施に当たっては、官邸、警戒本部、地方公共団体、原子力事業

者と連携して統制の取れた記者発表を行う。
ウ 記者発表は努めて定期的に行う。

8. 現地事務局各機能班

- (1) オフサイトセンターに到着した職員は、事務所長の指揮の下、次の手順でオフサイトセンターを立ち上げる。
- ア 特定事象の発生した原子力事業所（原子力発電所：中操・緊急時対応室・検査官室、加工施設等：原子力事業者が臨時に指定する緊急時対応室）とオフサイトセンターとの通信回線を確保する。
 - イ オフサイトセンターの E R S S （原子力発電所の場合に限る。）及び S P E E D I 端末が配備されている場合は、それらの設備を配置し、起動する。
 - ウ 机、資機材（電話、コピー機、F A X等）を配置する。
 - エ オフサイトセンターに参集する者が用いる腕章その他の備品を用意する。
 - オ オフサイトセンターの入口に本部名を記した看板を掲げる。
- 以上の作業が終了した場合、現地警戒本部長及び警戒本部事務局総括班責任者にその旨を報告する。
- (2) 参集者は各機能班のスタッフイングボードに、所属、氏名等を記入するとともに、各機能班責任者は、班員の役割分担を行う。
- (3) 現地に到着した派遣職員及び原子力保安検査官事務所職員等は、現地の人員体制が整うまでの間は、現地警戒本部事務局総括班を中心に手分けして各機能班の活動の準備及び当面の対応を行う。
- (4) 現地警戒本部各機能班責任者は、各機能班の体制が整った時点で、現地警戒本部総括班に連絡する。
- (5) ホワイトボード及びステータスボードを配置し、過渡期には10分、安定期には1時間を目途に必要な情報を書き込む。
- (6) 各機能班は、適時、情報の整理に努める。例えば、収集した情報は可能な限り簡潔に明文化し、現地警戒本部関係者が誰でも閲覧できるよう所定の位置におく。また、処理前の情報と処理済みの情報を仕分ける。

9. 総括班

- (1) 現地警戒本部事務局の活動に関する総合調整を行う。
- 現地において、他の班の活動状況を把握し、情報集約及び現地警戒本部内での情報共有を行い、必要に応じ各機能班の調整を行い、警戒本部、現地の関係機関に対する情報提供、支援の総合窓口となる。
- (2) 総括班の具体的に実施すべき事項
- ア オフサイトセンターの立ち上げ状況を把握し、警戒本部総括班に報告する。
 - イ 現地警戒本部事務局各機能班の立ち上げ及び活動状況を把握する。
 - ウ 国の職員、専門家の到着する予定時刻、輸送方法等現地派遣状況を把握する。
また、地域における輸送に関し、道府県、市町村、警察機関、消防機関への支援依頼を行うなど、受入体制の整備に当たる。
 - エ 各機能班からの情報を収集・整理し、現地警戒本部総括班責任者は全体を把握する。

- オ 現地事故対策連絡会議の準備を行い、会議を開催する。
開催にあたって、事前に、開催の時刻、会議における連絡内容を警戒本部事務局総括班責任者に情報伝達するとともに、関係地方公共団体、原子力事業者に連絡する。なお、会議における連絡内容について警戒本部事務局総括班とあらかじめ調整する。
- カ 現地本部会議、事務局内機能班長会議等を開催する。
- キ オフサイトセンターの活動状況、原子力事業所の事故状況及び災害対策の準備状況を把握し、警戒本部総括班原子力チームに報告する。
- ク 原子力事業者に対して、現地における国の体制等必要な情報を提供する。
- ケ 防護対策の企画、立案、実施及びそれらに対する総合調整を行う。
- コ 地方公共団体、指定公共機関、警戒本部、原子力事業者等との連絡・調整、助言及び支援を行う。
- サ その他現地警戒本部長、事務局長の命ずること

(3) 総括班の活動に当たって留意すべき事項

- ア 現地警戒本部が設置されるまでの間は、事務所長が総括班責任者を務め、警戒本部、地方公共団体等と連携を図りつつ、対応する。
- イ 現地警戒本部事務局長、現地警戒本部事務局次長が必要とする情報を分析、整理して提供する。
- ウ 現地においては、住民の安全確保のための措置をとる地方公共団体等との間で情報共有が重要であることを認識する。
- エ 警戒本部との連絡・調整について、事務局内の各機能班の持っている情報が適切に警戒本部に提供されるよう配慮する。
- オ 現地警戒本部の体制が整った後は、原子力緊急事態発生の可能性を把握し、第一義的な判断を行うのは、現地警戒本部であることを認識し、事故の推移に十分な注意を払う。
- カ 現地警戒本部における業務が円滑に実施されるよう、業務支援の面でも十分な対応を行う。

10. プラント班

- (1) 現地において、事故・トラブル、災害に係るプラント関係の情報を収集し、原子力事業者の事故対応等の活動を把握し、検証し、警戒本部事務局、現地警戒本部において情報共有を行う。
- (2) プラント班が具体的に実施すべき事項
 - ア プラント状況図の整備を行う。
 - イ 原子力事業者からの原子力施設に係る事故情報の収集・整理及び情報提供を行う。
 - ウ 原子力保安検査官を通じて、原子力施設の事故状況を確認する。
 - エ 原子力施設の事故状況に関する情報（原子力保安検査官による現場確認情報を含む。）を収集・整理し、現地に派遣された原子力安全委員会、専門家、警戒本部プラント班に提供し、必要な助言を求める。
 - オ 原災法第15条の原子力緊急事態に至ることが見込まれるときは、現地警戒本部総括班及び現地警戒本部事務局長に報告する。
 - カ 会議等での技術説明及び資料を提供する。
 - キ プレス対応における広報資料を提供し、技術的支援を行う。

- ク 原子力発電所に関しては、警戒本部に対して E R S S の立ち上げを依頼する。
- ケ 原子力事業者の行った事故原因の究明結果を検証し、当該結果に対し、必要な指摘等を行う。
- コ 原子力事業者が行う復旧行動を確認し、当該行動に対し必要な指摘等を行う。
- サ その他現地警戒本部長、事務局長の命ずること

(3) プラント班の活動に当たって留意すべき事項

- ア 事故・事象が原子力緊急事態に該当するか否かの判断に必要な情報を整理し、原子力緊急事態に至ることが見込まれるときは、現地警戒本部の事務局長、事務局次長及び総括班に直ちに報告する。
- イ 原子力事業者のプラントにおける安全施設・設備の稼働状況については、現地警戒本部プラント班が中心となって把握するものであることを認識する。また、情報把握にあたっては、原子力保安検査官を活用する。
- ウ 分析にあたっては、警戒本部が手配する専門家の意見を仰ぐことが重要な場合もある。
- エ 情報の取りまとめ（プラントサマリー）に当たっては、努めて専門知識を持たない者にも分かるように作成する。

1.1 放射線・住民安全班

現地において、放射線モニタリングに関連する情報等を地方公共団体、原子力事業者等を通じて収集し、現地警戒本部事務局、現地警戒本部において情報共有を図る。

現地災害対策本部に移行した場合には放射線班、住民安全班に分離設置する。

(1) 放射線・住民安全班が具体的に実施すべき事項

- ア 原子力事業者及び地方公共団体の実施するモニタリング情報、放射性物質の放出状況を把握する。
- イ 警戒本部に対して、S P E E D I の起動を依頼する。その際、放射性物質の影響範囲予測のためのプラント内のイベントリ情報を探求する。
- ウ 屋内退避、避難収容施設等に係る防護活動の準備状況を含めた、地方公共団体等の動向を把握する。
- エ 地方公共団体を通じて、住民（滞在者、外国人居住者を含む。）の情報を収集する。
- オ 現地に派遣された原子力安全委員会や専門家に対する情報の伝達及び専門家からの技術的助言を求める。
- カ 現地警戒本部総括班に対して、適宜、情報共有を行う。
- キ 現地の救助、救急準備体制に関する情報の収集を行う。
- ク 救助、救急広域支援に関する調整を行う。
- ケ 現地輸送支援能力を把握する。
- コ 現地のモニタリング能力の把握及び現地に投入可能なモニタリング要員、資機材の掌握を行う。
- サ その他現地警戒本部長、事務局長の命ずること

(2) 放射線・住民安全班の活動に当たって留意すべき事項

- ア 地方公共団体及び原子力事業者と連携を図り、放射線モニタリングに関する情報を早期に把握する。
- イ モニタリング情報の収集・整理を行い、放射性物質の放出状況を把握し、一

- 般への影響度合いを努めて専門知識を持たない者にも理解できる形(例えば、「2.4時間継続した場合、年間の自然放射線量の $\frac{1}{10}$ 相当」など)により提供する。
- ウ 屋内退避、避難収容施設、輸送支援体制等の防護活動の準備状況など住民安全に関する地方公共団体等の動向を把握し、警戒本部と情報共有を図り、また、警戒本部に対して必要な支援を要請する。
- エ 特に、プラント班や原子力事業者からの情報を踏まえ、避難者の状況からみて地方公共団体による広域的な対応や他の地域からの応援が必要か否かを判断し、必要な場合には、総括班と調整の後、警戒本部に対して支援を要請する。
- オ 災害対応職員の放射線防護に当たっては、人事院規則10-5(昭和38年9月25日号外「職員の放射線障害の防止」)に基づくとともに、原子力安全委員会報告書「原子力施設等の防災対策について」において提案されている上限を踏まえて対応する。

1.2. 広報班

- (1) 現地において、プレス対応、住民への情報提供、地方公共団体や一般からの照会への対応に係る
広報活動を行う。
- (2) 広報班が具体的に実施すべき事項
- ①現地においては、現場確認作業等を優先することが必要なため、オフサイトセンターが立ち上がるまでの間は、原則として警戒本部においてプレス対応を行う。したがって、その間に現地においてプレスからの照会がある場合には、警戒本部事務局広報班に問い合わせるように伝える。
 - ②官邸や警戒本部における記者発表情報、通信社等の報道ぶりの把握に努め、現地警戒本部関係者への情報提供に努める。
 - ③原子力事業者及び地方公共団体の広報に係る動向を掌握する。
 - ④プレス発表に関して、必要限度の範囲において、原子力事業者、地方公共団体等との調整を行い、警戒本部広報班に連絡する。
 - ⑤現地警戒本部総括班との連携を図りながら、各機能班の情報を収集・整理する。
 - ⑥現地警戒本部として発表すべき事項について、プレス発表を行う。
 - ア プレス対応の計画策定及び準備については、現地警戒本部広報班がこれに当たる。広報を行うに当たっては、その時期、内容について、警戒本部広報班とよく連絡を取り、齟齬を来さないよう努める。関係地方公共団体における広報についても、情報収集に努める。
また、通信社の報道内容についても収集把握に努め、記者会見担当者、警戒本部員に提供する。
 - イ 警戒本部、関係地方公共団体に対し、プレス発表資料(プレスに配付した資料)をFAXで送付し、また、プレス発表の状況を連絡する。
 - ウ 記者会見については、原則として、広報官が行う。なお、重要な発表は、現地の事務局長が行う。
 - エ 記者会見については、あらかじめ指定した場所(オフサイトセンター内又は近傍の会議室等)を指定する。なお、オフサイトセンター内については、事故対応中は報道関係者の立入を制限することとし、報道関係者が立ち入ることができる場所を設ける場合は、その場所を明示する。

- オ 発表は可能な限り定期的に行い、可能な限り次回の発表時間を明示する。
- ⑦住民への情報の提供及び一般からの照会へ対応する。
- ⑧警戒本部広報班、地方公共団体、原子力事業者等との広報について、調整・統制を図る。
- ⑨その他現地警戒本部長、事務局長の命ずる事項

(3) 広報班の活動に当たって留意すべき事項

- ア 現地警戒本部が設置されるまでの間は、事務所長が警戒本部広報班の支援を受けて、地方公共団体及び原子力事業者と情報を共有して広報活動を行う。
- イ 現地警戒本部が設置された後は、現地警戒本部広報班が現地における広報の中核となり、警戒本部広報班、地方自治体、原子力事業者と情報を共有して広報活動を行う。
- ウ 各種データ等の説明に当たっては、記者会見室に説明担当者を常時配置し、適切な解説を行う等によって国民一般に分かり易く、正確な情報提供に努める。
- エ 広報資料の作成に際しては、広報官と十分調整を行う。

1 3. (医療班)

- (1) 従業者や住民のうち被ばく等により緊急に医療措置を必要とする場合の準備対応を行う。
- (2) 医療班が具体的に実施すべき事項
- ア 住民の被ばく状況の把握と地域医療機関等の医療活動についての準備に関すること
- イ 原子力事業者等の被ばく者の治療、輸送についての調整・要請に関すること
- ウ 国の機関等の医療施設に収容する場合における受け入れ等の準備に関すること
- エ ヨウ素剤投与等の準備に関すること
- オ 現地に派遣された原子力安全委員会の専門家に対する情報の伝達及び専門家からの技術的助言に関すること
- カ 会議等での説明及び資料の提供に関すること
- キ 広報班に提供する緊急時医療に関する広報資料の作成に関すること
- ク プレス対応における支援に関すること
- ケ その他現地警戒本部長、事務局長の命ずること

(3) 医療班の活動に当たって留意すべき事項

現地警戒本部が実質的な判断を行う。

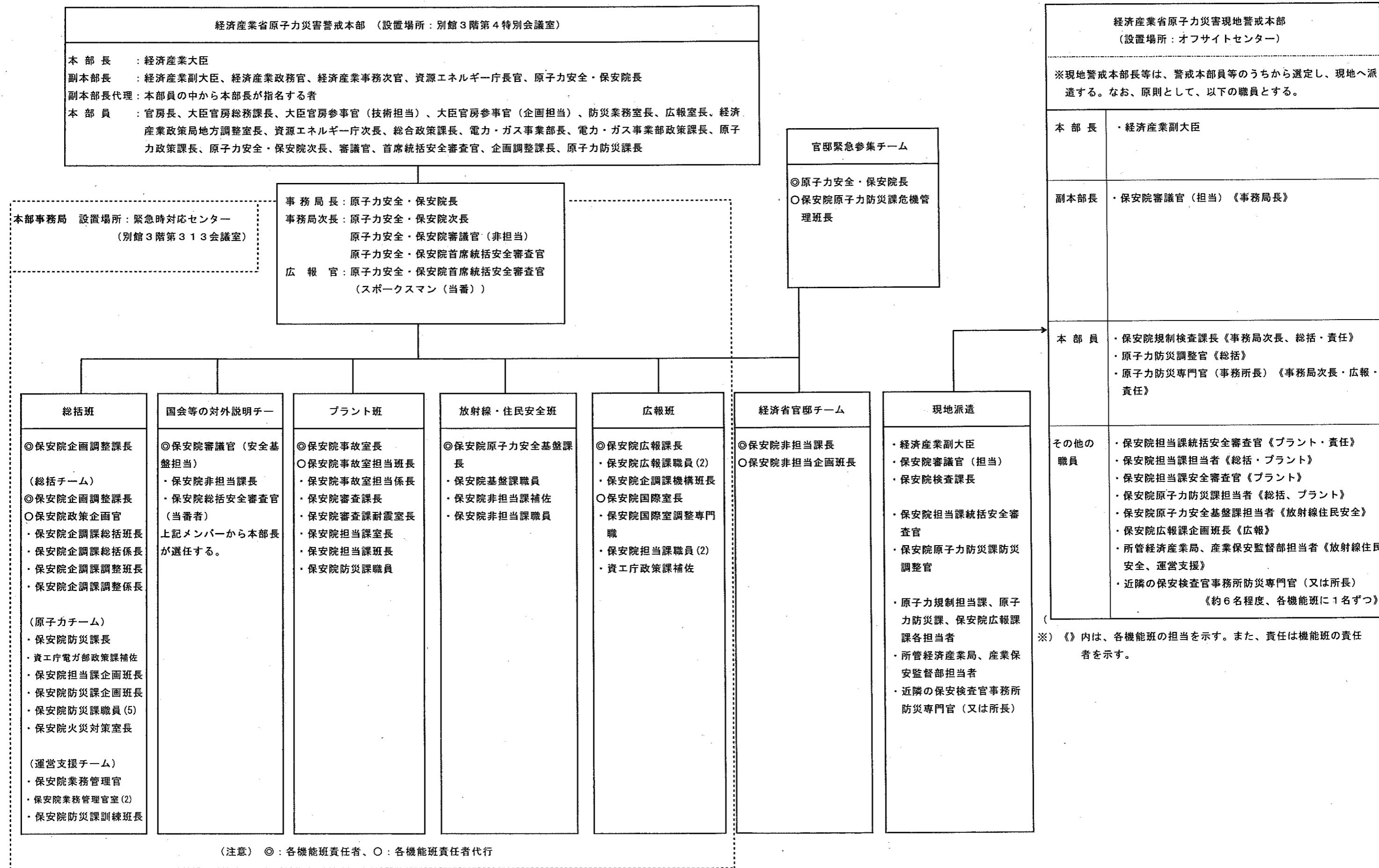
1 4. 運営支援班

- (1) 現地警戒本部の円滑かつ持続的な活動のため必要な庶務を行う。
- (2) 運営支援班が具体的に実施すべき事項
- ア オフサイトセンターの出入管理を行う。腕章を準備し、入場者に配布する。
- イ コピー機、FAX機等の稼働状況、消耗品の状況を管理する。
- ウ 現地派遣職員（交代要員を含む。）の受け入れに関すること
- エ オフサイトセンター参集要員の給養（食事、仮眠計画、宿泊場所の確保等）

- すること
- オ 消耗品の調達を行い、必要に応じて配布する。
 - カ 現地警戒本部に必要な物品の調達、補給を行う。
 - キ オフサイトセンター全体の環境を整備する。
 - ク 現地警戒本部総括班に対して、適宜、情報提供を行う。
 - ケ オフサイトセンターの庶務に関すること
 - コ その他現地警戒本部長、事務局長の命ずること

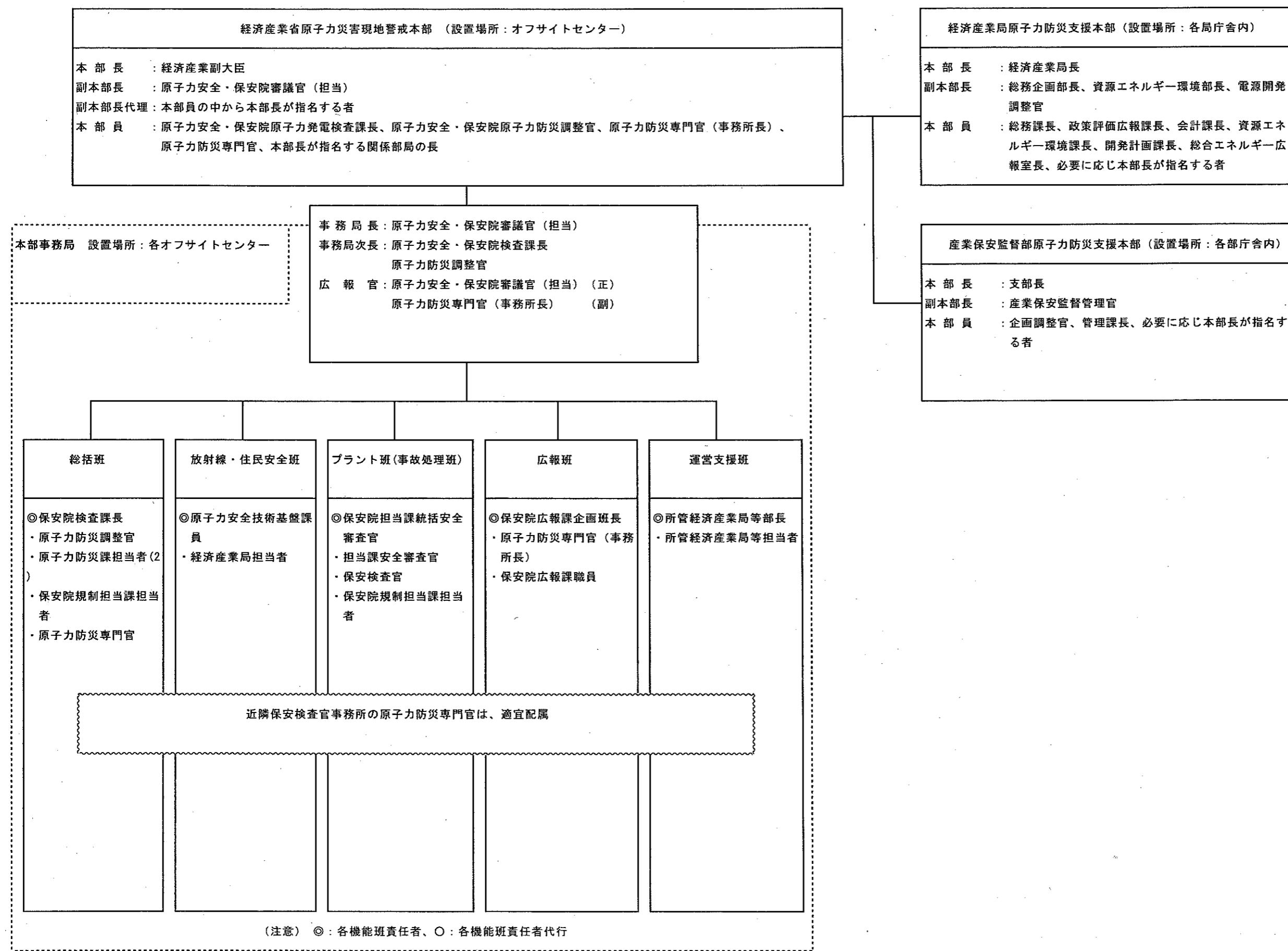
経済産業省原子力災害警戒本部組織体制図

別添（別紙1）
(第3編)



経済産業省原子力災害現地警戒本部組織体制図

別添（別紙1）
(第3編)



経済産業省原子力災害警戒本部メンバーリスト(原災法10条事象)

	実用炉	加工・再処理施設	廃棄物施設・廃炉	陸上輸送・中間貯蔵	もんじゆ	事務代行
本部	本部長 副本部長	経済産業大臣 経済産業副大臣 大臣政務官 事務次官 資工庁長官 原子力安全・保安院長	経済産業大臣 経済産業副大臣 大臣政務官 事務次官 資工庁長官 原子力安全・保安院長	経済産業大臣 絏済産業副大臣 大臣政務官 事務次官 資工庁長官 原子力安全・保安院長	経済産業大臣 絏済産業副大臣 大臣政務官 事務次官 資工庁長官 原子力安全・保安院長	
本部員	官房長 大臣官房総務課長 大臣官房参事官(技術担当) 大臣官房参事官(企画担当) 大臣官房防災業務室長 経済産業政策局地方調整室長 資工庁次長 資工庁総合政策課長 原子力安全・保安院次長 原子力安全・保安院審議官 原子力安全・保安院首席統括安全審査官 原子力安全・保安院企画調査課長 原子力安全・保安院原子力防災課長等 原子力安全・保安院長 原子力安全・保安院次長 審議官(安全基盤担当)	官房長 大臣官房総務課長 大臣官房参事官(技術担当) 大臣官房参事官(企画担当) 大臣官房防災業務室長 経済産業政策局地方調整室長 資工庁次長 資工庁総合政策課長 原子力安全・保安院次長 原子力安全・保安院審議官 原子力安全・保安院首席統括安全審査官 原子力安全・保安院企画調査課長 原子力安全・保安院原子力防災課長等 原子力安全・保安院長 原子力安全・保安院次長 審議官(安全基盤担当)	官房長 大臣官房総務課長 大臣官房参事官(技術担当) 大臣官房参事官(企画担当) 大臣官房防災業務室長 経済産業政策局地方調整室長 資工庁次長 資工庁総合政策課長 原子力安全・保安院次長 原子力安全・保安院審議官 原子力安全・保安院首席統括安全審査官 原子力安全・保安院企画調査課長 原子力安全・保安院原子力防災課長等 原子力安全・保安院長 原子力安全・保安院次長 審議官(安全基盤担当)	官房長 大臣官房総務課長 大臣官房参事官(技術担当) 大臣官房参事官(企画担当) 大臣官房防災業務室長 絏済産業政策局地方調整室長 資工庁次長 資工庁総合政策課長 原子力安全・保安院次長 原子力安全・保安院審議官 原子力安全・保安院首席統括安全審査官 原子力安全・保安院企画調査課長 原子力安全・保安院原子力防災課長等 原子力安全・保安院長 原子力安全・保安院次長 審議官(安全基盤担当)	官房長 大臣官房総務課長 大臣官房参事官(技術担当) 大臣官房参事官(企画担当) 大臣官房防災業務室長 絏済産業政策局地方調整室長 資工庁次長 資工庁総合政策課長 原子力安全・保安院次長 原子力安全・保安院審議官 原子力安全・保安院首席統括安全審査官 原子力安全・保安院企画調査課長 原子力安全・保安院原子力防災課長等 原子力安全・保安院長 原子力安全・保安院次長 審議官(安全基盤担当)	
事務局	事務局長 事務局次長 国会等の对外説明チーム 広報官	原子力安全・保安院次長 原子力安全・保安院審議官 原子力安全・保安院首席統括安全審査官 原子力安全・保安院企画調査課長 原子力安全・保安院原子力防災課長等 原子力安全・保安院長 原子力安全・保安院次長 審議官(安全基盤担当)	原子力安全・保安院次長 原子力安全・保安院審議官 原子力安全・保安院首席統括安全審査官 原子力安全・保安院企画調査課長 原子力安全・保安院原子力防災課長等 原子力安全・保安院長 原子力安全・保安院次長 審議官(安全基盤担当)	原子力安全・保安院次長 原子力安全・保安院審議官 原子力安全・保安院首席統括安全審査官 原子力安全・保安院企画調査課長 原子力安全・保安院原子力防災課長等 原子力安全・保安院長 原子力安全・保安院次長 審議官(安全基盤担当)	原子力安全・保安院次長 原子力安全・保安院審議官 原子力安全・保安院首席統括安全審査官 原子力安全・保安院企画調査課長 原子力安全・保安院原子力防災課長等 原子力安全・保安院長 原子力安全・保安院次長 審議官(安全基盤担当)	①経済産業副大臣②保安院次長 ①審議官(非担当)、②審議官(安全基盤担当)、③首席統括安全審査官 ①担当課長 ①審議官(安全基盤担当)又は、審議官(サイクル担当)、②審査課長又は防災課長 又はサイクル課長、+統括安全審査官(担当)、③広報課長 ①政策企画官(別途招集)、②企画課統括班長
総括班	総括チーム(責任者) 原子力チーム 運営支援担当	企画調整課長 政策企画官 企調課統括班長 企調課統括係長 企調課調整班長 企調課調整係長 防災課長 防災課企画班長 防災課火災対策室長 検査課企画班長 核サ課企画班長 電力部政策課担当補佐 防災課職員×5名 業務管理官 業務管理官室当番1 業務管理官室当番2 防災課訓練班長	企画調整課長 政策企画官 企調課統括班長 企調課統括係長 企調課調整班長 企調課調整係長 防災課長 防災課企画班長 防災課火災対策室長 検査課企画班長 核サ課企画班長 電力部政策課担当補佐 防災課職員×5名 業務管理官 業務管理官室当番1 業務管理官室当番2 防災課訓練班長	企画調整課長 政策企画官 企調課統括班長 企調課統括係長 企調課調整班長 企調課調整係長 防災課長 防災課企画班長 防災課火災対策室長 検査課企画班長 核サ課企画班長 電力部政策課担当補佐 防災課職員×5名 業務管理官 業務管理官室当番1 業務管理官室当番2 防災課訓練班長	企画調整課長 政策企画官 企調課統括班長 企調課統括係長 企調課調整班長 企調課調整係長 防災課長 防災課企画班長 防災課火災対策室長 検査課企画班長 核サ課企画班長 電力部政策課担当補佐 防災課職員×5名 業務管理官 業務管理官室当番1 業務管理官室当番2 防災課訓練班長	①首席統括安全審査官、②審議官(サイクル担当) ①業務管理官室人事班長、②業務管理官室班長 ①防災課事故室担当班長②防災課事故室班長(非担当2名のうちの一人)、 ③防災課事故室班長(非担当2名のうち「①」以外のもう一人)
プラント班	責任者	事故故障対策室長 事故室担当班長 事故室係長 審査課長 審査課耐震室長 検査課担当班長 防災課職員 審査課統括安全審査官	事故室担当班長 事故室係長 審査課長 審査課耐震室長 核サ課担当班長 防災課職員 核サ課長	事故室担当班長 事故室係長 審査課長 審査課耐震室長 核管課担当班長 防災課職員 核管課長	事故室担当班長 事故室係長 審査課長 審査課耐震室長 核管課担当班長 防災課職員 核管課長	①担当課企画班長、②担当課班長 ①防災課企画班長、②防災課事故室担当班長
広報班	責任者 国際広報担当	広報課長 広報課職員×2名 企調課構造班長 資工庁原子力政策課補佐 検査課職員×2名 国際室長 国際室調整専門職	広報課長 広報課職員×2名 企調課構造班長 資工庁原子力政策課補佐 核サ課職員×2名 国際室長 国際室調整専門職	広報課長 広報課職員×2名 企調課構造班長 資工庁原子力政策課補佐 核管課職員 国際室長 国際室調整専門職	広報課長 広報課職員×2名 企調課構造班長 資工庁原子力政策課補佐 核管課職員 国際室長 国際室調整専門職	①国際室調整専門職、②国際室企画班長(別途招集) ①基盤課企画班長、②検査課企画班長
放射線住民安全班	責任者	基盤課長 基盤課職員 核サ課担当補佐 核サ課担当職員 非担当課長	基盤課長 基盤課職員 核サ課担当補佐 核サ課担当職員 非担当課長	基盤課長 基盤課職員 核サ課担当補佐 核サ課担当職員 非担当課長	基盤課長 基盤課職員 核サ課担当補佐 核サ課担当職員 非担当課長	
官邸チーム	責任者	非担当課長 非担当企画班長	非担当課長 非担当企画班長	非担当課長 非担当企画班長	非担当課長 非担当企画班長	
現地本部	本部長 事務局長 広報官	副大臣 審議官(実用炉担当) 審議官(サイクル担当)	副大臣 審議官(サイクル担当) 審議官(サイクル担当)	副大臣 審議官(サイクル担当) 審議官(サイクル担当)	副大臣 審議官(サイクル担当) 審議官(サイクル担当)	①審議官(担当)、②事務所長 ①検査課長、②事務所長 ①事務所長、②広報課企画班長 ①事務所長、②事務所副所長
総括班	責任者	検査課長 防災調査官 防災課職員×2名(PP室職員含む) 原子力防災専門官 検査課職員	検査課長 防災調査官 防災課職員×2名(PP室職員含む) 原子力防災専門官 検査課職員	検査課長 防災調査官 防災課職員×2名(PP室職員含む) 原子力防災専門官 検査課職員	検査課長 防災調査官 防災課職員×2名(PP室職員含む) 原子力防災専門官 検査課職員	①防災課原子力防災専門官、②事務所原子力防災専門官、③現地保安検査官 ①担当課統括安全審査官、②事務所原子力防災専門官、③現地保安検査官
放射線・住民安全班	責任者	基盤課長補佐(放管担当) 所管経済産業局担当者	基盤課長補佐(放管担当) 所管経済産業局担当者	基盤課長補佐(放管担当) 所管経済産業局担当者	基盤課長補佐(放管担当) 所管経済産業局担当者	①防災課原子力防災専門官、②事務所原子力防災専門官、③現地保安検査官 ①担当課統括安全審査官、②事務所原子力防災専門官、③現地保安検査官
プラント班	責任者	検査課統括安全審査官 審査課安全審査官 現地保安検査官 検査課職員	核サ課統括安全審査官 核サ課安全審査官 現地保安検査官 核サ課職員	核管課統括安全審査官 核管課安全審査官 現地保安検査官 核管課職員	核管課統括安全審査官 核管課安全審査官 現地保安検査官 核管課職員	①事務所長、②事務所原子力防災専門官、③現地保安検査官
広報班	責任者	広報課企画班長 原子力防災専門官(事務所長) 広報課職員	広報課企画班長 原子力防災専門官(事務所長) 広報課職員	広報課企画班長 原子力防災専門官(事務所長) 広報課職員	広報課企画班長 原子力防災専門官(事務所長) 広報課職員	①事務所長、②事務所原子力防災専門官、③現地保安検査官
運営支援班	責任者	所管経済産業局担当者	所管経済産業局担当者	所管経済産業局担当者	所管経済産業局担当者	①事務所原子力防災専門官、②現地保安検査官

第4編 原災法第15条事象発生時の対応

(原子力事業所)

目 次

まえがき

第4編-3

第4編-1章 原災法第10条通報事象の進展の結果、第15条に基づく原子力緊急事態事象に至った場合の対応（既に警戒本部が設置されている場合の対応）

I章-1 本院における対応

1. 公示案及び指示案の作成・協議・決定、並びに原子力緊急事態宣言の発出 第4編-4

- (1) 原子力緊急事態宣言発生の判断と公示案、指示案の作成
- (2) 公示案及び指示案の決定手順
- (3) 経済産業省原子力災害対策本部の設置（警戒本部からの切替え）
- (4) 職員の連絡、参集
- (5) 関係省庁等との公示案、指示案の協議
- (6) 内閣総理大臣への上申
- (7) 原子力緊急事態宣言の発出

2. 原災法に基づく政府の原子力災害対策本部の設置 第4編-7

3. 原子力災害対策本部会議の開催 第4編-8

4. 対策本部におけるプレス発表 第4編-9

I章-2 現地における対応

1. 経済産業省原子力災害現地対策本部（現地警戒本部からへの切替え） 第4編-10

2. 現地確認 第4編-10

3. 政府現地対策本部の設置 第4編-10

4. 原子力災害合同対策協議会 第4編-12

5. 現地対策本部におけるプレス発表 第4編-12

I章-3 事象の進展による対応

1. 事故終息の確認等 第4編-12

2. 政府対策本部の廃止等 第4編-13

第4編－Ⅱ章 原災法第10条通報事象が第15条に基づく原子力緊急事態事象に該当した場合の対応（警戒本部が設置されていない場合の対応）

Ⅱ章－1 本院における対応

<u>1. 職員への連絡、参集</u>	第4編－14
<u>2. 公示案及び指示案の作成・協議・決定、並びに経済産業省原子力災害対策本部の設置</u>	第4編－14
(1) 原子力緊急事態宣言発生の判断と公示案、指示案の作成	
(2) 公示案及び指示案の決定手順	
(3) 経済産業省原子力災害対策本部の設置	
(4) 関係省庁等との公示案、指示案の協議	
(5) 内閣総理大臣への上申	
<u>3. 原子力緊急事態宣言の発出</u>	第4編－16
<u>4. 国の職員、専門家の現地派遣</u>	第4編－16
<u>5. 原災法に基づく政府の原子力災害対策本部の設置</u>	第4編－17
<u>6. 原子力災害対策本部会議の開催</u>	第4編－17
<u>7. 対策本部におけるプレス発表</u>	第4編－17

Ⅱ章－2 現地における対応

<u>1. 原子力保安検査官の参集と現地確認</u>	第4編－18
<u>2. 経済省現地対策本部の設置</u>	第4編－18
<u>3. 原子力災害現地対策本部の設置</u>	第4編－19
<u>4. 原子力災害合同対策協議会</u>	第4編－19
<u>5. 現地対策本部におけるプレス発表</u>	第4編－19

Ⅱ章－3 事象の進展による対応

第4編－19

<u>別紙資料</u>	第4編－20～38
<u>別添資料（経済産業省原子力災害対策本部等の組織と役割）</u>	第4編－39～64

まえがき

本マニュアルでは、第1章として、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条通報事象が進展した結果、同法第15条第1項に基づく原子力緊急事態に至った場合の必要な対応等について定め、第2章として、原災法第10条通報事象が同法第15条第1項に基づく原子力緊急事態に該当した場合の必要な対応等について定める。

【原災法第15条】

- 1 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。
 - 一 第十条第一項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、①異常な水準の放射線量の基準として政令で定めもの以上である場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、②原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。
 - 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
 - 二 原子力緊急事態の概要
 - 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して周知させるべき事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

以下、省略

○原災法第15条第1項に該当する事象の概要は、別紙1に示すとおりである。

第Ⅰ章

原災法第10条通報事象の進展の結果、 第15条に基づく原子力緊急事態事象に 至った場合の対応 (既に警戒本部が設置されている場合の対応)

I章－1 本院における対応

1. 公示案及び指示案の作成・協議・決定、並びに原子力緊急事態宣言の発出

(1) 原子力緊急事態発生の判断と公示案、指示案作成

①原子力緊急事態が発生したと判断される場合には、直ちに原子力緊急事態に関する公示案、指示案を作成しなければならない。
事態発生直後においては情報が少ない場合もあるが、そのような状況にあっても、公示案、指示案の作成が遅れることは許されない。

②警戒本部総括班原子力チームは、公示案、指示案の作成に先立って、原子力事業者（原子力防災管理者）に対して、次に示す今後の見通しを確認する。

- ・放射性物質の放出の見通しとその根拠
- ・避難の必要性の有無

③警戒本部総括班原子力チームは、原子力事業者の見通しを踏まえ公示案、指示案の原案を作成し、その妥当性について、施設ごとにあらかじめ定める総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力防災小委員会の委員等から意見を聴取する。

なお、時間的猶予が全くない場合は、当省のみの判断において公示案、指示案を作成することもある。

【意見の聴取方法】

時間的猶予がある場合：専門家に登庁していただき、直接聴取による。

時間的猶予がない場合：電話、FAX等による。

④警戒本部放射線・住民安全班（又は経済省対策本部住民安全班）は、公示案、指示案の作成にあたり、所在道府県、所在市町村に対して、公示案、指示案を事前に説明するとともに、調整を図る。

⑤公示案、指示案の作成は、別紙2に示す要領を参考にし、その時の事態に応じて、別紙3及び別紙4の様式により作成する。

(2) 公示案、指示案の決定手順

①警戒本部総括班原子力チーム長（原子力防災課長）は、原子力事業者からの通報、現地警戒本部長からの報告等に基づき、原子力緊急事態を示す事象が発生していると判断した場合には、当該判断結果及びその背景となる事実を公示案、指示案、原子力緊急事態宣言案、及び現地対策本部長、本部員その他の職員の指名案と併せて、警戒本部事務局長（原子力安全・保安院長）に上申する。（別紙3～別紙6を参照）

②警戒本部事務局長（原子力安全・保安院長）は、警戒本部長（経済産業大臣）に対し、当該判断結果及びその背景となる事実を公示案、指示案及び経済省対策本部の設置と併せて上申する。

（経済産業大臣への上申により、案が決定されると同時に警戒本部は経済省対策本部に切り替わる。）

(3) 経済産業省原子力災害対策本部の設置（警戒本部からの切替え）（別添参考）

①原子力事業者等の報告で原子力緊急事態が発生したと認めたときは、経済産業省防災業務計画に基づき、経済産業大臣の決定により、経済省対策本部が設置される。経済省対策本部事務局は、ERC（経済産業省別館3階第313会議室）に設置する。

②経済省対策本部総括班総括チームは、内閣総理大臣への上申の準備を行う。また、原子力緊急事態と判断される事態が発生した旨を経済省対策本部員、経済省現地対策本部責任者及び関係省庁に対し情報伝達する（関係省庁への連絡は、別紙7を参照）。

③経済省対策本部事務局職員は、速やかに、役割に応じ、所定の手順に従った任務を遂行する。

④経済省対策本部総括班責任者（企画調整課長）は、職員の参集状況について掌握するとともに、必要な人員が不足している場合は補充又は代替等の必要な措置をとる。

(4) 職員への連絡、参集

①参集職員については、別添メンバーリストを参考し、増員する。

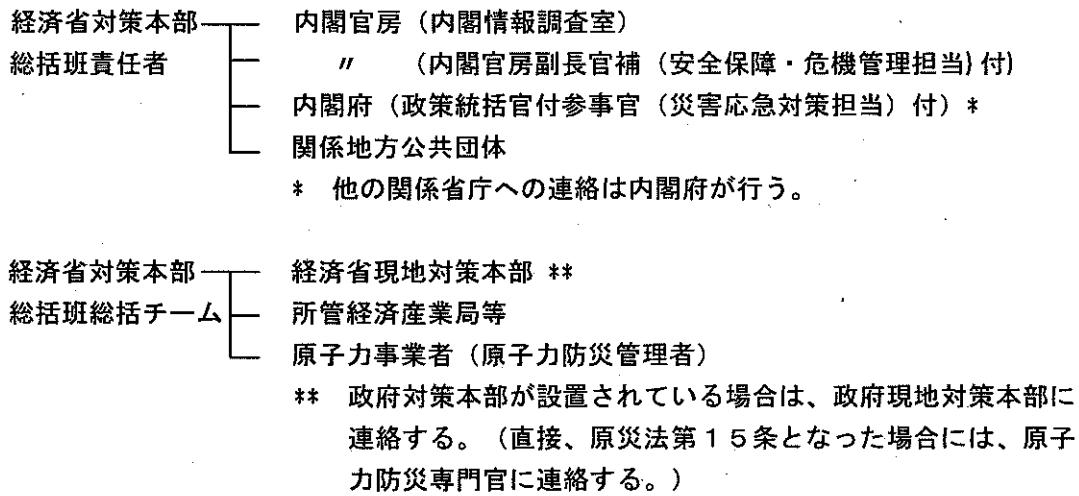
②参集連絡については、電話等を利用して別途定める「災害・事故時連絡体制」により連絡する。さらに、警戒本部事務局員から経済省対策本部事務局員への増員については、各班責任者が各自の参集予定班員に連絡を行う。

(5) 関係省庁等との公示案、指示案の協議

[連絡・事前調整]

- ① 経済省対策本部総括班責任者（企画調整課長）は、内閣官房（内閣情報調査室、内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付）、内閣府（政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付）に公示案、指示案を送付し、協議を開始する。
- ② 経済省対策本部総括班総括チームは、関係地方公共団体に公示案、指示案を送付し、意見を聴取する。関係地方公共団体からの意見の聴取に当たっては、必要に応じ、経済省現地対策本部住民安全班が協力する。なお、時間的な猶予がない場合は、この限りではない。

【連絡経路】



[協議]

- ③ 経済省対策本部事務局長（原子力安全・保安院長）は、公示案、指示案について、内閣危機管理監及び内閣府政策統括官（防災担当）と状況をみながら迅速に協議決定する。（「原子力災害対策マニュアル」2.（1）を参照）
なお、時間的猶予がない場合には、内閣総理大臣への上申と同時平行にて行う。
- ④ 協議は、経済省対策本部長（経済産業大臣）の内閣総理大臣への上申までに速やかに終了する必要がある。経済省対策本部事務局長（原子力安全・保安院長）は、協議結果を経済省対策本部長（経済産業大臣）に速やかに報告する。

(6) 内閣総理大臣への上申

経済省対策本部長（経済産業大臣）は、内閣総理大臣に対して、原子力緊急事態が発生した旨の報告を行い、公示案、指示案の決定を仰ぐ。

この場合、原則として原子力安全・保安院長、内閣危機管理監及び内閣府防災担当大臣が立会う。（「原子力災害対策マニュアル」2. (1) を参照）

備考 原子力緊急事態宣言の発出、公示、指示に係る事務処理は、「原子力災害対策マニュアル」2. (1)により、内閣府（政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付）が行う。

(7) 原子力緊急事態宣言の発出

①原子力緊急事態宣言の発出に係る事務処理の終了の後、内閣総理大臣又は官房長官は、記者会見を行い、原子力緊急事態宣言を公表することとされている。

経済産業大臣又は原子力安全・保安院長は、内閣からの要請があれば立ち会う。

②経済省対策本部総括班総括チームは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及びその所在道府県知事に対し、事務処理を経た原子力緊急事態宣言、公示、指示の各文書を送付する。また、経済省現地対策本部総括班及び所管経済産業局等に対しても、その旨の連絡を行う。

2. 原災法に基づく政府の原子力災害対策本部の設置

①経済省対策本部総括班総括チームは、内閣府（政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付）に対して、「政府対策本部」及び「政府現地対策本部」の設置のための手続きを依頼する。

備考：内閣官房（内閣総務官室）は、閣議開催手続きを行う。時間が遅れる場合は、持ち回り閣議を行う。

②政府対策本部事務局は、ERCに置かれる。経済省対策本部は、政府対策本部が設置された後は、政府対策本部の班編成（「原子力災害対策マニュアル」2. (2) 別添4）に従い、政府対策本部として業務を行う。

③原災法に基づき設置される政府対策本部事務局室としてのERCの設営については、作業机、ステータスボード等を増設する。

④ERCの設営作業（政府対策本部事務局として利用可能な状態への整備作業）が完了した場合には、経済省対策本部総括班総括チーム責任者にこの旨を報告する。

【政府対策本部の主な機能】

- ①現地の対策本部の設置と経済産業副大臣（現地対策本部長）の派遣の決定
- ②原子力施設の事故等に係る情報収集と状況把握
 - ・モニタリングの情報収集、整理を通じた放射性物質の放出状況の把握
 - ・緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）の立ち上げ、及びプラントデータ送信の指示
 - ・文部科学省に対するSPEEDIの起動依頼と政府現地対策本部への結果報告
- ③政府現地対策本部が行った事故進展予測等に対する検討と必要に応じた指摘・助言
- ④住民安全の確保に向けた活動
 - ・住民情報の収集
 - ・屋内退避、避難収容施設等に係る防護活動の準備状況を含めた地方公共団体等の動向の把握
- ⑤政府現地対策本部との連携による防護対策の決定
- ⑥政府現地対策本部への官邸、関係省庁等の活動状況に係る情報連絡
- ⑦国会関係者（衆、参商工委員会委員、地元選出の議員等）への説明
- ⑧国際機関等への情報提供

3. 原子力災害対策本部会議の開催

①関係省庁への第一報の連絡先

- ア 政府対策本部長が会議開催の必要性を認めた場合（又は経済省対策本部長が会議等開催の必要性を認め、政府対策本部長に上申して認められた場合）には、会議を開催する。
- イ 政府対策本部事務局を構成する各省庁職員は、各自の所属省庁に会議開催の連絡を行う。

②連絡経路及び連絡手段

【連絡経路】

政府対策本部事務局員 → 所属省庁（「原子力災害対策マニュアル」2. (2) 別添4参照）

【連絡手段】

FAX。FAX送信が困難な場合には、電話。

③会議開催の準備

サブグループ：会議資料の作成、関係機関への情報伝達 等

ロジグループ：会議に出席する幹部のスケジュール調整、輸送の手配、連絡調整

④会議における連絡内容

緊急事態応急対策実施の是非を諮るにあたり、当該応急対策の実施が適切と考え得る

日時、実施概要、実施された場合に予想される効果について連絡する。

⑤会議への出席者・随行者

【出席者】経済産業大臣（政府原子力災害対策副本部長）

【随行者】原子力安全・保安院長

⑥会議への出席者の輸送方途

官邸において本部会議等が開催される場合には、原則として、幹部用官用車を利用する。

なお、夜間、休日等により利用できない場合には、タクシーを利用する。

⑦緊急助言組織（原子力安全委員会）への対応

ア 政府対策本部は、経済産業省の所掌事務の範囲において、政府対策本部長が技術的助言を求めるために必要な情報を提供する。

イ 緊急助言組織が行う具体的な助言の内容は、次のとおりである。（出典：「緊急事態助言組織の運営について」原子力安全委員会了承）

- ・事故の状況を正確に把握するために必要な施設情報の収集に関する事項
- ・事故の原因究明、拡大防止及び終息方法に関する事項
- ・放射性物質放出の抑制に関する事項
- ・施設周辺の影響範囲並びに被ばく線量の予測、被ばく線量の測定、評価結果に関する事項
- ・施設周辺の発動内容に関する事項
- ・防護対策の発動内容に関する事項
- ・従業員の放射線防護に関する事項
- ・緊急医療活動に関する事項

4. 対策本部におけるプレス発表

①第1報のプレス発表（又は投げ込み）については、夜間休日の場合を除き^(*)、通報受信後1時間以内を目途に行う。第2報以降は、できるだけ、定時（例えば2時間毎）に発表するよう努める。プレス発表に当たっては、次回の発表予定期刻を明示する。ただし、重要な事態の変化が生じた場合には、隨時発表する。

(*) 夜間休日に対応する場合は、対策本部広報班責任者は、大臣官房広報室長に、プレス発表時刻、記者会見時刻についてプレス側との調整を依頼する。

②記者会見については、原則として、広報官が行う。ただし、特に重要な発表については、必要に応じ、原子力安全・保安院長（又は次長）が、記者会見を行う。

会見の場所は、経済産業省別館会議室とする。会見場所には、常時、広報チーム員を配置し、記者等からの問い合わせ、技術的事項の解説を行う。

③原子力安全・保安院長（又は次長）は、内閣官房からの要請に応じ、「原子力災害対策マニュアル」1. (8)の規定により、内閣官房長官の記者会見等において説明を行い、又は同席する。

I章－2 現地における対応

1. 経済産業省原子力災害現地対策本部（現地警戒本部からの切替え）（別添参照）

- ①現地においては、原子力緊急事態が発生したと認めたときは、経済産業省防災業務計画に基づき、経済省対策本部の設置と同時に経済省現地対策本部が設置される。設置場所は、オフサイトセンターとする。
- ②経済省現地対策本部が設置された場合には、現地警戒本部の業務は全て引き継がれる。
- ③経済産業副大臣が経済省現地対策本部長を務める。ただし、同現地対策本部長の到着以前にあっては、原子力安全・保安院審議官（原子力安全・保安院審議官到着前にあっては、原子力防災専門官（原子力保安検査官事務所長））がその事務を行う。

2. 現場確認

- (1) 経済省現地対策本部プラント班は、原子力保安検査官に対して、原子力緊急事態が発生した事実確認（以下の事項を確認）を行うよう指示する。
なお、原子力保安検査官の現場派遣が困難であると判断したとき、経済省対策本部総括班原子力チーム長（原子力防災課長）の指示を仰ぐものとする。
 - 原子炉建屋（又は事故が発生した場所）からの放射性物質の漏洩、放射線の放出の有無（ある場合は、場所とその値）
 - 排気筒、排水口からの異常な放射性物質の漏洩の有無（ある場合は、場所とその値）
 - 周辺モニタリングポストの値の異常の有無（ある場合は、場所とその値）
 - その他、特に調査すべきと考えられる事項
- (2) 現場確認については、迅速な報告は、初動段階で重要であり、確認ができない事項がある場合であっても、速やかに報告を行う。（未確認の事項についてはその旨を記述する。）
- (3) 原子力保安検査官は、その結果を経済省現地対策本部のプラント班責任者（担当課統括安全審査官）に報告し、当該責任者はオフサイトセンター内の関係機関に情報を伝達する。また、経済省対策本部プラント班責任者（事故故障対策室長）にも報告する。

3. 原災法に基づく政府の原子力災害現地対策本部の設置

- ①政府現地対策本部は、政府対策本部が設置されると同時に設置される（原災法第17条第8項）。政府現地対策本部の組織体制については、原子力災害対策マニュアル2.（2）を参照。

- ②経済産業副大臣は、政府現地対策本部長を務める。構成員及び組織体制並びに事務局担当班と機能については、「原子力災害対策マニュアル」2. (2) 別添5及び(参考-12)を参照。
- ③原子力防災専門官（事務所長）又は原子力安全・保安院審議官は、原子力緊急事態の発出以降、経済産業副大臣が到着するまでの間、経済省現地対策本部長を代行しつつ、政府現地対策本部の立ち上げ準備を行う。

備考 政府現地対策本部の設置以前の経済省現地対策本部の役割等

- ①経済省現地対策本部は、経済産業省防災業務計画により設置されるものである一方、政府現地対策本部は、原子力緊急事態宣言の発出後、閣議決定を経て設置される。
- ②したがって、政府現地対策本部設置までの間、経済省現地対策本部は、原子力緊急事態における公示、指示に係る関係地方公共団体への連絡（緊急の場合は、直接、経済省対策本部事務局から関係地方公共団体に連絡）のほか、経済省現地対策本部長（経済産業副大臣）が、この段階で現地に到着していない場合は、現地での緊急輸送手配等を行う。
- ③政府現地対策本部が設置されると、経済省現地対策本部は、政府現地対策本部として活動することになる。

【政府現地対策本部の主な機能】

- ①原子力施設の事故等に係る情報収集と状況把握
- ・原子力施設に係る事故情報の収集・整理と専門家、政府対策本部への情報提供
 - ・モニタリングの情報収集・整理を通じた放射性物質の放出状況の把握
 - ・政府対策本部へのE R S S の立ち上げ、S P E E D I の起動の依頼
- ②事故進展予測等に対する検討
- ③原子力事業者の活動に対する検証と必要に応じて指摘・助言
- ・事故対応の状況
 - ・事故原因の究明結果
 - ・復旧行動
- ④住民安全の確保に向けた活動
- ・住民情報の収集
 - ・屋内退避、避難収容施設等に係る防護活動の準備状況を含めた地方公共団体等の動向の把握
 - ・現地の救助、救急準備態勢に関する情報収集
 - ・救助、救急広域支援に関する調整
 - ・現地輸送支援能力の把握
 - ・現地のモニタリング能力の把握と投入可能なモニタリング要員、資機材の掌握
- ⑤原子力災害合同対策協議会の開催

- ⑥オフサイトセンターの活動状況、災害対策の準備状況等の把握と政府対策本部への報告
- ⑦政府対策本部との連携において決定された防護対策の実施

4. 原子力災害合同対策協議会

①協議会開催の準備

政府現地対策本部長（経済産業副大臣）が原子力災害合同対策協議会の開催を決定した場合、同現地対策本部総括班は、館内放送等により事前にオフサイトセンター内の関係者に、また、電話等により同対策本部総括班総括チームに開催予定時刻等を連絡する。

②協議会の運営

ア 政府現地対策本部長（経済産業副大臣）は、原子力災害合同対策協議会を主導的に運営することとされている。（防災基本計画）

イ 運営については、「原子力災害対策マニュアル」2.（4）及び（5）、並びに「オフサイトセンター運営要領」を参照。

5. 現地対策本部におけるプレス発表

- a. 現地においては、現地対策本部が設置され機能するまでの間は、原則として対策本部（東京）においてプレス対応を行う。
したがって、その間に現地においてプレスからの照会がある場合には、対策本部事務局広報班に問い合わせるように伝える。
- b. 現地対策本部が設置された場合のプレス発表は、「オフサイトセンター運営要領」によって行う。

I章－3 事象の進展による対応

1. 事故終息の確認等

事故終息が見込まれる場合、下記①及び②の事項について確認を行う。確認が終了するまでの間は、原則として、政府対策本部及び経済産業副大臣を長とする政府現地対策本部の体制を維持する。

①事故終息の確認

政府現地対策本部は、以下の点を確認することにより発生した事象の推移を見極め、事故終息の確認を行う。

なお、事故の終息確認にあたっては、原災法第10条通報事象が終息していること、事象が近々に再発しないことが前提であり、原子力事業者による確認及び原子力安全委員会等の専門家の意見を聴取して決定する。

- ・敷地境界内外の放射線量の通常時レベルまでの低減
 - ・安全機能が所定どおり動作すること等の確認
 - ・原子炉格納容器の健全性、除熱機能、電源系統の確保
- ②事後対応措置の要否の確認
- ・政府現地対策本部は、被害状況の確認、風評被害対策の要否の確認を行う。

2. 政府対策本部の廃止等

(1) 政府対策本部の廃止等

原子力緊急事態解除宣言の発出及び政府対策本部の廃止については、「原子力災害対策マニュアル」2. (6) 又は5. (6) を参照。

(2) 経済省対策本部の廃止等

- ①事務局長（原子力安全・保安院長）は、現地の状況報告等を踏まえて、経済省対策本部長（経済産業大臣）に対して、経済省対策本部及び経済省現地対策本部の解散を上申し、本部長（経済産業大臣）の判断により廃止する。
- ③経済省対策本部及び経済省現地対策本部廃止を決めた場合には、経済省対策本部総括班総括チームは、その旨を遅滞なく所管経済産業局等、関係省庁、関係地方公共団体に連絡する。

第Ⅱ章

原災法第10条通報事象が第15条に基づく 原子力緊急事態に該当した場合の対応 (警戒本部が設置されていない場合の対応)

Ⅱ章－1 本院における対応

1. 職員への連絡、参集

- ①参集職員については、別添メンバーリストを参照のこと
- ②参集連絡については、電話等を利用して別途定める「災害・事故時連絡体制」により連絡する。
- ③移動手段として、原則、携帯電話で連絡を取り合えるタクシーを使用し、ERCに参集する。

2. 公示案及び指示案の作成・協議・決定、並びに経済産業省原子力災害対策本部の設置

(1) 原子力緊急事態発生の判断と公示案、指示案作成

原子力防災課長は、原子力事業者から通報がなされ、法令に定める区分（別紙1）に照らして、原子力緊急事態に該当すると判断した場合、原子力安全・保安院長に通報内容及び原子力緊急事態に該当する旨を報告し、また、直ちに公示案、指示案の作成に着手する（別紙3～別紙5を参照）。

以下、**I章－1 本院における対応**1. (1) と同じ。

(2) 公示案、指示案の決定手順

- ①企画調整課長は、経済省現地対策本部長、本部員その他の職員の指名案を作成する（別紙6を参照）。
- ②原子力防災課長は、通報内容及び判断結果を公示案、指示案及び経済省現地対策本部長、本部員その他の職員の指名案と併せて原子力安全・保安院長に上申する。
- ③原子力安全・保安院長は、経済産業大臣に対し、通報内容及び判断結果を公示案、指示案及び経済省対策本部の設置（同現地対策本部長、本部員その他の職員の指名案を含む。）と併せて上申する（経済産業大臣に直接連絡がとれない

場合は、企画調整課長は経済産業大臣秘書官に対し、経済産業大臣への連絡方法を照会する。)。

(経済産業大臣への上申により、案が決定されると同時に、経済省対策本部が設置される。**I章－1 本院における対応** 1. (2) を参照。)

④経済産業大臣への上申の後、企画調整課長は、内閣総理大臣への上申の準備を開始する。

⑤原子力防災課長は、原子力安全・保安院長から経済産業大臣に上申した結果等について、特に報告する必要があるときは、直接又は他の幹部を経由して、通報内容及び判断結果を公示案、指示案と併せて必要な幹部に連絡を行う。また、原子力防災課事故故障対策室長は、第一順位の事故故障班長（別途定める「災害・事故時連絡体制」に規定されている）に連絡し、当該班長から通報連絡体制に則って連絡を行う。

【連絡手段】

電話（土日・祝日・平日の勤務時間外は、携行の携帯電話）

FAXが可能な場合は、FAX

【連絡内容】

別紙8～10を参照

（3）経済産業省原子力災害対策本部の設置（別添参照）

経済省対策本部を経済産業省別館3階第4特別会議室に設置する。

【経済省対策本部事務局の立ち上げ】

①参集した職員は、直ちに、ERCを立ち上げる。

②原子力安全・保安院長は、ERCに到着後、経済省対策本部事務局長として指揮する。ただし、原子力安全・保安院長が参集不可能となるような万一の場合には、原子力安全・保安院次長が代行する。

③経済省対策本部総括班総括チームは、職員の参集状況について掌握するとともに、必要な人員が不足している場合は補充又は代替等の必要な措置をとる。

④経済省対策本部総括班総括チームは、ERCを立ち上げたことを関係機関等へ通報する。

【経済省対策本部の主な機能】

経済省対策本部の各機能を達成するために実施すべき主な内容は、以下のとおり。

なお、機能班別の実施内容の詳細は別添に示す。

①現地の対策本部の設置と経済産業副大臣（現地本部長）の派遣の決定

②原子力施設の事故等に係る情報収集と状況把握

- ・モニタリングの情報収集、整理を通じた放射性物質の放出状況の把握

- ・E R S S の立ち上げ、及びプラントデータ送信の指示

- ・文部科学省に対する S P E E D I の起動依頼と経済省現地対策本部への結果報告

③経済省現地対策本部が行った事故進展予測等に対する検討と必要に応じた指摘・助言

④住民安全の確保に向けた活動

- ・住民情報の収集

- ・屋内退避、避難収容施設等に係る防護活動の準備状況を含めた地方公共団体等の動向の把握

⑤政府現地対策本部との連携による防護対策の決定

⑥経済省現地対策本部への官邸、関係省庁等の活動状況に係る情報連絡

⑦国会関係者（衆、参商工委員会委員、地元選出の議員等）への説明

⑧国際機関等への情報提供

（4）関係省庁等との公示案、指示案の協議

I 章－1 本院における対応 1. (5) に同じ。

（5）内閣総理大臣への上申

I 章－1 本院における対応 1. (6) に同じ。

3. 原子力緊急事態宣言の発出

I 章－1 本院における対応 1. (7) に同じ。

4. 国の職員、専門家の現地派遣

①現地に派遣する当省の職員、専門家を決定する。

a. 当省職員

担当審議官、検査課長、防災調整官、防災課 P P 室長、防災課施設班長、担当課統括安全審査官、担当課安全審査官、担当課職員、基盤課課長補佐（放射線管理担当）、基盤課職員、広報課企画班長、広報課職員、（所管経済産業局職員）から派遣する。

b. 専門家

現地派遣専門家リスト（別紙 11 参照）を参考に決定し、派遣する。

②近隣の原子力保安検査官事務所からの応援体制

原災法第15条の原子力緊急事態が発生した場合、必要に応じ、近隣の原子力保安検査官事務所間や本院との間の相互支援を行う。近隣の原子力保安検査官事務所間の支援体制は、あらかじめグルーピングし、平素から相互支援ができるよう体制を整備しておくが、事象が発生した場合には、当該原子力保安検査官事務所長の要請を受け、近隣の原子力保安検査官事務所長及び原子力安全規制担当課長が協議の上、定める。

【近隣の原子力保安検査官事務所のグルーピング】

- a. 東日本グループ：泊、東通、女川、六ヶ所、福島第一、福島第二、
東海・大洗の各事務所
- b. 中日本グループ：柏崎刈羽、横須賀、浜岡、志賀、敦賀、美浜、大飯、
高浜の各事務所
- c. 西日本グループ：熊取、島根、伊方、上斎原、玄海、川内の各事務所

(注)

- ア グループ内の原子力保安検査官事務所に対して応援の必要がある場合、状況に応じ、原子力防災専門官を派遣できるようにしておくこと。
- イ 各原子力防災専門官への通報連絡は、原子力防災課から行う。
- ウ 通報を受けた原子力防災専門官は、速やかに当該オフサイトセンターへ向かうものとする。
- エ 近隣の原子力保安検査官事務所が応援を行う場合は、原子力防災専門官（事務所長）は応援する側の対応に支障を来さないよう対応する。
- オ 派遣された原子力防災専門官は、当該原子力防災専門官（事務所長）の指揮下に入り、オフサイトセンターの立ち上げ等の緊急時対応を行う。

③所管経済産業局等

所管経済産業局等は、原子力防災専門官から、原災法第15条事象である旨の連絡を受けた場合には、現地警戒本部を支援するため、現地に当該所管経済産業局等の職員を派遣する。

5. 原災法に基づく政府の原子力災害対策本部の設置

I章－1 本院における対応 2. に同じ

6. 原子力災害対策本部会議の開催

I章－1 本院における対応 3. に同じ。

7. 対策本部におけるプレス発表

I章－1 本院における対応 4. に同じ。

II 章－2 現地における対応

1. 原力保安検査官の参集と現場確認

- ①事務所長は、原子力緊急事態の事実を連絡可能な全ての事務所職員に連絡する。
事務所職員は、原則として、オフサイトセンターに参集し、オフサイトセンターの立ち上げを行う。
- ②保安検査官事務所は、「原子力保安検査官事務所業務マニュアル（内規）」第1編 第5章 第5節 3. (4)により、事務所職員で活動できる者の人数によって対応する。
- ③現地で確認すべき事項等は、**I 章－2 現地における対応** 2. と同じ。

2. 経済産業省原子力災害現地対策本部（別添参照）

- ①現地においては、原子力緊急事態が発生したと認めたときは、経済産業省防災業務計画に基づき、経済省対策本部の設置とともに、経済省現地対策本部が設置される。設置場所は、オフサイトセンターとする。
- ②経済産業副大臣が経済省現地対策本部長を務める。ただし、経済省現地対策本部長の到着以前にあっては、原子力安全・保安院審議官（原子力安全・保安院審議官到着前にあっては、原子力防災専門官（原子力保安検査官事務所長））がその事務を行う。
- ③経済省現地対策本部総括班は、派遣職員等の現地輸送について、同対策本部総括班運営支援チームと連絡を取り、地域における輸送に関し、道府県、市町村、警察機関、消防機関への支援依頼を行い、受入体制を整備する。
- ④現地に到着した派遣職員及び原子力保安検査官事務所職員は、現地の人員体制が整うまでの間は、同現地対策本部総括班を中心に手分けして各班の活動の準備及び当面の対応を行う。

- 備考 1. 本省、所管経済産業局等からの現地派遣職員が到着する以前にあっては、原則として、原子力防災専門官（原子力保安検査官事務所長）は、経済省現地対策本部長であり、広報及びプラントの担当責任者である。原子力防災専門官は、原則として、総括、住民安全、運営支援の担当責任者である。
2. 経済省現地対策本部長（経済産業副大臣又は原子力安全・保安院審議官）の到着前に、現地事故対策連絡会議を開催する場合は、原子力防災専門官（原子力保安検査官事務所長）が、同会議の議長となる。（原子力災害対策マニュアル1. (3) を参照）
- また、原子力保安検査官事務所職員の参集人数に応じ、経済省現地対策本部における当該事務所職員の担当を指示する。

【経済省現地対策本部の主な機能】

- ①原災法第15条事象（原子力緊急事態宣言事象）に該当するか否かの現地確認

②原子力施設の事故等に係る情報収集と状況把握

- ・原子力施設に係る事故情報の収集・整理と専門家・経済省対策本部への情報提供
- ・モニタリングの情報収集・整理を通じた放射性物質の放出状況の把握
- ・経済省対策本部へのE R S S の立ち上げ、S P E E D I の起動の依頼

③事故進展予測等に対する検討

④原子力事業者の活動に対する検証と必要に応じて指摘・助言

- ・事故対応の状況
- ・事故原因の究明結果
- ・復旧行動

⑤住民安全の確保に向けた活動

- ・住民情報の収集
- ・屋内退避、避難収容施設等に係る防護活動の準備状況を含めた地方公共団体等の動向の把握
- ・現地の救助、救急準備態勢に関する情報収集
- ・救助、救急広域支援に関する調整
- ・現地輸送支援能力の把握
- ・現地のモニタリング能力の把握と投入可能なモニタリング要員、資機材の掌握

⑥原子力災害合同会議の開催

⑦オフサイトセンターの活動状況、災害対策の準備状況等の把握と経済省対策本部への報告

3. 原災法に基づく政府の原子力災害現地対策本部の設置

I章－2 現地における対応 3. に同じ。

4. 原子力災害合同対策協議会

I章－2 現地における対応 4. に同じ。

5. 現地対策本部におけるプレス発表

I章－2 現地における対応 5. に同じ。

II章－3 事象の進展による対応

I章－3 事象の進展による対応に同じ。

別紙資料

原子力緊急事態(原災法第15条第1項)に係る事象の基準

緊急事態事象	事象の内容
(1)原子力事業所の区域の境界付近又は都道府県知事が設置した放射線測定設備において 500 μSv/h以上の放射線量を検出した場合 (令第6条第3項第1号)	○原子力事業所内に設置した放射線測定設備の1又は2以上について、それぞれ単位時間(2分以内のものに限る。)毎のγ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得られた放射線量(当該数値が1地点のみにおいて検出された場合(検出された時間が10分間未満であるときに限る。)又は当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかつるものとみなす。放射線測定設備の1又は2以上についての数値が5 μSv/h以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において(省令で定める中性子線の測定)で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計したもの。)又は放射線測定設備(所在都道府県知事又は関係隣接都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって(省令で定める)性能に相当する性能を有するもの。)及び測定方法(単位時間(10分以内のものに限る。)毎のγ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算したもの(当該数値が落雷のときに検出された場合は検出されなかつるものとみなす。)により検出された放射線量の数値が500 μSv/h以上である場合
(2)原子力事業所の区域内のうち、管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生により5mSv/h以上の放射線量を検出した場合 (令第6条第3項第2号)	○原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された(省令で定める)管理区域外の場所(第3編 原災法第10条事象発生の対応 別紙1の(2-1)及び(2-2))の場所を除く。)において5mSv/h以上の放射線量が検出された場合 ○当該規定により検出された放射線量の検出は、次に定めるところによる。 ・放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出した場合
(3)事業所外運搬において、火災、爆発等により 10mSv/h以上の放射線量を検出した場合 (令第6条第3項第3号)	○事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出された場合 ○火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記○の検出により、上記○の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、上記○にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす
(4-1)加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者において、排気筒、排水口等で 500 μSv/h以上の放射線量を検出した場合 (令第6条第4項第1号)	○原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が500 μSv/h以上の放射線量に相当するものとして、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者について(省令で定める)下記の各場合に(省令で定める)下記の各基準以上の放射性物質が(省令で定める)下記により検出された場合
①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	①濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る《別表》に基づく係数を乗じ、更に100を乗じて得た値が10分間以上継続して検出した場合

	<p>①放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る《別表》に基づく係数を乗じ、更に100を乗じて得た値が累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出した場合</p> <p>②水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に5000を乗じて得た値が10分間以上継続して検出した場合</p>
②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	<p>イ)濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれの放射性物質の濃度についての上記①のイ)により得られた値に対する割合の和が100となるようなそれらの放射性物質の濃度が10分間以上継続して検出した場合</p> <p>ロ)放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての上記①のロ)により得られた値に対する割合の和が100となるようなそれらの放射性物質の放射能の値が累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出した場合</p> <p>ハ)水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての上記①のハ)により得られた値に対する割合の和が100となるようなそれらの放射性物質の濃度が10分間以上継続して検出した場合</p>
③検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	<p>イ)濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る《別表》に基づく係数を乗じ、更に100を乗じて得た値が10分間以上継続して検出した場合</p> <p>ロ)放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る《別表》に基づく係数を乗じ、更に100を乗じて得た値が累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出した場合</p> <p>ハ)水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの）のうち、最も低いものに5000を乗じて得た値が10分間以上継続して検出した場合</p>

(4-2)再処理事業者において、排気筒、排水口等で500 μSv/h以上の放射性量を検出した場合等 (令第6条第4項第1号)	○原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が500 μSv/h以上の放射線量に相当するものとして、再処理事業者について、空気中の放射性物質については、上記(4-1)の①、②及び③の(i)及び(ii)による場合とし、水中の放射性物質については、当該放射性物質による実効線量が5 mSvとなる値を1回の海洋放出中に検出した場合
(5)原子力事業所の区域内のうち、管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生により500 μSv/hの放射線量又は放射性物質を検出した場合 (令第6条第4項第2号)	<p>○原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された（省令で定める）管理区域外の場所（1. の(2-1)及び(2-2)）の場所を除く。）において、当該場所におけるその放射能水準が500 μSv/hの放射線量に相当するものとして次のいずれかの基準以上の放射性物質が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に5000を乗じて得た値 ・検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての上記により得られた値に対する割合の和が100となるようなこれらの放射性物質の濃度 ・検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5000を乗じて得た値 <p>○当該規定により検出された放射性物質の検出は、次に定めるところによる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の検出は、火災、爆発その他のこれらに類する事象の発生の際に、上記○の放射性物質の濃度の水準を検出した場合 ○火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記○の検出により上記○に定める放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、上記○にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす
(6)原子炉外で臨界状態である場合 (令第6条第4項第3号)	○原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合
(7)実用発電用原子炉の運転、事業所外運搬等において、原子力緊急事態の発生を示す事象の場合 (令第6条第4項第4号)	○実用発電用原子炉（炉規制法第23条第1項第1号に掲げる原子炉）の運転を非常用の中性子吸收材の注入によっても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性毎に原子力緊急事態の発生を示す事象の場合
①BWR及びPWR（実用発電用のものに限る。）、ATR並びにFBRに係る原子炉の運転等のための施設	<p>i)原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失した場合</p> <p>ii)原子炉（FBRを除く。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合又はBWR及びATRにおいて当該原子</p>

<p>(「大規模原子炉施設」)</p> <p>BWR：沸騰水型軽水炉 PWR：加圧水型軽水炉 ATR：重水減速沸騰軽水冷却型原子炉 FBR：ナトリウム冷却型高速炉</p>	<p>炉への全ての給水機能が喪失した場合若しくはPWRにおいて蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合</p> <p>ハ) 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏洩が発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達した場合</p> <p>ニ) 原子炉（BWR及びATRに限る。）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合</p> <p>ホ) 原子炉の運転中（BWR、ATR及びPWRについては全ての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。）において、原子炉を冷却する全ての機能（PWRについては蒸気発生器への全ての給水機能）が喪失した場合</p> <p>ヘ) 原子炉の運転中に全ての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合</p> <p>ト) 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知した場合</p> <p>チ) 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知した場合</p> <p>リ) 原子炉（PWRに限る。）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下し、その状態が1時間以上継続した場合</p> <p>ヌ) 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合</p>
<p>②試験研究用原子炉（上記①を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（「試験研究用原子炉施設」）</p>	<p>○原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失した場合</p>
<p>③事業所外運搬において、火災、爆発等により放射性物質が漏洩した場合等（令第6条第4項第4号）</p>	<p>○事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（外運搬に関する技術告示別表に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示《別表》に掲げる値の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏洩する場合又は当該漏洩の蓋然性が高い状態にある場合</p>

原子力緊急事態発生の初期段階での公示案、指示案の作成要領（暫定版）
(原子力発電所等の場合)

原子力発電所においては、放射性物質の異常放出が検出される場合であっても、原子炉圧力容器、原子炉格納容器が健全性を有していれば、敷地境界において一晩に $500 \mu \text{Sv/h}$ (10分間) といったレベルの放射線が放出される事態は殆ど考えられない。従って、原子力緊急事態発生直後においては、情報を注意し、指示を待つ旨の公示案、指示案が原則となる。

ただし、原災法令に規定する原子力緊急事態相当の放射線又は放射性物質が放出された場合には、屋内退避、避難等の応急措置が必要となる。このような場合を含めた公示案、指示案の作成は、以下に示す要領を参考にし、その時の事態に応じて作成することとする。

以下のA～Cは、緊急時における事故情報が極めて限定されている状況下での暫定的な作成要領であり、今後、学識経験者等の意見を踏まえて、書き直していく。

A 原子力発電所内において原子力緊急事態を示す事象が発生しているが、原子力発電所からの放射性物質の異常な放出が検出されていない場合

○緊急事態応急対策を実施すべき区域：原子力発電所から半径約8～10kmの範囲内の区域（各地域毎に予め具体的地名等を規定する。）

○居住者等に周知させるべき事項：

- ・現時点で、直ちに、退避等の特段の行動を起こす必要はない。
- ・防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故関連情報に注意すること。

B 原子力発電所内において原子力緊急事態を示す事象が発生し、かつ、原子力発電所からの放射性物質の制御不能な異常放出が検出される場合で、格納容器の健全性が確認され、放射性物質の放出量が通報事象の基準量に達していない場合

○緊急事態応急対策を実施すべき区域：原子力発電所から半径約8～10kmの範囲内の区域（各地域毎に予め具体的地名等を規定する。）

○居住者等に周知させるべき事項：

- ・原子力発電所の格納容器には異常はなく、この区域にある住民の居住地域で直ちに放射線量が危険な水準に達することはない。
- ・住民は、現時点で退避等の特段の行動を起こす必要はないが、不要な外出は避け、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故関連情報に注意し、落ち着いて次の指示を待つこと。

- C 原子力施設において原子力緊急事態を示す事象が発生し、又は、原子力施設からの放射性物質等の制御不能な異常放出が検出され、放出量が通報事象の基準量以上である場合

○緊急事態応急対策を実施すべき区域：原子力施設から以下の半径の範囲内の区域（各地域毎に予め具体的地名等を規定する。）

・原子力発電所等	約 8～10 km
・再処理施設	約 5 km
・加工施設	約 500 m
・廃棄施設	約 50 m

○居住者等に周知させるべき事項：

- ・放射性物質が放出されている事実を伝え、現時点の放出量の程度（例えば、「24時間継続した場合、年間の自然放射線量の1/10相当」など）を付記する。
- ・いつでも対応がとれるよう事前準備を要請しつつ、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故関連情報に注意し、落ち着いて次の指示を待つこと。
- ・現時点においては、直ちに避難する必要はない。
- ・今後1時間程度を目途に対応の変更の要否を伝える。

(参考)

屋内退避及び避難等に関する指標（「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）

（平成19年5月原子力安全委員会）

予測線量(単位:mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量	
10~50	100~500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出されている中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

経済産業大臣（本部長）	経済産業副大臣（副本部長）	事務次官（副本部長）	原子力安全・保安院長（事務局長）

公示案

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	<p>○○市、□□町、△△村、...</p> <p>(地域名及び海域が含まれる場合は事故施設(現場)から半径○○m県内の海域)(注)</p>
2. 原子力緊急事態の概要	発生日時
	発生場所
	放射線等の状況
	被害状況
	その他特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>(例の1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。 現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はなく、落ち着いて指示を待つこと。 <p>(例の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○○(地区名)地区住民のうち、 [乳幼児、児童、妊婦、成人] については、自宅等の屋内へ退避すること。 ○○(地区名)地区住民のうち、 [乳幼児、児童、妊婦、成人] については、指示に従い、コンクリート建屋の屋内へ退避、又は避難すること。

※ 輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「○○県○○市○○町○○」等、海上輸送の場合、「○○県○○灯台から○度○海里のところ」等、航空輸送の場合、「○○県○○市の○○、○○kmのところ」等、において発生した事故現場から○○m」とする。

経済産業大臣(本部長)	経済産業副大臣(副本部長)	事務次官(副本部長)	原子力安全・保安院長 (事務局長)

指 示 案

平成 年 月 日 時 分

(地方公共団体)

殿

内閣総理大臣 ○○○○

○○電力株式会社○○発電所第○号炉で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

〔指導・助言内容〕

次の事項について、住民に周知されたい。

(例の1)

- 当面屋内退避の必要はないものの、○○、□□区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、防災無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- したがって、住民について、その旨周知されたい。

(例の2)

- (地区名)地区住民のうち、[乳幼児、児童、妊婦、成人]については、自宅等の屋内へ退避すること。
- (地区名)地区住民のうち、[乳幼児、児童、妊婦、成人]については、指示に従い、コンクリート建屋の屋内へ退避、又は避難すること。

別紙 5 (第4編)

経済産業大臣（本部長）	経済産業副大臣（副本部長）	事務次官（副本部長）	原子力安全・保安院長 (事務局長)

(案)

原子力緊急事態宣言

平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、〇〇〇(事業所名※)において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第1項の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため、同条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

〔主務大臣の作成した
公示案を読み上げ〕

※ 輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度〇海里のところ」等、航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市の〇〇、〇〇kmのところ」等、において発生した事故現場から〇〇m」とする。

別紙 6 (第4編)

経済産業大臣（本部長）	経済産業副大臣（副本部長）	事務次官（副本部長）	原子力安全・保安院長 (事務局長)

(案)

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び
原子力災害現地対策本部員その他の職員の指名について

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第13項に基づき、
下記のとおり、平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長及び原子力災
害現地対策本部員その他の職員を指名する。

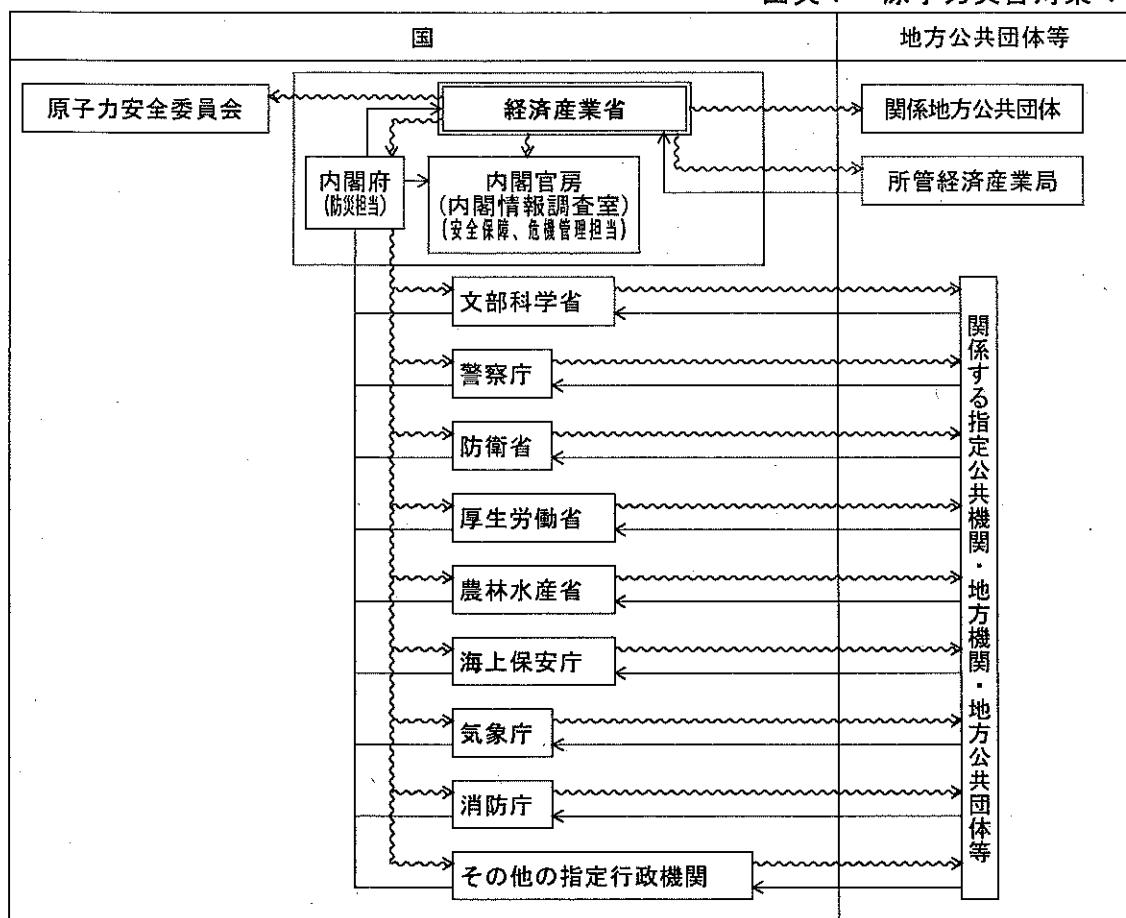
記

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長
〇〇〇〇（経済産業副大臣）

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部員その他の職員
別紙のとおり（※あらかじめ別途作成する。）

【関係省庁等への情報伝達ルート】

出典：「原子力災害対策マニュアル」



【上申・連絡様式（例 A）】

○ 一挙に原子力緊急事態となった場合で、放射性物質の漏洩がない場合の例

<p>○○原子力事業所における原子力災害緊急事態の発生について (第 1 報)</p> <p style="text-align: center;">年月日 ○○時○○分 経済産業省原子力災害警戒本部事務局総括班責任者 連絡先</p> <p>○○原子力事業所で事故が発生。 当省に、原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく通報あり。 本件は、原子力緊急事態に該当する。</p> <p>1. 原子力緊急事態の発生 ○月○日○時○分、○○原子力事業所から、当省に対し原災法第 10 条に基づく通報があった。通報内容は別紙の通り。 本件は、同法第 15 条の原子力緊急事態に該当すると判断。 (法 15 条 1 項、政令 6 条○項○号、省令 21 条○号○に該当) ※参考として基準を記載</p> <p>現時点では、原子力事業所からの放射性物質の著しい漏洩はなく、 原子力事業所敷地周辺のモニタリングポストにおいても異常値は観測 されていない。</p> <p>※ この時点で、特記事項（人的・物的被害の有無、事故の進展見通し 等に係る情報）があれば追記。</p> <p>2. 公示案、指示案の上申 原子力緊急事態宣言の公示、関係地方公共団体等への指示案につい て、次の通り上申する。この指示案、公示案については、原災法第 1. 5 条第 2 項に基づき、経済産業大臣から内閣総理大臣に対し、上申す ることが必要となる。</p> <p>3. 今後の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当省は、経済産業省防災業務計画に基づき、経済産業省原子力災 害対策本部（本部長：経済産業大臣）を設置する。 (2) 原子力緊急事態宣言の発出、政府の原子力災害対策本部設置のため、内閣総理大臣への上申を行う。 (3) 国の専門家の現地派遣の必要性について、地方公共団体に確認す る。 (4) 現地の防災拠点（オフサイトセンター）立ち上げを行う。 (5) 原子力保安検査官による現場確認、情報収集を行う。 <p>4. 現時点において、住民の避難は不要。</p>	<p>別紙 1</p> <p>原子力事業者 からの通報等</p> <p>大臣あて</p> <p>原子力防災 管理者名</p> <p>原子力事業者 からの FAX</p>	<p>別紙 2</p> <p>(*) 公示案、 指示案</p>
--	--	-------------------------------------

(*) 「公示」とは、原災法第 15 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣が行う公示で、緊急事態応急対応を実施すべき区域、原子力緊急事態の概要、区域内の居住者等に対し周知させるべき事項の公示である。

「指示」とは、原災法第 15 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣が緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄する市町村長、都道府県知事に対して行う指示で、避難、退避の勧告・指示その他の緊急事態応急対策に関する事項の指示である。

[別紙2 の内容の例]

○緊急時応急対策を実施すべき区域：原子力施設からEZの範囲内の区域（各地域毎に予め具体的地名等を規定する。）

○居住者等に周知させるべき事項：

- ・現時点で、直ちに、避難等の特段の行動を起こす必要はない。
- ・防災無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故関連情報に注意すること。

【上申・連絡様式（例B）】

- 一挙に原子力緊急事態となった場合で、原子力発電所からの放射性物質の制御不能な異常放出が検出され、かつ、格納容器の健全性が確認され、放射性物質の放出量が通報事象の基準量に達していない場合

<p>○○原子力事業所における原子力災害緊急事態の発生について (第1報)</p> <p>年月日 ○○時○○分 経済産業省原子力災害警戒本部事務局総括班責任者 連絡先</p> <p>○○原子力事業所で事故が発生。 当省に、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報あり。 本件は、原子力緊急事態に該当する。</p> <p>1. 原子力緊急事態の発生 ○月○日○時○分、○○原子力事業所から、当省に対し原災法第10条に基づく通報があった。通報内容は別紙の通り。 本件は、同法15条の原子力緊急事態に該当すると判断。 (法15条1項、政令6条〇項〇号、省令21条〇号〇に該当) ※参考として基準を記載</p> <p>現時点では、原子力発電所からの放射性物質の制御不能な異常放出が検出されているが、現時点の放射性物質の放出は○○マイクロベント時と、自然放射線の1／○程度レベルである。</p> <p>※ この時点で、特記事項（人的・物的被害の有無、事故の進展見通し等に係る情報）があれば追記。</p> <p>2. 公示案、指示案の上申 原子力緊急事態宣言の公示、関係地方公共団体等への指示案について、次の通り上申する。この指示案、公示案については、原災法第15条第2項に基づき、経済産業大臣から内閣総理大臣に対し、上申することが必要となる。</p> <p>3. 今後の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当省は、経済産業省防災業務計画に基づき、経済産業省原子力災害対策本部（本部長：経済産業大臣）を設置する。 (2) 原子力緊急事態宣言の発出、政府の原子力災害対策本部設置のため、内閣総理大臣への上申を行う。 (3) 国の専門家の現地派遣の必要性について、地方公共団体に確認する。 (4) 現地の防災拠点（オフサイトセンター）立ち上げを行う。 (5) 原子力保安検査官による現場確認、情報収集を行う。 <p>4. 現時点において、住民の避難は不要であるが、放射性物質の漏洩が観測されており、住民に対して、事故情報に注意し、落ち着いて行動することを周知する。</p>	<p>別紙1</p> <p>原子力事業者からの通報等</p> <p>大臣あて</p> <p>原子力防災管理者名</p> <p>原子力事業者からのFAX</p>	<p>別紙2</p> <p>(*) 公示案、指示案</p>
---	---	-------------------------------

【上申・連絡様式（例C）】

- 一挙に原子力緊急事態となった場合で、原子力発電所内において緊急事態を示す事象が発生し、かつ、原子力発電所からの放射性物質の制御不能な異常放出が検出され、かつ、格納容器の健全性が確認されず、又は、放出量が通報事象の基準量以上である場合

<p>○○原子力事業所における原子力災害緊急事態の発生について (第1報)</p> <p style="text-align: center;">年月日 ○○時○○分 経済産業省原子力災害警戒本部事務局総括班責任者 連絡先</p> <p>○○原子力事業所で事故が発生。 当省に、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報あり。 本件は、原子力緊急事態に該当する。</p> <p>1. 原子力緊急事態の発生 ○月○日○時○分、○○原子力事業所から、当省に対し原災法第10条に基づく通報があった。通報内容は別紙の通り。 本件は、同法15条の原子力緊急事態に該当すると判断。 (法15条1項、政令6条〇項〇号、省令21条〇号〇に該当) ※参考として基準を記載</p> <p>現時点では、原子力発電所からの放射性物質の制御不能な異常放出が検出され、放射性物質の放出は○○マイクロベール／時と通報事象の基準量を超えている。また、格納容器の健全性については確認中である。</p> <p>※ この時点での特記事項（人的・物的被害の有無、事故の進展見通し等に係る情報）があれば追記。</p> <p>2. 公示案、指示案の上申 原子力緊急事態宣言の公示、関係地方公共団体等への指示案について、次の通り上申する。この指示案、公示案については、原災法第15条第2項に基づき、経済産業大臣から内閣総理大臣に対し、上申することが必要となる。</p> <p>3. 今後の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当省は、経済産業防災業務計画に基づき、経済産業省原子力災害対策本部（本部長：経済産業大臣）を設置する。 (2) 原子力緊急事態宣言の発出、政府の原子力災害対策本部設置のため、内閣総理大臣への上申を行う。 (3) 国の専門家の現地派遣の必要性について、地方公共団体に確認する。 (4) 現地の防災拠点（オフサイトセンター）立ち上げを行う。 (5) 原子力保安検査官による現場確認、情報収集を行う。 <p>4. 現時点において、放射性物質の漏洩が観測されていることから、住民に対して、いつでも対応がとれるよう事前準備を要請しつつ、事故情報に注意し、落ち着いて行動することを周知する。</p>	<p>別紙 1</p> <p>原子力事業者からの通報等</p> <p>大臣あて</p> <p>原子力防災管理者名</p> <p>原子力事業者からのFAX</p>	<p>別紙 2</p> <p>(*) 公示案、指示案</p>
--	--	--------------------------------

現地派遣専門家リスト

原子力施設の災害の場合に派遣する共通の専門家

職名	専門又は任務	所在地
独立行政法人放射線医学総合研究所防護研究センター出席研究員	放射線防護	千葉県
" 放射線防護研究センター 放射線リスク情報研究チームリーダー	"	"
" 重粒子科学センター 医療放射線防護研究室長	"	"
国立保健医療科学院生活環境部環境物理室長	"	東京都
独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所海洋生産部 海洋放射能研究室長	"	神奈川県
独立行政法人農業環境技術研究所環境化学分析センター 放射性同位体分析研究室長	"	茨城県
日本原子力研究開発機構東海研究所保健物理部長	"	"
" 安全性試験研究センター原子炉安全工学部次長	原子力工学	"
" 東海事業所保安管理部線量計測課長	放射線防護	"
" 大洗工学センター安全管理部安全対策課長	"	"
以下の法人より文部科学省が認める技術参与		
財団法人 原子力安全技術センター	"	東京
財団法人 日本分析センター	"	千葉

原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
日本原子力研究開発機構東海研究所原子炉安全工学部燃料安全研究室長	核燃料工学	茨城県
電力中央研究所柏江研究所原子力システム部長	"	東京都
電子技術総合研究所量子放射線部長	原子炉工学	茨城県
日本原子力研究開発機構東海研究所原子炉安全工学部熱水力安全研究室長	"	"

研究開発段階炉の災害の場合に派遣する専門家

職名	専門又は任務	所在地
日本原子力研究開発機構東海研究所研究炉部長	原子炉工学	茨城県
" 大洗研究所材料試験炉部計画課長	"	"
" 敦賀本部技術企画部次長	"	福井県
" 大洗工学センター照射施設運転管理センター 実験炉部原子炉第一課長	"	茨城県

別添（第4編）

経済産業省原子力災害対策本部等の組織と役割

1. 経済産業省原子力災害対策本部

1. 組織の全体像（別紙1参照）

- (1) 経済省対策本部は、経済産業省防災業務計画に基づき、経済産業大臣が設置する。原子力緊急事態を示す事象が発生した場合に防護対策を行うための組織で、公衆への被害を回避することを最優先にして、災害の拡大防止、事態の終息等を図るための対応を行う。
- (2) 原災法に基づき設置される政府対策本部（経済省対策本部と政府対策本部を含めて「対策本部」という。）は、原子力災害対策マニュアル「2. 緊急事態応急対策及び原子力災害対策本部の設置」に従い、政府の原子力災害現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等の原子力緊急事態への対応状況を把握し、関係省庁等と情報共有するとともに、職員、政府の専門家の現地派遣等により、地方公共団体、原子力事業者等への支援等を行う。
- (3) 政府対策本部が設置された場合には、経済省対策本部は、政府対策本部に組み込まれ、その活動は政府対策本部の活動と一体化する。すなわち、経済産業省として行う必要がある事項（下記※）について、意思決定・事務処理を行う一方、経済省対策本部（特にその事務局を構成する経済産業省職員）は、政府対策本部の班編成に従い、政府対策本部として一本化された指揮命令系統の下で業務を執行する。
※ 経済産業省職員の動員、経済産業省として講じる対策の取りまとめや説明、緊急時対応センター(ERC)の物品の調達など経済産業省が組織として行う必要がある事項
- (4) 原子力災害対応においては、現地での対応が重要である。現地への派遣職員が到着し、経済省現地対策本部及び政府現地対策本部（以下、合わせて「現地対策本部」という。）の体制が整った段階にあっては、対策本部と現地対策本部との関係は、原子力災害対策マニュアルに定める役割分担（「参考1.2」を参照）に従い、基本的には、現地対策本部が主体となり、地方公共団体、原子力事業者等との連携、情報共有の下に事故対応、放射線防護、住民対応等の防災活動を実施する。
また、対策本部は、現地対策本部との密接な情報共有に努め、現地対策本部における防災活動を把握し、現地対策本部に対して必要な支援を行うこと、政府の情報拠点、対策実務拠点として、事故・災害の状況、現地対策本部の活動状況等に係る情報を官邸、関係省庁、報道機関などの関係機関及び国民への情報提供を行うことを分担する。

以下においては、経済省対策本部として、政府対策本部と一体として業務を執行する場合も含め留意事項を記載する。なお、政府対策本部が設置される前については、経済省対策本部は、原災法第10条事象における警戒本部の規定に準じて活動する。

2. 本部長の指定

経済省対策本部長は、経済産業大臣が務める。経済産業大臣の対応に困難がある場合には、国家行政組織法に基づく職務代行順位に従って経済産業副大臣が代行する。

3. 本部長の機能

- (1) 経済省対策本部の事務を総轄し、経済省対策本部を指揮するとともに、緊急事態体制における対応状況（防護対策の実施等）を把握する。
- (2) 初動においては、着任後、次のことを行う。
 - ア 事故状況の報告を受ける。
 - イ 経済産業省、その他関係機関の緊急事態体制の立ち上がり状況の報告を受ける。
 - ウ 経済産業省、その他関係機関の対応状況の報告を受ける。
 - エ 経済省対策本部がこれから行うことの説明を受ける。
- (3) 経済省対策本部としての防護対策の方針（災害対策の指示案、公示案）を決定する。また、防護対策を実施する必要性を認めた場合には、内閣総理大臣に上申する。
- (4) 公衆への被害発生回避等の措置の実施状況を把握し、既に発出された指示、公示内容について、変更の必要が生じた場合に、変更案を速やかに政府対策本部長（内閣総理大臣）に提出する。
- (5) 政府対策本部の副本部長として政府対策本部長（内閣総理大臣）を補佐する。

4. 副本部長

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。また、本部長の命により、本部長の職務の一部を代行する。

5. 経済省対策本部事務局

- (1) 経済省対策本部に、総括班、経済産業省官邸チーム、国会等の対外説明チーム、プラント班、放射線班、住民安全班、広報班、医療班を置く。
- (2) 経済省対策本部事務局が具体的に実施すべき事項
 - ア 公示案、指示案等の作成、発出及び変更に関すること
 - イ 事故・事象に関連する情報の収集、分析に関すること
 - ウ 現地における放射性物質の放出情報の把握に関すること
 - エ 現地における公衆の安全確保のための情報の把握に関すること
 - オ 経済省現地対策本部に対する指示、指導、助言及び支援に関すること
 - カ 事故・事象に係る原子力事業者に対する指示、指導及び助言に関すること
 - キ 地方公共団体等との連絡、調整、助言及び支援に関すること
 - ク 官邸、関係省庁等との連絡・調整に関すること
 - ケ 国民及び報道機関に対する情報の提供に関すること
 - コ 國際機関への情報提供に関すること
 - サ 国会関係者に対する説明に関すること
 - シ 緊急時対応センター（E R C）の運営に関すること
 - ス その他原子力災害の拡大の防止を図るためにの対策に関すること
- (3) 経済省対策本部事務局の活動に当たって留意すべき事項
 - ア 緊急時の優先事項を踏まえ、特に公衆への被害の回避を最優先にして防護対策を行う。
 - イ 官邸、関係省庁、報道機関等関係機関に対して情報を提供ができる体制を整え、滞りなく情報提供に努める。

- ウ 経済省現地対策本部、地方公共団体の活動状況を十分把握し、支援の必要性を的確に判断し、支援を行う。
- エ 原子力災害対策の公示、指示内容について、変更の要否を把握する。

6. 事務局長

- (1) 事務局長は、原子力安全・保安院長が務める。また、本部長、副本部長、官邸等に対し、情報提供や措置の上申を行い、必要な指示を受ける。なお、政府対策本部の事務局長を兼務する。（「原子力災害対策マニュアル」参照）
- (2) 事務局における事故対応、災害対応の全体を把握し、本部長、副本部長に報告するとともに、対応案の具申を行う。
- (3) 事務局の各機能班責任者を指揮統制する。
- (4) 事務局長が具体的に実施すべき事項
 - ア 到着時においては、収集状況の報告を受ける。
 - イ 職員の現地派遣の決定を行う。
 - ウ E R Cにおいては、体制及び対応状況が確認できるよう中央スペース又は総括班に位置し、各機能班が収集した情報、解析予測結果等の全体を鳥瞰し、常に事態の進展状況を把握する。
 - エ 関係省庁局長等会議に副議長として参画し、議事進行するなど運営する。
 - オ 適宜、経済省対策本部事務局会議を開催する。
 - カ 原子力事業者の行う事故対応を検証し、必要に応じ対応を指示する。
 - キ 経済省現地対策本部の起動が宣言された場合、経済省対策本部の権限の大部分を同現地対策本部に委譲する。
 - ク プレス発表の必要性について決定する。プレス発表を行う際には、事前に経済省対策本部広報班責任者と打ち合わせる。
- (5) 事務局長の活動に当たって留意すべき事項
 - ア 経済省対策本部事務局及び経済省現地対策本部事務局における原子力緊急事態における対応体制全体を鳥瞰しておく。
 - イ 防護対策を行うために、職員の増強、関係省庁への通報を承認するとともに、プレス発表を行う。
 - ウ 経済省対策本部から経済省現地対策本部等への支援について判断する。
 - エ 関係機関（日本原子力研究開発機構、原子力安全基盤機構等）に原子力緊急事態における対応体制をとるよう要請する。
 - オ 國際機関等への情報提供状況を把握する。

7. 事務局次長

- (1) 事務局次長は、原子力安全・保安院次長が務める。また、政府対策本部の事務局次長を兼務する。（「原子力災害対策マニュアル」参照）
- (2) 緊急時対応に関して、事務局長に意見具申する等事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は諸般の事情により不在のときには、その職務を代行する。また、事務局長の命を受けて事務局長の職務の一部を代行する。
- (3) 経済省対策本部の体制を把握する。
- (4) 国会関係者（衆、参商工委員会委員、地元選出の議員 等）への説明に対する総括を行う。（事務局次長が不在の場合は、総括班責任者が代行）

(5) 事務局次長の活動に当たって留意すべき事項は、事務局長に同じ。

8. 広報官（スピークスマン）

(1) 経済省対策本部事務局のスピークスマンとして、事務局長、事務局次長の指揮の下、記者会見を行う。

(2) 広報官の活動に当たって留意すべき事項

ア 事務局全体を鳥瞰し、適時適切に記者会見を行う。

イ 記者会見の実施に当たっては、官邸、現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者と連携して統制の取れた記者発表を行う。

ウ 記者発表は努めて定期的に行う。

9. 事務局各機能班

(1) 参集した職員は、直ちに、以下の要領でERCを立ち上げる。

ア 原子力防災課長は、直ちにERCを立ち上げることを宣言し、関係機関等へ通報する。

イ 特定事象の発生した原子力事業所（原子力発電所：中操・緊急時対応室・検査官室、加工施設等：原子力事業者が臨時に指定する緊急時対応室）、オフサイトセンターとの通信回線を確保する。

ウ 原子力発電所の場合にはERSSを起動するとともに、原子力安全基盤機構防災対策部に対し、ERSSの起動状況の確認を行う。

エ 文部科学省に対してSPEEDIの起動を要請する。

オ コピー機、FAX機、その他の電子機器のスイッチを入れ、使用可能な状態にする。また、電話等の通信機器を配置する。

カ 配置図に従って、作業机、ホワイトボード等を所定の位置に配置する。

キ 備え付けの原子力事業所周辺地図、緊急時連絡表を用意する。

ク ERCの入口に本部事務局名を記した看板を掲げる。

以上の作業が完了した場合、対策本部事務局長（原子力安全・保安院長）にその旨を報告する。

(2) 参集者は各機能班のスタッフィングボードに、所属、氏名等を記入するとともに、各機能班責任者は、班員の役割分担を行う。

(3) 各機能班の体制が整った時点で、経済省対策本部総括班総括チームに連絡する。

(4) 経済省現地対策本部の対応する班と連絡をとり、連絡窓口等を確認する。

(5) ホワイトボード及びステータスボードを配置し、過渡期には10分、安定期には1時間を目途に必要な情報を書き込む。

(6) 各機能班は、適時、情報の整理に努める。例えば、収集した情報は可能な限り簡潔に明文化し、本部関係者が誰でも閲覧できるよう所定の位置におく。また、処理前の情報と処理済みの情報を仕分ける。

10. 総括班

(1) 経済省対策本部事務局の活動に関する総合調整を行う。他の機能班の活動状況を把握し、情報集約及び経済省対策本部内での情報共有を行い、必要に応じ各機能班の調整を行い、経済省現地対策本部、関係機関に対する情報提供、支援の総合窓口となる。

(2) 総括班に総括チーム、原子力チーム、運営支援チームを置く。

(3) 総括班が具体的に実施すべき事項

①経済省対策本部事務局各機能班の立ち上げ及び活動状況を把握する。

②国の職員、専門家等の緊急輸送を支援する。

A【警戒本部が設置されていない場合】

ア 原災法第10条第2項に基づく関係地方公共団体からの要請を受けた場合、政府職員、専門家の現地派遣に当たる。

なお、専門家及び関係省庁職員の参集の遅れに起因する出発の遅れるは避けるべきであり、経済省対策本部総括班責任者は、専門家及び省庁職員の全員の参集を待たず出発の判断を行うことにより迅速な派遣に努める。

イ 職員、専門家派遣について、「原子力災害対策マニュアル」1. (6)により、警察庁、防衛省等に対して支援依頼に係る調整（参集時刻・場所、輸送方法、経路）を行う。

ウ 現地派遣職員の携行備品を一括して調達する。

携行備品等については、「第3編 原災法第10条事象発生時の対応（原子力事業所）」の別添の1. 10. を参照のこと。ただし、登庁をせずに直接現地に向かう派遣職員がいる場合は、当該職員用の備品等を当省の現地派遣職員が持参する。

エ 現地派遣職員に対し、出発前及び移動中に事故の情報、現地の状況に関する情報伝達を行う。

B【警戒本部が設置されている場合】

ア 経済省対策本部総括班は、経済省現地対策本部発足に伴い、職員（関係省庁の職員及び専門家）の追加派遣を行う。また、「原子力災害対策マニュアル」2. (5) ④により、警察庁、防衛省等に対して支援依頼を行い、参集時刻・場所、輸送方法、経路に係る調整を行う。

イ その他の対応については、上記ウ、エを参照。

③「第3編 原災法第10条事象発生時の対応（原子力事業所）」の別紙7により、事故・災害情報の収集・分析を行い、「原子力災害対策マニュアル」1. (2) で規定される「情報集約項目」により、整理する。

④各機能班からの事故・災害情報を取りまとめる。政府対策本部が設置されていな

い場合には、関係省庁等への情報伝達ルート（本文 別紙7）により、内閣官房、原子力安全委員会、内閣府（政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付）、関係地方公共団体に対し、上記②Aイ又はBアの情報伝達を行う。

また、経済省対策本部総括班責任者が全体を把握する。

⑤会議等に出席する経済省対策本部長等の随行者について、原子力に係る一般的な説明ができる職員を確保するとともに、適時、随行を指示する。

⑥経済省現地対策本部に対して、官邸、関係省庁等の活動状況に係る情報を提供する。

⑦原子力防災専門官を通じて、オフサイトセンターの活動状況、原子力事業所の事故状況及び災害対策の準備状況を把握する。

⑧経済省現地対策本部総括班、所管経済産業局等、関係省庁に対し、事故情報、

中央省庁等政府の応急対策活動の動向等を伝達する。

⑨ 経済省現地対策本部、原子力災害合同対策協議会との連絡・調整を行う。

⑩ 関係機関（日本原子力研究開発機構、原子力安全基盤機構、原子力安全技術センター等）に緊急時体制を取るよう要請する。

⑪ 運営支援

ア E R Cへの出入管理を行う。

イ 消耗品の調達を行い、配布する。

ウ 中長期化する場合は、飲食物、毛布等の調達を行う。

エ コピー機、F A X機、その他電子機器等の稼働状況、消耗品の不足状況を管理する。

各チームの業務分担は、以下のとおり。

(総括チーム)

ア 経済省対策本部（原子力安全・保安院の活動を全て）を総合調整（コーディネート）するとともに、省内調整を含めた総合窓口を担当すること

イ すべての活動状況をとりまとめ記録すること

ウ 各種会議の開催に関すること

エ 官邸、原子力安全委員会、関係省庁、指定公共機関、現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等との連絡・調整、助言及び支援に関するこ

オ 経済省現地対策本部の体制整備（政府派遣要員の把握、輸送の調整等）及び運営支援に関するこ

カ 国會議員、地方議会議員等からの問合わせ対応、関係者への説明に関するこ

ト

キ 必要に応じて、原子力事業者への指示文書等を作成し発出すること

ク その他事務局長、事務局次長の命ずること

(原子力チーム)

ア 原子力施設における事故状況や復旧状況などの情報をもとに、事故の進展に伴う対応方針の策定や調整、専門家からの意見聴取を行うとともに、総括チームへ報告すること

イ 防護対策の企画、立案、実施及びそれらに対する総合調整に関するこ

ウ 公示案、指示案及びその他関係資料の作成、及び関係機関への送付・協議に関するこ

エ 緊急事態宣言発出・解除に係る連絡受信、現地対策本部への連絡に関するこ

ト

オ その他事務局長、事務局次長の命ずること

(運営支援チーム)

ア E R Cの出入り管理（立入禁止表示、腕章の配布等）を行うこと

イ E R Cの衛生管理（清掃、蚊等の駆除）、環境整備（照明、温度、換気）を行うこと

ウ 情報機器、電話等の稼働状況をモニタリングし、修理等必要な処置を指示す

- ること
- 工 ERCへ参集する要員の給養（仮眠計画、仮眠場所の確保、毛布、飲食物等）に関すること
 - オ 緊急時対応（現地対策本部を含む）に必要な物品の調達、補給に関すること
 - カ 現地派遣職員の携行備品の調達に関すること。現地派遣職員が携行する備品等は、「事故・災害発生時職員現地派遣用マニュアル」に示す。なお、登庁をせずに直接現地に向かう派遣職員がいる場合は、当該職員用の備品等を当省の現地派遣職員が持参する。
 - キ ERC及び各会議の庶務に関すること
 - ク 緊急時対応要員の人事（交代要員の選定、現地交代要員の選定・派遣等）に関すること
 - ケ 警戒本部の円滑かつ持続的な活動のための措置に関すること
 - コ その他事務局長、事務局次長の命ずること

1.1. 官邸チーム

- (1) 政府対策本部が設置された場合、官邸危機管理センターに位置し、経済省対策本部事務局と官邸の間の連携を図る。
 - (2) 官邸チームが具体的に実施すべき事項
 - ア 経済省対策本部事務局と官邸危機管理センター・官邸対策室との間の連絡・調整に関すること
 - イ 政府対策本部副本部長、事務局長等が官邸にいる間の情報の提供に関すること
 - ウ その他政府対策本部副本部長、事務局長等の命ずること
 - (3) 官邸チームの活動に当たって留意すべき事項
 - ア 政府の原子力災害対策本部が設置される前から官邸に配置されることがある。
 - イ 事務局との連携を緊密にし、情報が途切れないように努める。
 - ウ 政府対策本部副本部長や事務局長の動向を把握するとともに、官邸におけるスケジュールの管理を行う。
- 以上のほか、対応にあたって注意すべき事項などについて別途定める。

1.2. 国会等の対外説明チーム

- (1) 経済省対策本部事務局次長（事務局次長が不在の場合は、総括班責任者が代行）は、国会関係者（衆、参商工委員会委員、地元選出の議員等）等の外部関係者への説明に対する総括を行う。国会等の対外説明チームは、事務局次長の指示を受けて、国会関係者等への説明に関する事務を実施する。事務局次長の指揮の下、国会関係者等の外部関係者に対する状況説明を行う。
- (2) 国会等の対外説明チームが具体的に実施すべき事項
 - ア 国会関係者等の外部関係者に対する説明資料の作成、収集を行う。
 - イ 国会関係者に対して説明を実施する。
 - ウ その他対外説明について事務局次長の命ずること
- (3) 国会等の対外説明チームの活動に当たって留意すべき事項
 - ア プレスの報道状況に留意し、適切なタイミングで速やかな説明を行う。時

- 間的余裕がない場合には、簡易な資料配付や短時間での説明など工夫する。
- イ 説明のための資料は、基本的な事項を中心として、汎用的かつできるだけ長く使えるものを取りまとめる。
- ウ 地元出身の関係者等、説明対象者を選定する。
- エ 説明対象者のアポイント取りは、説明担当者がそれぞれの責任で行う。

1.3. プラント班

(1) 事故・トラブル、災害に係るプラント関係の情報を収集し、原子力事業者の事故対応等の活動を把握し、検証し、経済省対策本部事務局と経済省現地対策本部において情報の共有を図る。

(2) プラント班が具体的に実施すべき事項

- ア 原子力事業者からの原子力施設に係る事故・災害情報の収集・分析を行い、「原子力災害対策マニュアル」1.-(2)で規定される「情報集約項目」により、整理する。
- イ 経済省現地対策本部を通じて、原子力保安検査官が確認した原子力施設の事故状況の報告を受ける。
- ウ 経済省現地対策本部長を通じて、以下の情報を常時把握し、必要に応じ現地対策本部を支援し、迅速かつ的確な指示の見直しを発議する。
- ・原子力事業者の事故進展予測
 - ・原子力発電所の場合、ERSSを活用した施設の事故進展予測
- エ 原子力安全委員会や専門家等に必要な情報を提供するとともに、必要な助言を求める。
- オ 原子力事業者が行う事故対応状況を把握（検証を含む。）し、必要に応じ、その支援に関する方針を策定する。
- カ 原子力事業者に対して指導、助言及び支援する。
- キ プラント情報の本部長、事務局長への説明、経済省対策本部事務局内における情報共有を図る。
- ク 経済省現地対策本部プラント班と情報共有を図るとともに、同班に対して指導、助言及び支援する。
- ケ 環境への影響に関する情報を放射線班へ提示する。
- コ 事故等に関する広報資料を広報班に提供する。
- サ プレス対応における技術的支援を行う。
- シ 各種会議での技術説明及び資料を提供する。
- ス その他事務局長、事務局次長の命ずること

(3) プラント班の活動に当たって留意すべき事項

- ア 経済省現地対策本部の体制が整った後は、経済省現地対策本部を通じて、原子力事業者等のプラントにおける安全施設・設備の稼働状況を把握する。
- イ 公示、指示内容の変更が必要になる可能性がないか、常に注意する。
- ウ 原子力事業者の緊急事態における応急対応、事故進展予測の状況を把握する。
- エ 施設の事故状況に関する情報（原子力保安検査官による現場確認情報を含む。）を収集、整理し、専門家に情報を提供し、必要な助言を求める。
- オ 情報を取りまとめたプラントサマリーの作成に当たっては、専門知識を持

たない者にも分かるように努める。

14. 放射線班

- (1) 地方公共団体、原子力事業者の放射線モニタリング活動、モニタリング結果を関係省庁、経済省現地対策本部を通じ収集、整理し、放射性物質の放出状況を把握し、対策本部事務局、関係省庁、現地対策本部、地方公共団体の間で情報共有を図る。
- (2) 放射線班が具体的に実施すべき事項
- ア 文部科学省に対して、S P E E D I の起動を依頼する。
 - イ 原子力事業者及び地方公共団体の実施するモニタリングの情報収集・整理を通じて、放射性物質の放出状況を把握する。「原子力災害対策マニュアル」1. (2) で規定される「情報集約項目」により、整理する。
 - ウ 経済省現地対策本部放射線班の行う放射性物質の影響範囲予測などに対して助言、支援する。
 - エ 地方公共団体及び原子力事業者の行う放射線モニタリングに対して指導、助言する。
 - オ 原子力安全委員会や専門家に必要な情報を提供するとともに、必要な助言を求める。
 - カ 住民、災害対応職員の放射線障害の防止に関して技術的指導、助言を行う。
 - キ 経済省対策本部総括班や住民安全班に対して、適宜、情報提供を行い、対策本部内における放射線情報の共有に努める。
 - ク その他事務局長、事務局次長の命ずること
- (3) 放射線班の活動に当たって留意すべき事項
- ア 現地の住民安全に係る情勢を正しく把握することを最優先する。
 - イ モニタリング情報の収集・整理を通じて、放射性物質の放出状況を把握し、一般への影響度合いを努めて専門知識を持たない者にも理解できる形（例えば、「24時間継続した場合、年間の自然放射線量の $1/10$ 相当」など）により提供する。
 - ウ 災害対応職員の放射線防護に当たっては、人事院規則10-5（昭和38年9月25日号外「職員の放射線障害の防止」）に基づくとともに、原子力安全委員会報告書「原子力施設等の防災対策について」において提案されている上限を踏まえて対応する。

15. 住民安全班

- (1) 住民（滞在者、外国人居住者を含む。）及び住民安全活動に関連する情報について、関係省庁、経済省現地対策本部等を通じて収集し、対策本部事務局、関係省庁、現地対策本部、地方公共団体の間で共有を図る。
- (2) 住民安全班が具体的に実施すべき事項
- ア 直接、原災法第15条が発生した場合、地方公共団体に対して、原災法第10条第2項に規定する職員派遣要請の意向について確認する。なお、地方公共団体から職員等の現地派遣要請の連絡がない場合においても確認する。
 - イ 経済省現地対策本部、地方公共団体を通じて、以下の情報を常々把握し、

- 必要に応じ、経済省現地対策本部を支援し、迅速かつ的確な指示の見通しを発議する。
- ・住民の状況（傷病者、被ばく者を含む。）
 - ・現地の救助、救急活動に関する情報
 - ・飲食物摂取制限の状況
 - ・物資調達、供給活動に関する情報
 - ・放射性物質の放出が予想される場合、屋内退避、避難収容施設、輸送支援能力等の準備状況を含めた地方公共団体等の動向
- ウ 傷病者、被爆者その他被害対応に関して、政府対策本部医療班（政府対策本部が設置されていない場合には、関係省庁等）との調整を行う。
- エ 飲食物の摂取制限の対象物をリストアップする。（例えば、牛乳、鳥、卵）
- オ 専門家に必要な情報を提供するとともに、必要な助言を求める。
- カ 経済省対策本部総括班に対して、適宜、情報提供を行う。
- キ その他事務局長、事務局次長の命ずること

(3) 住民安全班の活動に当たって留意すべき事項

- ア 現地の住民安全に係る情勢を正しく把握することが最優先する。
- イ 現地対策本部を通じ、現地の救助、救急準備体制に関する情報を踏まえ、広域的な対応が必要と判断される場合には、その調整を行う。
- ウ 現地対策本部住民安全班に対する助言、支援を行う。

16. 広報班

- (1) 総括班原子力チームから提供された対外公表資料を基に、広報官（スポーツマン）が行う記者会見に関する時間・場所等について、関係部署との調整を行うとともに、記者会見における支援を行う。
- また、関係自治体、原子力安全・保安院内部関係者及び予め登録されたメールユーザーへの配信（モバイル保安院）やホームページを活用した地域住民、報道機関、国際機関、外国政府等への情報提供、一般からの照会への対応等を担当する。

(2) 広報班が具体的に実施すべき事項

- ①原子力に係る一般的な質問に対応できる職員を確保し、適宜、当該職員へ対応について指示する。
 - ②原子力事業者及び地方公共団体の広報に係る動向を掌握する。
 - ③プレス発表、一般からの問い合わせ窓口等について、必要に応じて、経済省現地対策本部、原子力事業者、地方公共団体等との調整を行う。
 - ④総括班との連携を図りながら、各機能班の情報を収集・整理する。
 - ⑤経済省対策本部として発表すべき事項について、プレス発表を行う。
- ア 原子力緊急事態に関する対外発表等、内閣総理大臣（又は官房長官）による記者発表が行われる場合には、同時に、経済産業大臣による記者会見が行われるよう、準備を行う。
 - イ 官邸における広報、通信社、地方自治体等の報道ぶりについて把握収集に努め、記者会見担当者、対策本部員等に伝達すること。
 - ウ 事務局長（原子力安全・保安院長）は、内閣官房からの要請に必要に応じ、内閣官房長官の記者会見等において説明を行い、又は同席する。（内閣官房からの連絡は、対策本部広報班に入る。）

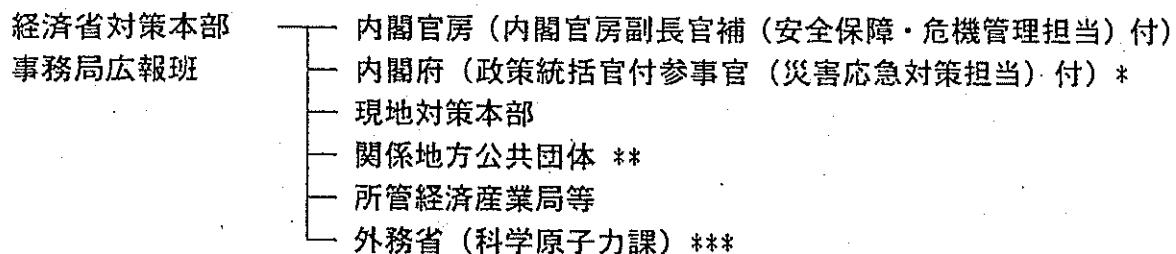
- エ 特に重要な発表については、事務局長（原子力安全・保安院長）が記者会見を行う。
- 記者会見の場所については、予め指定した省内の会議室とする。対策対応中においては、原則として、ERCへの報道関係者の立入を認めない。
- オ 「原子力災害対策マニュアル」1. (8) の規定により、官邸対策室（広報班）、内閣府（情報対策室）に、貼出しの事実、発表の内容、状況を連絡する。また、外務省（科学原子力課）を含めプレス発表資料をFAXで送付する。
- カ 経済省現地対策本部、関係地方公共団体、所管経済産業局等に対し、プレス発表資料（プレスに配付した資料）をFAXで送付し、また、プレス発表の状況を連絡する。

⑥その他事務局長、事務局次長の命ずること

(3) 対策本部広報班の活動に当たって留意すべき事項

- ア プレスルームに常時プレス対応要員を配置し、各種データについて、適切な解説を行う等によって国民一般に分かり易く正確な情報提供に努める。
- イ 報道機関等に対しては、迅速かつ的確な発表に努める。
- ウ 海外関係機関に対する説明等について、可能な限り対応することにより経済省現地対策本部の負担を軽減する。
- エ 広報資料の作成に際しては、広報官と十分調整を行う。

【プレス発表に関する情報伝達経路】



* 関係省庁への情報提供

** 関係道府県への連絡については、経済省現地対策本部がオフサイトセンター立ち上げ対応に当たっている場合には、プレス配付資料の送付、プレス対応の状況の情報提供については、原則として、経済省対策本部事務局が行う。

*** 在京大使館等への情報提供

【プレス発表様式（例）】原子力緊急事態の発生を示す事象の発生（別紙2参照）

17. 医療班

- (1) 従業者や住民のうち被ばく等により緊急に医療措置を必要とする者の対応を行う。
- (2) 医療班が具体的に実施すべき事項

- ア 地域医療施設等の状況の把握に関すること
- イ 経済省現地対策本部医療班が実施する被ばく患者の治療、輸送に関する助言、支援に関すること

- ウ 国の機関等の医療施設に収容する場合における受入体制の整備に関すること
 - エ ヨウ素剤等の投与に関する専門家への情報提供及び技術的助言等に関すること
 - オ 被ばく患者の治療方針に係る技術的支援に関すること
 - カ 経済省現地対策本部医療班に対する指導、助言及び支援に関すること
 - キ その他医療に関すること
- なお、対策本部医療班が行う事務の手順は、厚生労働省等と協力して、今後検討することとする。

II. 経済産業省原子力災害現地対策本部

1. 組織の全体像（別紙1参照）

経済省現地対策本部は、経済産業省防災業務計画に基づき、経済産業大臣が設置する。

原子力緊急事態を示す事象が発生した場合、現地において、防護対策を行うための組織で、公衆への被害を回避することを最優先にして、原子力災害の拡大防止、事態の終息等を図るための対応を行う。

政府現地対策本部が設置された場合には、経済省現地対策本部は、政府現地対策本部に組み込まれ、その活動は、政府現地対策本部の活動と一体化する。

なお、原子力災害対応においては、現地での対応が重要である。対策本部と現地対策本部との関係は、現地への派遣職員が到着し、現地対策本部の体制が整った段階にあっては、基本的には、現地対策本部が主体となり、地方公共団体等とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、地方公共団体、原子力事業者等との連携、情報共有の下に事故対応、放射線防護、住民対応等の防災対応を行う。

2. 現地本部長の指定

経済省現地対策本部長は、経済産業副大臣が務める。

原則、国家行政組織法に基づく職務代行の第一順位にある経済産業副大臣が経済省現地対策本部長にあたることとし、それが困難な場合には、あらかじめ一般的な名簿記載等の順位として定められている順に経済産業副大臣又は大臣政務官があたる。

現地本部長は、政府現地対策本部長を兼務する。

また、経済産業副大臣又は大臣政務官が派遣されない場合には、原子力安全・保安院審議官が現地対策本部長を務める。

3. 現地本部長の機能

(1) 経済省現地対策本部の事務を総轄し、経済省現地対策本部を指揮する。

事故の状況を高い立場から鳥瞰し、経済省現地対策保安部における対応状況（防護対策の実施等）を把握する。

(2) 現地本部長の役割は、次のとおり。

①経済省現地対策本部を代表し、指揮する。

②初動において、着任後、次のことを行う。

ア 事故状況の報告を受ける。

イ 経済産業省、その他関係機関の対応状況の報告を受ける。

ウ 経済省現地対策本部がこれから行うことの説明を受ける。

③経済省対策本部としての防護対策の方針を決定する。

④防護対策を実施する必要性を認めた場合には、経済省対策本部長に報告する。

⑤地方公共団体の長（又はその代行者）との情報、認識の共有化を図り、地方公共団体等に対する支援等の要否を把握し、必要に応じ、経済省対策本部長に上申、要請する。

4. 現地副本部長

(1) 現地副本部長は、原子力安全・保安院審議官が務め、現地本部長に事故があるときには職務を代行する。また、現地本部長の命を受けて、現地本部長の職務の一部

を代行する。

- (2) 経済省現地対策本部の体制を把握する。
- (3) 緊急時対応に関して、現地本部長に意見具申する等現地本部長を補佐する。

5. 現地事務局

- (1) 総括班、プラント班、放射線班、住民安全班、広報班、医療班、運営支援班を置く。
- (2) 経済省現地対策本部事務局が具体的に実施すべき事項
 - ア 事故・事象に関連する情報の収集、分析に関すること
 - イ 地方公共団体、関係機関等及び原子力事業者との連絡・調整に関すること
 - ウ 経済省対策本部との連絡・調整に関すること
 - エ 現地派遣職員等の受入れに関すること
 - オ 放射性物質の放出の把握に関すること
 - カ 公衆の安全確保のための避難、退避に関すること
 - キ 原子力事業者に対する指示、指導及び助言に関すること
 - ク 地域住民及び報道機関に対する情報の提供に関すること
 - ケ オフサイトセンターの運営に関すること
 - コ その他原子力災害の拡大の防止を図るための対策に関すること
- (3) 経済省現地対策本部事務局の活動に当たって留意すべき事項
 - ア 緊急時の優先事項を踏まえ、特に公衆への被害の回避を最優先にして防護対策を行う。
 - イ 地方公共団体、原子力事業者等現地の関係機関に対して情報提供を行うとともに、地方公共団体等による防護対策の実施状況を把握する。
 - ウ 経済省対策本部に対して、現地の対応状況に係る情報提供を行い、必要に応じ支援要請を行う。

6. 現地事務局長

- (1) 現地事務局長は、原子力安全・保安院審議官が務め、経済省現地対策本部事務局を総括する。事務局における事故対応、災害対応の全体を把握し、現地本部長、現地副本部長に報告するとともに、対応案の具申を行う。
- (2) 事務局の各機能班責任者を指揮・統制する。
- (3) 事務局長が具体的に実施すべき事項
 - ア 到着時においては、参考状況の報告を受ける。
 - イ 現地派遣職員が到着し、経済省現地対策本部の体制が整ったことを経済省対策本部に連絡する。
 - ウ オフサイトセンターにおいては、体制及び対応状況が確認できるよう中央スペース又は総括班に位置し、各機能班が収集した情報、解析予測結果等の全体を鳥瞰し、常に事態の進展状況を把握する。
 - エ 原子力事業者の行う事故対応を検証し、必要に応じ対応を指示する。
 - オ 経済省現地対策本部の起動を宣言した場合には、経済省対策本部から経済省現地対策本部に当該権限の大部分の委譲を受ける。
 - カ 原子力災害合同対策協議会に参画し、会議を議事進行する等運営する。
 - キ 適宜、経済省現地対策本部事務局会議を開催する。

ク 緊急事態の防災対応を行うために、職員の増強、関係機関への通報を承認するとともに、プレス発表を行う。

(4) 事務局長の活動に当たって留意すべき事項

ア 緊急時の優先事項を踏まえて対応し、緊急時対応急対策を一段高い位置から鳥瞰する。

イ 地方公共団体、原子力事業者の防災活動を把握し、情報共有、連携を図り、国として実施すべき支援を取りまとめ、現地本部長等に報告、上申する。

ウ 必要に応じ、対外公表を行い、また、プレス対応の判断を行う。

(5) 政府現地対策本部事務局長を兼務する。

7. 現地事務局次長

(1) 現地事務局次長は、原子力発電検査課長が務め、現地事務局長に事故があるとき又は諸般の事情により不在のときには職務を代行する。また、現地事務局長の命を受けて現地事務局長の職務の一部を代行する。

(2) 緊急時対応に関して、現地事務局長に意見具申する等現地事務局長を補佐する。

(3) 経済省現地対策本部の体制を把握する。

(4) 現地事務局次長の活動に当たって留意すべき事項は、事務局長と同じ。

8. 広報官

(1) 経済省現地対策本部事務局のスポーツマンとして、現地本部長、現地事務局長等の指揮の下、記者会見を行う。

(2) 広報官の活動に当たって留意すべき事項

ア 事務局全体を鳥瞰し、適時適切に記者会見を行う。

イ 記者会見の実施に当たっては、官邸、経済省対策本部、地方公共団体、原子力事業者と連携して統制の取れた記者発表を行う。

ウ 記者発表は努めて定期的に行う。

9. 現地事務局各機能班

(1) オフサイトセンターに到着した職員は、事務所長の指揮の下、次の手順でオフサイトセンターを立ち上げる。

ア 特定事象の発生した原子力事業所（原子力発電所：中操・緊急時対応室・検査官室、加工施設等：原子力事業者が臨時に指定する緊急時対応室）とオフサイトセンターとの通信回線を確保する。

イ オフサイトセンターの E R S S （原子力発電所の場合に限る。）及び S P E E D I 端末が配備されている場合は、それらの設備を配置し、起動する。

ウ 机、資機材（電話、コピー機、F A X等）を配置する。

エ オフサイトセンターに参考する者が用いる腕章その他の備品を用意する。

オ オフサイトセンターの入口に本部名を記した看板を掲げる。

以上の作業が終了した場合、経済省現地本部長（経済産業副大臣）及び対策本部総括班責任者（企画調整課長）にその旨を報告する。

(2) 参集者は各機能班のスタッフィングボードに、所属、氏名等を記入するとともに、各機能班責任者は、班員の役割分担を行う。

- (3) 現地に到着した派遣職員及び原子力保安検査官事務所職員等は、現地の人員体制が整うまでの間は、経済省現地対策本部総括班を中心に手分けして各機能班の活動の準備及び当面の対応を行う。
- (4) 経済省現地対策本部各機能班責任者は、各機能班の体制が整った時点で、経済省現地対策本部総括班に連絡する。
- (5) ホワイトボード及びステータスボードを配置し、過渡期には10分、安定期には1時間を目途に必要な情報を書き込む。
- (6) 各機能班は、適時、情報の整理に努める。例えば、収集した情報は可能な限り簡潔に明文化し、経済省現地対策本部関係者が誰でも閲覧できるよう所定の位置におく。また、処理前の情報と処理済みの情報を仕分ける。

10. 総括班

- (1) 経済省現地対策本部事務局の活動に関する総合調整を行う。

現地において、他の機能班の活動状況を取りまとめ、必要に応じ各機能班の調整を行い、経済省現地対策本部内及び経済省対策本部、地方公共団体等関係機関との情報共有を図る。

- (2) 総括班の具体的に実施すべき事項

- ア 経済省現地対策本部事務局各機能班の立ち上げ状況を把握する。
- イ 国の職員、専門家等に係る緊急輸送の状況を把握する。
- ウ 各機能班からの情報を収集・整理し、事務局内で共有する。また、経済省現地対策本部総括班責任者は、全体を把握する。
- エ オフサイトセンターの活動状況、原子力事業所の事故状況及び災害対策の準備状況を把握し、経済省対策本部総括班原子力チームに報告する。
- オ 原子力合同対策協議会（緊急時対応方針決定会議、全体会議）及び機能班責任者会議（以下、「合同対策協議会等」という。）を開催する。
- カ 経済省現地対策本部プラント班、放射線班、住民安全班と協力して、屋内退避、避難等の措置案（合同対策協議会資料案）を取りまとめる。
屋内退避、避難等の措置の発出時期は、放射性物質の放出開始時期と放出量及び影響範囲（放出予測）の不確定性を考慮して、早すぎた場合の混乱や遅すぎた場合の被ばくの危険を回避するように十分検討する。
- キ 現地における自衛隊派遣要請（案）を取りまとめ、経済省対策本部総括班総括チームに依頼する。
- ク 関係地方公共団体の防災活動状況、被害状況、傷病者の医療状況の情報を取りまとめる。
- ケ 必要に応じ、公示、指示及びその変更案を取りまとめ、周知する。
- コ オフサイトセンターにおける地方公共団体の現地本部との連携を図る。
- サ 原子力事業者に対して、国の現地における体制等に係る必要な情報を提供する。
- シ その他現地本部長、事務局長の命ずること

- (3) 総括班の活動に当たって留意すべき事項

- ア 住民対応を行う最前線の地方公共団体、防災機関等の活動支援を重視する。
- イ 合同対策協議会等において適時適切に意志決定が行えるように情報の整理、提供に努める。

- ウ 現地において積極的に判断すべき事を判断し、中央に対して具申できるように努める。
- エ 公衆への被害発生回避等の措置の実施状況を把握し、現地事務局長から現地本部長に報告し、上申するために必要な情報を収集、整理する。また、必要に応じ、指示、公示内容の変更案を作成する。
- オ 関係機関（官邸、原子力安全委員会、関係省庁）、現地対策本部、地方公共団体等に対して、自ら情報を提供し、また、必要な情報提供が行われていることを確認し、また、関係機関における活動状況を把握する。
- カ 経済省現地対策本部における業務が円滑に実施されるよう、業務支援の面でも十分な対応を行う。

1.1. プラント班

- (1) 現地において、施設の事故の状況を把握し、進展を予測するとともに、放射性物質の放出が懸念される場合の予測及び放出時の放出状況を把握する。
- (2) プラント班が具体的に実施すべき事項
 - ア プラント状況図の整備を行う。
 - イ 原子力事業者から原子力施設に係る事故情報を収集し、整理する。
 - ウ 原子力保安検査官を通じて、原子力施設の事故状況を確認する。
 - エ 原子力事業者の行った事故原因の究明結果を検証し、当該結果に対し、必要な指摘等を行う。
 - オ 原子力事業者が行う復旧行動を確認し、当該行動に対し必要な指摘等を行う。
 - カ 原子力事業者の事故進展の予測の状況を把握する。
 - キ 得られたプラント情報を現地本部長、事務局長へ説明するとともに、総括班及び放射線班に対して、適宜、情報提供を行い、事務局内の共有を図る。
 - ク 経済省対策本部プラント班との情報の共有を図る。
 - ケ 原子力安全委員会や専門家との連絡・調整及び技術的助言を求める。
 - コ 合同対策協議会等での技術的説明及び資料の作成・提供を行う。
 - サ 事故等についての広報資料を広報班に提供する。
 - シ プレス対応において技術的支援を行う。
 - ス その他現地本部長、事務局長の命ずること
- (3) プラント班の活動に当たって留意すべき事項
 - ア 事故の進展、原子力災害の拡大、防護対策の見直し等を要すると見込まれるときは、経済省現地対策本部の事務局長、事務局次長及び総括班に直ちに報告する。
 - イ 施設の事故状況に関する情報（原子力保安検査官による現場確認情報を含む。）を収集、整理する。分析にあたっては、対策本部が手配する専門家の意見を仰ぐ。
 - ウ プラントにおける安全施設・設備の稼働状況については、経済省現地対策本部プラント班が中心となって把握するものであることを認識する。また、情報把握にあたっては、原子力保安検査官を活用する。
 - エ 努めて専門知識を持たない者にも分かるように情報の取りまとめ（プラントサマリー）を作成する。

1.2. 放射線班

- (1) 現地において、環境放射線の状況変化を監視し、放射線及び放射性物質の影響の予測及び把握を行うとともに、住民等に対して行うべき防護対策案を提示する。
- (2) 放射線班が具体的に実施すべき事項
- ア 原子力事業者及び地方公共団体の実施するモニタリング情報の収集・整理を通じて、放射性物質の放出状況を把握する。
 - イ S P E E D I の計算結果等を活用し、放射性物質の放出予測を行う。
 - ウ 屋内退避、避難収容施設等に係る防護活動の準備状況を含めた、地方公共団体等の動向を把握する。
 - エ 災害対応職員の放射線防護の状態を管理する。管理状況については、適宜、現地事務局長に報告するとともに、原子力安全委員会報告書において「原則 50 mSv、緊急かつやむを得ない作業を実施する場合に 100 mSv を上限」とすることを提案していることを踏まえ、作業により 50 mSv を越える被ばくが想定される場合には、現地事務局長の判断を求める。
 - オ 環境放射線情報を現地本部長、事務局長へ説明するとともに、総括班及び住民安全班に対して、適宜、情報提供を行い、事務局内の共有を図る。
 - カ 経済省対策本部放射線班との情報共有を図る。
 - キ 現地に派遣された原子力安全委員会や専門家に対する情報の伝達及び専門家からの技術的助言を求める。
 - ク 合同対策協議会等での説明及び資料の提供を行う。
 - ケ 放射線、放射性物質の影響に関する広報資料を広報班に提供する。
 - コ プレス対応において支援する。
 - サ その他現地本部長、事務局長の命ずること

(3) 放射線班の活動に当たって留意すべき事項

- ア モニタリング情報の収集・整理を通じて、放射性物質の放出状況を把握し、一般への影響度合いを努めて専門知識を持たない者にも理解できる形（例えば、「24時間継続した場合、年間の自然放射線量の 1/10 相当」など）により提供する。
- イ 放射線、放射性物質の影響予測においては、防護対策の検討に影響を及ぼすことがないように速やかに行う。
- ウ 災害対応職員の放射線防護に当たっては、人事院規則 10-5（昭和 38 年 9 月 25 日号外「職員の放射線障害の防止」）に基づくとともに、原子力安全委員会報告書「原子力施設等の防災対策について」において提案されている上限を踏まえて対応する。

1.3. 住民安全班

- (1) 住民（滞在者、外国人居住者を含む。）及び防災関係者の安全確保、救助活動の実施、社会秩序の維持を図る。
- (2) 住民安全班が具体的に実施すべき事項
- ア 地方公共団体を通じて、住民の情報を収集する。
 - イ 救助、救急活動に関する情報を収集する。
 - ウ 放射性物質の放出が予想される場合、屋内退避、避難収容施設等の準備状況を含めた地方公共団体等の動向を把握する。

- エ 現地において、必要と考えられる飲食物の摂取制限の対象物をリストアップする。（例えば、牛乳、鳥、卵） 飲食物摂取制限の状況を把握する。
- オ 専門家に必要な情報を提供するとともに、必要な助言を求める。
- カ 経済省現地対策本部総括班に対して、適宜、情報提供を行う。
- キ 物資調達、供給活動に関する情報を経済省対策本部住民安全班に連絡する。
- ク 合同対策協議会等での説明及び資料の提供を行う。
- ケ 住民の安全確保に関する広報資料を広報班に提供する。
- コ プレス対応における支援を行う。
- サ その他
 - ・防護対策の地方公共団体・防災機関への伝達と実施状況に関すること
 - ・防護対策実施に関する交通規制、輸送手段確保等に関すること
 - ・防護対策実施に関する飲食物、物資等の確保等に関すること
 - ・社会秩序の維持（風評被害の防止等）に関すること
 - ・現地本部長、事務局長の命ずること

(3) 住民安全班の活動に当たって留意すべき事項

- ア 放射性物質の放出が予想されるとき、屋内退避、避難収容施設、輸送支援能力等に係る防護活動の準備状況を含めた地方公共団体等の動向を把握する。
- イ 特に、経済省現地対策本部プラント班や原子力事業者からの情報を踏まえ、地方公共団体には避難者の状況からみて広域的な対応や他の地域からの応援が必要か否かを判断し、必要な場合には、総括班と調整の後、経済省対策本部住民安全班に対して支援を要請する。
- ウ 早期に情報発信、情報収集に努める。

14. 広報班

(1) 現地において、プレス対応、住民への情報提供、地方公共団体や一般からの照会への対応に係る広報活動を行う。

(2) 広報班が具体的に実施すべき事項

- ①官邸や対策本部における記者発表情報、通信社、地方公共団体等の報道ぶりの把握に努め、経済省現地対策本部関係者への情報提供に努める。
- ②原子力事業者及び地方公共団体の広報に係る動向を掌握する。
- ③プレス発表に関して、必要限度の範囲において、原子力事業者、地方公共団体等との調整を行い、経済省対策本部広報班に連絡する。
- ④総括班との連携を図りながら、各機能班の情報を収集・整理する。
- ⑤経済省現地対策本部として発表すべき事項について、プレス発表を行う。

ア プレス対応の計画策定及び準備については、現地警戒本部広報班がこれに当たる。広報を行うに当たっては、その時期、内容について、警戒本部広報班とよく連絡を取り、齟齬を来さないよう努める。関係地方公共団体における広報についても、情報収集に努める。
また、通信社の報道内容についても収集把握に努め、記者会見担当者、警戒本部員に提供する。

イ 警戒本部、関係地方公共団体に対し、プレス発表資料（プレスに配付した資料）をFAXで送付し、また、プレス発表の状況を連絡する。
ウ 記者会見については、原則として、広報官が行う。なお、重要な発表は、

現地事務局長が行う。

- 工 記者会見については、あらかじめ指定した場所（オフサイトセンター内又は近傍の会議室等）を指定する。なお、オフサイトセンター内については、事故対応中は報道関係者の立入を制限することとし、報道関係者が立ち入ることができる場所を設ける場合は、その場所を明示する。
- オ 発表は可能な限り定期的に行い、可能な限り次回の発表時間を明示する。
- ⑥住民への情報の提供及び一般からの問い合わせへ対応する。
- ⑦経済省対策本部広報班、地方公共団体、原子力事業者等との広報について調整・統制を図る。
- ⑧その他現地本部長、事務局長の命ずること

(3) 広報班の活動に当たって留意すべき事項

- ア 各種データについて、適切な解説を行う等により、専門知識を持たない者にも分かりやすい正確な情報提供に努める。また、報道機関等に対して迅速かつ的確な発表に努める。
- イ 現地の報道機関や住民については、経済省現地対策本部が中心となって対応する。住民広報のうち、具体的に行動すべき者への広報は、住民安全班が行う。（防災広報無線等の手段の他指定公共機関としてのテレビ局、ラジオ局等に依頼して行う地域住民向け広報を含む。）
- ウ 地方公共団体、防災機関が実施する広報活動状況を把握し、必要に応じ支援する。
- エ 住民からの問い合わせに関して、地方公共団体、日本原子力研究開発機構等と早期から役割分担を行い、迅速、正確な対応を行う。
- オ 広報資料の作成に際しては、広報官と十分調整を行う。

15. 医療班

- (1) 従業者や住民のうち被ばく等により緊急に医療措置を必要とする者の対応を行う。
- (2) 医療班が具体的に実施すべき事項

- ア 住民の被ばく状況の把握と地域医療機関等の医療活動についての状況を把握する。
- イ 住民、原子力事業者等の被ばく者の治療、輸送についての調整や要請を行う。
- ウ 国の機関等の医療施設に収容する場合における受入れ等の調整を行う。
- エ ヨウ素剤投与等における専門家への情報提供と意見聴取を行う。
- オ ヨウ素剤投与の指示に関すること
- カ 現地に派遣された原子力安全委員会の専門家に対する情報の伝達と専門家からの技術的助言を求める。
- キ 合同対策協議会等での説明と資料を提供する。
- ク 緊急時医療に関する広報資料を広報班に提供する。
- ケ プレス対応において支援する。
- コ その他現地本部長、事務局長の命ずる事項

(3) 医療班の活動に当たって留意すべき事項

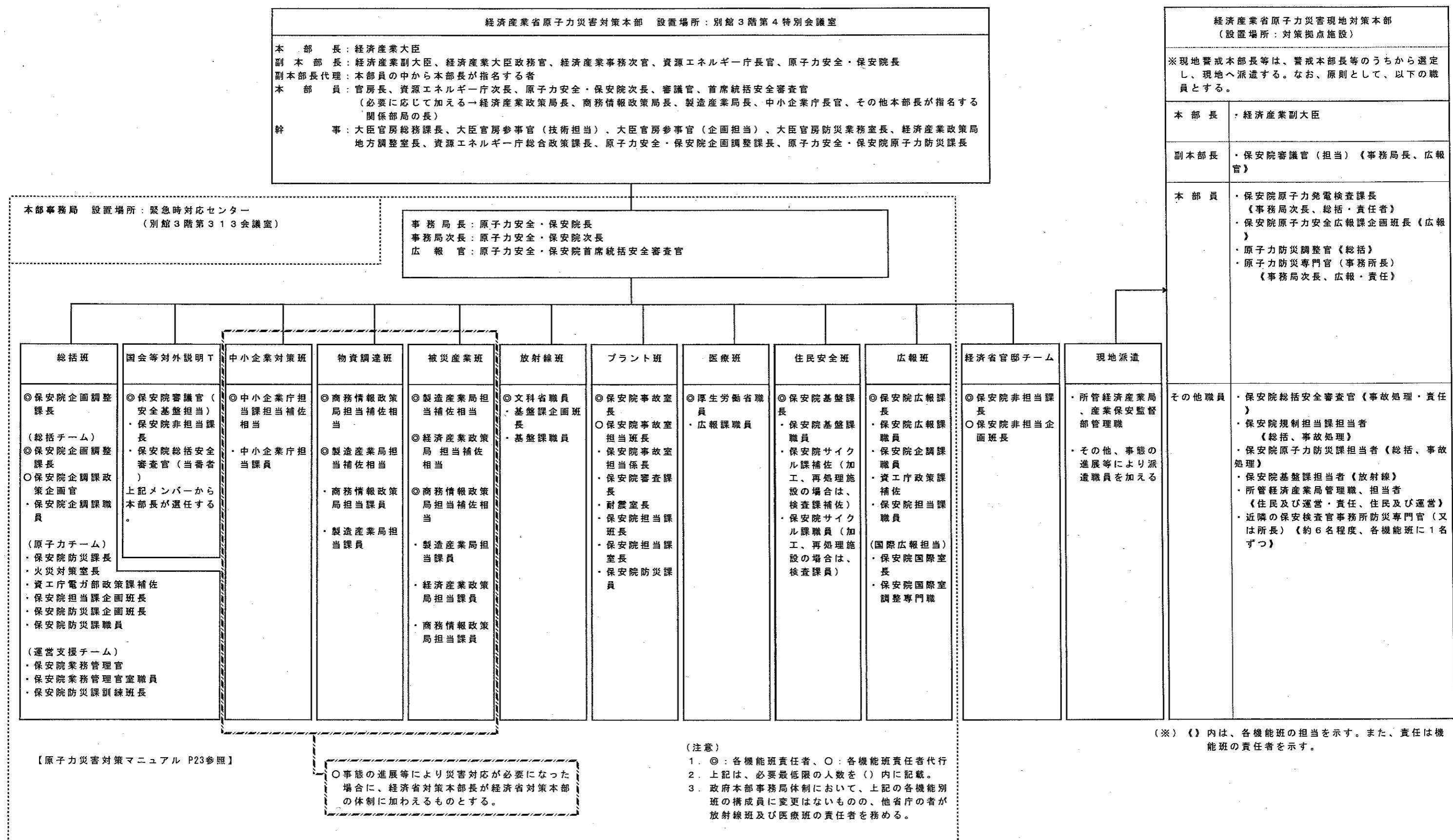
- ア 経済省現地対策本部が実質的な判断を行う。
- イ 救護所における被ばく者の集計においては、複数の機関の情報を総合して判断することが必要。

1 6. 運営支援班

- (1) 現地対策本部の円滑かつ持続的な活動のため必要な事務を行う。
- (2) 運営支援班が具体的に実施すべき事項
 - ア オフサイトセンターの出入管理を行う。腕章を準備し、入場者に配布する。
 - イ コピー機、FAX機等の稼働状況、消耗品の状況を管理する。
 - ウ オフサイトセンター収集要員の給養（食事、仮眠計画、宿泊場所の確保等）に関すること
 - エ 消耗品の調達を行い、必要に応じて配布する。
 - オ 現地対策本部に必要な物品の調達、補給を行う。
 - カ オフサイトセンター全体の環境を整備する。
 - キ オフサイトセンター内の放射線監視を行う。
 - ク 経済省現地対策本部総括班に対して、適宜、情報提供を行う。
 - ケ 現地派遣職員（交代要員を含む。）の受入れに関すること
 - コ オフサイトセンターの庶務に関すること
 - サ その他現地対策本部長、事務局長の命ずること
- (3) 運営支援班の活動に当たって留意すべき事項
 - ア 交通機関、宿泊先の確保、物資の調達先等日常から地元情勢について把握しておくことが必要
 - イ オフサイトセンター入口等において混乱が発生した場合等の体制（他班からの応援等）について検討しておくことが必要

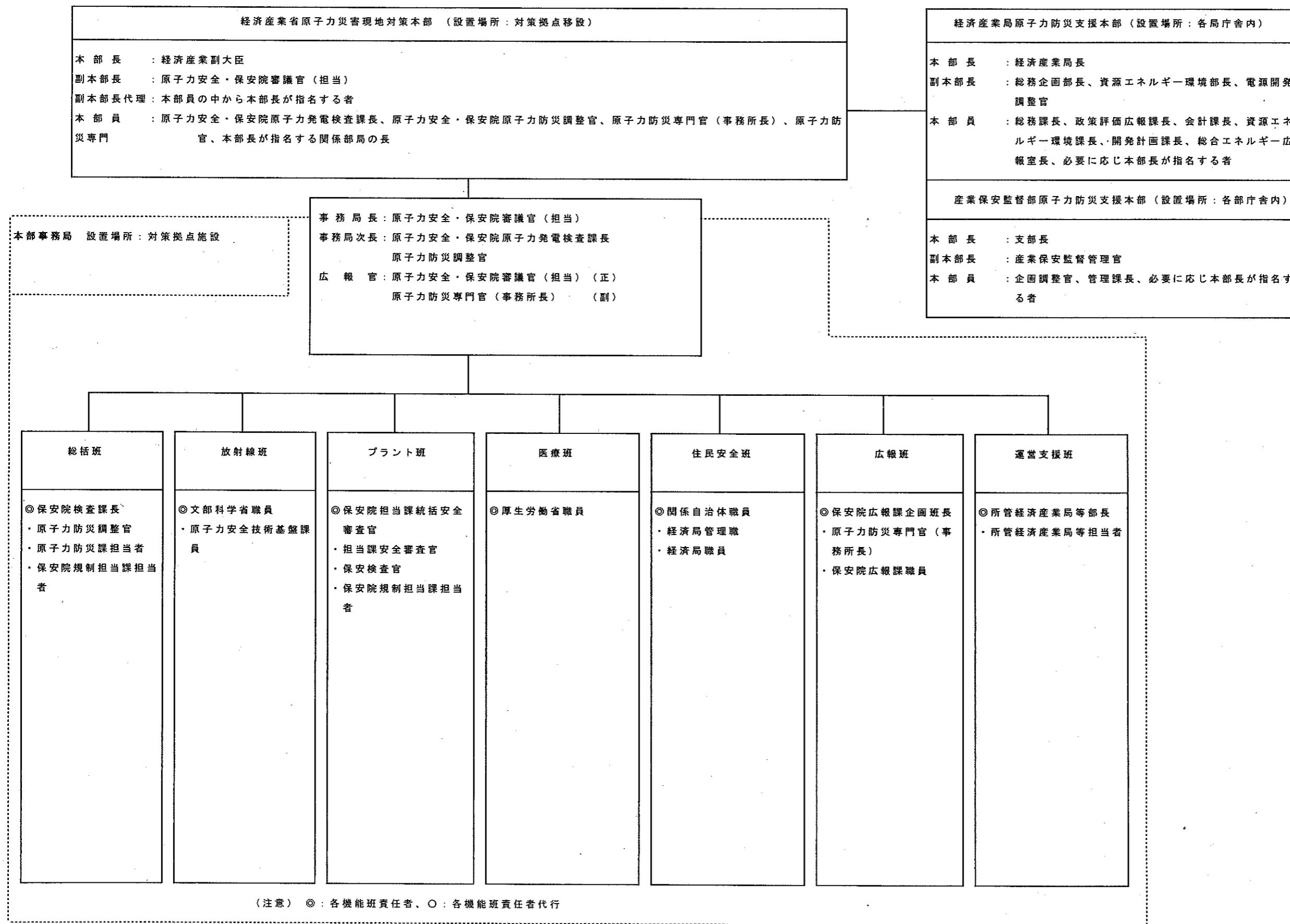
経済産業省原子力災害対策本部組織体制

別添（別紙1）
(第4編)



経済産業省原子力災害現地対策本部組織体制図

別添（別紙1）
(第4編)



別紙2
第4編(別添)

◇ 原子力発電所からの放射性物質の漏えい、放射線の放出がない場合

○○原子力事業所における原子力緊急事態の発生について(第一報)

○○年○○月○日 ○○時○○分発表
経済産業省

当省は、○○月○○日○○時○○分に、○○から、○○原子力事業所で事故(必要に応じ概要を記述)が発生したとの通報を受け、経済産業大臣から内閣総理大臣に報告した。

○○時に内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発し、併せて、緊急事態応急対策を実施すべき区域、区域内の居住者等に対して周知させるべき事項の公示を行った。

(原子力緊急事態宣言に係る公示及び指示は別添1、2のとおり。)

今後、原災法第16条の規定に基づき、政府の原子力災害対策本部が設置され、そのもとで、政府全体で対応することとなる。

現時点では、放射性物質の著しい漏えい、放射線の著しい放出はない。○○km以内の地域(別紙)の住民は、不必要的外出は控え、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意されたい。

次の発表は、1時間後(必要に応じ、前倒しで発表する。また、政府の原子力災害対策本部が設置されれば、政府の原子力災害対策本部事務局広報班が対応する。)

問い合わせ先:原子力災害対策本部広報班

広報担当責任者 ○○○○
Tel ○○○○○(内線○○)

(別添1)、(別添2)

総理大臣の原子力緊急事態宣言

指示、公示を添付

(別添3)

事業者からの通報内容を添付

事務代行

①経済産業副大臣②保安院次長
①審議官(非担当)、②審議官(安全基盤担当)、③首席統括安全審査官
①担当課長

①審議官(安全基盤担当)又は、審議官(サイクル担当)、②審査課長又は防災課長又はサイクル課長、③統括安全審査官(担当)、④広報課長
①政策企画官(別途招集)、②企調課総括班長

①首席統括安全審査官、②審議官(サイクル担当)

①業務管理官室人事班長、②業務管理官室班長

①事故室担当班長、②事故室班長(非担当2名のうちの一人)、
③事故室班長(非担当2名のうち「①」以外のもう一人)

①担当課企画班長、②担当課班長
①防災課企画班長、②防災課事故室担当班長

①国際空調整専門職、②国際室企画班長(別途招集)

①基盤課企画班長、②検査課企画班長

①審議官(担当)、②事務所長
①検査課長②事務所長
①事務所長、②広報課企画班長
①事務所長、②事務所副所長

①事務所原子力防災専門官、②現地保安検査官

①担当課統括安全審査官、②事務所原子力防災専門官、③現地保安検査官

①事務所長、②事務所原子力防災専門官、③現地保安検査官

①事務所原子力防災専門官、②現地保安検査官